

指定都市各市の要望事項

(立憲民主党)

頁

札幌市	1
仙台市	17
さいたま市	37
千葉市	44
川崎市	52
横浜市	63
相模原市	65
新潟市	78
静岡市	80
名古屋市	83
京都市	93
堺市	95
神戸市	106
岡山市	110
広島市	111
福岡市	121
熊本市	129

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
脱炭素社会の実現に向けた支援	<p>世界の潮流が、社会や産業のグリーントランスフォーメーション（GX）に進む中、札幌市では、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを持つ北海道の中心都市として、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーへの転換など様々な脱炭素の取組を進め、令和4年11月には「脱炭素先行地域」に指定されるとともに、令和5年4月には「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合」が開催された。</p> <p>この会合を契機に、札幌市と北海道では、脱炭素を通じてエネルギーの地産地消と経済の活性化はもとより、日本及び世界のGXに貢献していく「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発出したところ。</p> <p>札幌市では、道内のエネルギーの一大消費地であるという地域特性を生かし、市民の行動様式と産業構造のゼロカーボンへの転換を進めることで、新しい脱炭素技術の導入や人材育成、世界的な環境金融の資金の呼び込みにつなげ、地域脱炭素のフロントランナーとして脱炭素社会の実現に向けた取組の更なる加速化を図っていくことから、以下の取組に特段のご配慮を要望する。</p> <p>1 環境に配慮し、かつ強靱化に向けた都心のまちづくりへの支援</p> <p>札幌市では、都心部で活発化する建物の建替え機会を捉え、まちづくりと環境・エネルギー施策を一体的に進めるために「都心エネルギープラン」を策定しており、その中でエネルギー利用の最適化や災害時のエネルギーの安定供給を目的とした、地域熱供給を活用するエネルギーの面的利用を位置付けている。</p> <p>具体的には、熱導管幹線の整備やコージェネレーションシステム等による熱供給プラントの整備に取り組むこととしているが、既成市街地での施工の困難性による費用増等が課題である。</p> <p>そこで、これら取組を進めるに当たり、事業規模や事業期間の実態に即した地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等の支援制度の拡充を要望。</p> <p>2 ZEH・ZEB補助制度等の充実</p> <p>札幌市が目指すゼロカーボンシティの実現には、ZEH・ZEBの普及が不可欠であるが、積雪寒冷地では、断熱性能の向上や高効率暖房設備の導入などにより、一般的な建設費の増加分とされる10%よりも高い30%以上の増嵩が見込まれるため、建設費に係る補助率の引上げなど、積雪寒冷地の実情に即した支援の拡充及び補助制度の継続的な実施を要望。</p> <p>また、札幌市では、積雪寒冷地におけるZEH・ZEB設計に必要なノウハウの蓄積のために民間事業者への設計費補助を行うなど、市内におけるZEH・ZEBの普及を目指しているところであり、その取組を推進するため、自然換気設備など市内で実績があり積雪寒冷地で多く採用されている技術について、国が定めるZEH・ZEBの評価基準への追加を要望。</p> <p>さらに、省エネ・省CO₂化の推進に当たっては、北海道・札幌市における家庭部門でのCO₂排出割合が全国に比べ大きいことを踏まえ、その削減に向け高効率暖房・給湯機、太陽光発電システム等の導入・設置を行う一般</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>家庭に対する十分な支援を要望。</p> <p>3 水素社会の早期実現に向けた支援</p> <p>札幌市では、都心部において水素を活用した「災害に強く環境にやさしいモデル街区」として、FCバス・トラックなどの大型車にも対応する道内初の定置式水素ステーションと、水素エネルギーに関するショーケースとしての普及啓発機能を備えた集客交流施設を、民間活力を導入して整備し、水素エネルギーの需要拡大に向けた取組を推進することとしている。</p> <p>水素エネルギーの需要創出においては、高額な設備コストが課題であることから、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に示されたコスト低減への着実な施策推進とともに、燃料電池等の導入に対する支援の継続・拡大を要望。</p> <p>また、水素は電気等に比べ、バスやトラック等の大型燃料電池自動車への燃料供給時間や車両重量等において優位性を発揮することから、その普及に向けた水素ステーション整備や、燃料電池自動車の導入に対する継続的な支援及び寒冷地に対応する大型燃料電池自動車の開発・実証に係る支援を要望。</p> <p>さらには、再生可能エネルギーの主力電源化を通じた脱炭素社会の実現には、系統連系に係る課題の解決や余剰電力の活用が必要であることから、民間事業者による水素サプライチェーンの構築に向けた水素製造・運搬技術の導入や実証事業への継続的な支援を要望。</p> <p>4 積雪寒冷地におけるゼロエミッション自動車普及に向けた支援</p> <p>脱炭素社会の実現に向けては、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッション自動車の普及拡大が不可欠である。</p> <p>そこで札幌市は、2021年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」において、ゼロエミッション自動車を含む市内の次世代自動車の割合を2016年度の10%から2030年度には60%まで引き上げる目標を掲げ、導入補助などの取組を進めている。</p> <p>ゼロエミッション自動車の普及拡大のためには、導入補助や税の減免によりガソリン自動車等との実質的な価格差を小さくするほか、市民や企業が用途に応じて選択できるよう車種の充実が求められる。</p> <p>特に、積雪寒冷地の北海道・札幌市では、国産のゼロエミッション自動車に4WDの設定が乏しいことが大きな障壁となっていることから、国内自動車メーカーにおいて4WDの設定を含めた多様な車種が開発・販売されるよう、必要な政策的支援を要望。</p> <p>5 環境投資促進のための支援</p> <p>「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を契機として、北海道・札幌市がGXを実現し、環境と経済が好循環する持続可能で活力ある地域となるためには、世界的な環境金融の呼び込みが必要である。</p> <p>今後は、北海道や国の関係機関、金融機関等とともに設立したコンソーシアム（共同事業体）において、再生可能エネルギー需給の好循環の確立・環</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>物価高等の社会経済情勢変化に係る支援</p>	<p>境金融人材の育成・投資呼び込みに向けた効果的な情報発信などの取組を積極的に進めていく。</p> <p>推進にあたっては、関係省庁との連携や規制緩和の検討なども必要になっていくことが考えられるため、北海道・札幌市の地域特性を踏まえた関係省庁等の重点的な支援を要望。</p> <p>6 清掃工場更新における財源措置</p> <p>札幌市では、ごみ減量の取組により 2010 年度末に篠路清掃工場を廃止するなど、効率的なごみ処理体制に向けた取組を実施（2002 年の 4 清掃工場体制（2,700t/日）から、現行の 3 清掃工場体制（2,100t/日）まで削減）。</p> <p>今年度には、篠路破碎工場の代替施設となる白石破碎工場の更新への着手、老朽化が進みつつある発寒清掃工場（1992 年度竣工）の更新計画に本格的に取り組む必要があり、駒岡清掃工場更新事業も佳境を迎えるところ。</p> <p>特に駒岡清掃工場更新事業では、施設の強靱化に取り組むとともに、効率的なエネルギー回収システムを導入することで、脱炭素社会に向けて、環境にやさしいエネルギーを安定的に供給するなど、国の施策に沿った更新を行うとともに、地域への貢献を図ることとしている。</p> <p>また、事業実施にあたっては、工期の見直し等による事業費の平準化に取り組むとともに、近隣市町村との広域処理による施設の集約化、最大限ごみ減量に取り組むことによる施設規模の最小限化、施設の延命化などあらゆる手段を講じるが、継続的に見込まれる清掃工場の更新には、なお多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金が満額交付されるよう適切な予算措置を要望。</p> <p>長期にわたるコロナ禍により、市民生活や市内企業の経営体制、市内経済が甚大な影響を受けていた中、重ねてウクライナ危機などを契機に、石油価格をはじめとした様々な物価の高騰で情勢は更に悪化し、当面の間、物価水準が下がる見込みは不透明な状況である。</p> <p>そのため、今後も市民生活や企業活動に甚大な影響が生じることのないよう、以下の事項を要望する。</p> <p>1 石油製品の価格安定と安定供給確保</p> <p>ウクライナ危機や世界経済の減速懸念などによって、原油価格は不透明な状態が続いている状況。</p> <p>原油価格の先行きが見通せない中、石油製品価格の高止まりによる市民生活への影響は計り知れないと認識。</p> <p>積雪寒冷地である札幌市では、石油製品の価格高騰が特に市民生活及び企業活動に多大なる影響を及ぼしており、この状況から 1 日も早く脱却することができるよう、石油製品の価格安定や安定供給の確保、石油元売関係事業者への指導など、国として引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>2 生活に困窮する方々等に対する支援</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する生活困窮者等に対し、きめ細かな支援が継続的に実施できるよう、国として引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>3 経営基盤強化等への支援</p> <p>(1) 事業継続・雇用維持の支援</p> <p>コロナ禍において、更に原油価格・原材料価格高騰の影響を受けた事業者の資金繰りや事業継続、雇用の維持を支援するため、借換保証等による融資関連制度や事業再構築補助金等の既存支援策の期間延長、要件緩和のほか、社会経済情勢に応じた給付等の支援策をより一層充実・強化すること。</p> <p>また、生産性向上による成長促進を進められるよう、小規模事業者持続化補助金や、革新的製品開発等のための設備投資や業務効率化、DX実現のためのITツール等の導入を支援する生産性革命推進事業を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、各金融機関に対し、事業者の業況や資金ニーズを的確に把握した上で、融資の積極的な実施だけでなく既往債務の条件変更等についても、最大限柔軟な対応を行うよう引き続き求めること。</p> <p>加えて、積極的な賃上げや人材投資に取り組む事業者に対して、充実した補助や税制優遇等の支援を継続して行うとともに、原油価格・原材料価格高騰等のコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備等、取引適正化に向けた取組を確実に行うこと。</p> <p>(2) 地域における消費喚起対策の切れ目ない実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業などを営む市内事業者の売上回復や、商店街の活性化支援策など、地域における消費喚起のための対策を切れ目なく行うこと。</p> <p>(3) 雇用対策の強化</p> <p>札幌圏の雇用情勢は全国と比較し厳しい状況にあるが、医療・介護・保育・建設等の分野においては人手不足が顕著となっていることから、相談体制の充実や業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充等を継続するなど、引き続き雇用対策を強化すること。</p> <p>(4) 円安を契機とした海外展開等の支援</p> <p>少子高齢化による人口減少により、国内の市場規模の縮小が予想される中、円安は海外への販路拡大に取り組む好機であることから、海外展開・販路拡大に向けた個別相談、計画策定及び事業実施に係る経費補助等、引き続き、中小企業等の海外展開・販路開拓に対するきめ細かな支援を拡充すること。</p> <p>(5) 観光関連事業者に係る支援</p> <p>観光関連事業者は、長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響が</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>コロナ禍を契機とした課題への対応</p>	<p>続く中、この度の原油価格・物価高騰を受けた光熱水費や各種仕入れ値の急騰により、引き続き苦しい経営を強いられていることから、今後の観光需要回復に向けて受入体制を維持するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者に対して、人材不足対応を含めた事業継続のための対策を拡充すること。</p> <p>また、インバウンドを含めた需要喚起策を継続的に実施すること。</p> <p>(6) 食関連事業者に対する支援</p> <p>原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている北海道内の農水畜産物業者や食品製造・卸売業者等に対し、引き続き経営維持に向けた支援等を強化するとともに、国内需要の安定化や北海道産食品の消費喚起に取り組むこと。</p> <p>また、堅調な海外需要を取り込み、輸出を拡大するため、輸出にチャレンジする中小企業等の事業者への支援強化を行うこと。</p> <p>(7) 製造業者に対する支援</p> <p>エネルギー価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小製造業者に対して、省エネルギー化に資する設備投資への支援や省エネルギー診断を強化するとともに、発注者に対して原材料費等のコスト上昇分を取引価格へ適正に転嫁できるよう、取引適正化の取組を引き続き進めること。</p> <p>(8) 物流事業者に対する支援</p> <p>原油価格等の高騰の影響を受けている北海道内の物流事業者の負担軽減・経営安定化のため、燃料価格に対する激変緩和措置を今後も継続するとともに、今後の燃料価格の動向に応じて更なる支援の拡充及び創設等に取り組むこと。</p> <p>(9) 地域公共交通事業者に対する支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症や原油価格等高騰の影響により、公共交通利用者は令和元年度の水準をいまだ大きく下回っており、事業者は極めて厳しい経営状況にあることから、市民生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、支援の継続及び拡大を行うこと。</p> <p>特にバス路線については、社会経済活動や地域生活を支える重要な社会基盤として長期安定的な維持が必要であるが、厳しい財政状況から地方自治体による支援には限界があるため、指定都市内の系統にも国の支援が行き渡るよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象を拡大し、また、特別交付税による措置を拡大するなど、必要な財政支援を講じること。</p> <p>コロナ禍を契機に、医療提供体制をはじめ様々な課題が浮き彫りとなった。今後、次なる新興・再興感染症発生時の対応能力の強化や、少子高齢化による人口構造変化に伴う医療機関の負担増大等の状況にも対応可能な体制を構築するため、以下の事項を要望する。</p> <p>1 救急医療体制等の維持・確保に係る支援</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>(1) 救急医療体制の維持・確保に係る財源措置の拡充</p> <p>新型コロナウイルス対応においては、多数の救急患者が発生したこと等により、救急搬送先の選定までに時間を要する事案が増加するなど、救急医療体制がひっ迫する事態を招くこととなった。</p> <p>また、救急患者の高齢化に伴い、基礎疾患や合併症等によって総合的な診療が必要なため、単科の医療機関を中心とした従来の二次救急医療体制では対応が困難となり、三次救急医療機関で対応せざる得ない事例が増加している状況。</p> <p>特に、2040年頃まで高齢者の増加が見込まれる都市部においてはその影響が著しく、従来の救急医療体制では必要な機能を確保することが困難であることから、三次救急医療機関の負担を軽減する新たな救急医療体制の構築が必要であり、地方交付税措置の拡充や新たな補助制度の創設など、財源措置の拡充を要望。</p> <p>(2) 急性期を脱した患者の転院等の円滑化に係る支援</p> <p>救急患者の高齢化に伴い、受入医療機関における急性期治療後も転院・退院先が決まらず、入院が長期化することにより、新たな救急患者の受入ができなくなる「出口問題」が生じている。</p> <p>このため、救急患者の受入・初期治療後の転院等を円滑化するべく、困難患者の転院受入等に係る診療報酬上の評価や病院救急車を活用した転院搬送の推進、転院搬送を支援する情報共有システムの開発等に係る補助など、必要な支援に係る財源措置を要望。</p> <p>(3) 「医師の働き方改革」の推進に係る支援</p> <p>令和6年度施行の「医師の働き方改革」を受け、特に医師の時間外勤務が長時間化する傾向のある救急医療機関においては、医師の負担軽減が急務となっている。</p> <p>このため、医師業務の他職種へのタスクシフト・タスクシェアをより一層進めるため、病院内救急救命士の配置等に係る補助など、必要な支援に係る財源措置を要望。</p> <p>2 今後の感染症対策</p> <p>(1) 感染症予防計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく体制整備への支援</p> <p>改正感染症法に基づき、保健所設置市においても感染症予防計画の策定が義務化されたことにより、新たな感染症健康危機に備えて、数値目標を含む検査、移送、宿泊及び自宅療養、人材育成等の体制の整備、関係事業者との協定締結等が求められることとなった。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、札幌市においては「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しており、同法にて地方自治体の責務となっている新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他物資及び資材の備蓄、関係機関等と連携した訓練を実施するこ</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
子ども・若者	<p>ととなっており、同行動計画においても推進することとしている。</p> <p>これら計画に基づく取組は、地方自治体等への負担が大きい一方、次なる感染症危機に備えるため、地方自治体等の財政状況の影響を受けることなく実施することが求められる。</p> <p>以上のことから、これらの体制整備や地方自治体等における備蓄や訓練、関係事業者との協定締結等に係る財政支援を要望。</p> <p>また、感染症予防計画に基づく取組への財政支援については、保健所設置市における円滑な体制整備に資する制度となるよう、保健所設置市又は関係事業者等に対して直接補助を行う制度を構築すること。</p> <p>(2) 感染症対策に関する事務・権限の移譲</p> <p>大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市市長の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保</p> <p>令和5年秋開始接種においては、地方自治体が着実かつ速やかに接種体制を構築するために、ワクチン種別や国による財源措置の詳細など、必要な情報を早期に明示すること。</p> <p>また、令和6年度以降の定期接種化については令和5年度中に方針を決定する旨が示されているが、地方自治体の予算編成スケジュールを踏まえ、地方自治体が事業に必要な予算を確保できるよう、適切な時期に事業の枠組み等の詳細を明示すること。</p> <p>さらに、地方自治体に財政的負担が生じないように、ワクチン接種に必要な経費について確実な財源措置を講じること。その際には、人口規模の大きな政令指定都市が著しく不利となることがないように制度構築を実施すること。</p> <p>1 国による子ども医療費助成制度等の創設及び給食費の負担軽減</p> <p>子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度は、札幌市を含む各地方自治体がそれぞれ制度設計をしており、住んでいる地域によって助成内容に差異が生じている状況である。</p> <p>また、学校給食についても、各自治体の人口規模や財政状況といった事情から、保護者の給食費負担額に差異が生じているところ。</p> <p>子育て家庭の経済的負担を軽減するため、国において、子ども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の長期に安定した統一的な制度を創設すること、加えて、学校給食に係る経費については、必要な財源措置を講ずることを要望。</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>2 配置基準の見直しを含む保育士等の処遇改善に向けた支援</p> <p>札幌市においては、女性の社会進出等による保育ニーズの増加に合わせて、施設の整備を進め、保育の質の向上にも努めてきたが、人材確保の困難化などもあり、保育定員を満たしていない施設の割合が増加している。</p> <p>保育ニーズの多様化・複雑化に伴い保育現場の負担が重くなっている中、保育の質の向上を図っていくためには、安定的な人材確保や職場定着に資する取組が必要である。</p> <p>そこで、保育士の配置基準について抜本的に見直すとともに、公定価格の保育士等の処遇改善等加算の更なる拡充など、国の責任において保育士等の更なる処遇改善策を講じることを要望。</p> <p>3 多子世帯への利用者負担額の軽減措置の拡大と必要な財源措置</p> <p>2019年10月の幼児教育・保育の無償化に当たり、多子軽減の取扱いを従前どおりとした結果、同一世帯内においては、施設を利用する子どもの数が少ない時の方が、負担が重たくなる逆転現象が生じているほか、世帯間においては、子どもの年齢の差等により負担の差が生じている。</p> <p>国を挙げて少子化対策、子育て支援に取り組むに当たり、こうした幼児教育・保育の無償化に起因する現象は、多子軽減の趣旨に鑑み、多子世帯への利用者負担の軽減措置の拡大をもって解消すべきであり、子どもの年齢の差等によって不公平が生じないよう、多子軽減に係る同時入所要件の撤廃など国の責任において適切な制度を構築するとともに、必要な財源措置を講ずることを要望。</p> <p>4 少人数学級の推進に向けた教職員定数の拡充</p> <p>学級編制の標準について、小学校では令和7年度までに段階的に全学年を35人に引き下げることとなったが、中学校では40人のままであり、札幌市を含め加配定数等の活用により少人数学級を実施している地方自治体がある。</p> <p>誰一人取り残すことなく、児童生徒の個性に応じたきめ細かい指導の実現を目指し、少人数学級を推進していくため、関係法令等の改正による更なる教職員定数の拡充を要望。</p> <p>5 G I G Aスクール構想推進に係る財源措置</p> <p>G I G Aスクール構想により1人1台端末環境が実現し、G I G Aスクール運営支援センターの運営に係る費用について補助事業が創設されたが、国の支援が時限的であることに加え補助単価が実費用と乖離している状況。</p> <p>また、予備機の費用やソフトウェアライセンス費用などの実運用にかかる費用については財源措置がなされておらず、今後の運用に支障を来すことが危惧される。</p> <p>そのため、1人1台端末環境の円滑な運用に必要な費用について、継続的かつ十分な財源措置を要望。</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
生活・暮らし	<p>1 地域住民の様々なニーズに対応する包括的な支援体制構築のための支援の拡充</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、札幌市においても、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した体制の構築が必要と認識。</p> <p>国では、これら支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業を創設したが、地方自治体の実情に合わせた柔軟な運用や市町村の人口規模に応じた財政支援を要望。</p> <p>2 地域包括ケア体制の深化・推進に係る支援や制度の拡充</p> <p>札幌市では、生産年齢人口の減少に加え、今後 75 歳以上の後期高齢者が急速に増えることが見込まれており、介護予防・健康づくりの取組を一層強化し、健康寿命の延伸を図るほか、多様化・複雑化する地域住民の支援ニーズにきめ細かに対応した施策が必要。</p> <p>また、積雪寒冷地であることから、冬季の積雪時においても介護サービスを必要とする地域住民に対し、切れ目のないサービスを提供するためには、冬季における特有の事情を評価する仕組みを設けるなど、事業者が安定してサービスを提供する環境の構築が求められている。</p> <p>介護予防・重度化防止の取組や、支援ニーズに柔軟に対応できる包括的支援体制の構築を進めているところであり、地域支援事業をはじめとする地域包括ケア体制の深化・推進に必要な財政支援の更なる拡充のほか、介護保険サービスにおいては、積雪寒冷地における地域特性を考慮した制度の充実を要望。</p> <p>3 介護保険の第 1 号被保険者の保険料抑制や負担軽減措置の拡充</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展に伴う給付費の増加により大幅な改定を余儀なくされており、介護サービスの利用者負担と併せ、高齢者世帯にとって大きな負担となっているものと認識。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることなどにより、第 1 号被保険者の保険料抑制や、誰もが必要な介護サービスを利用できるよう負担軽減措置の拡充を要望。</p> <p>4 高齢・障がい福祉分野の人材の確保に係る取組への支援</p> <p>高齢福祉分野においては、現状のままで推移した場合、2025 年度には、介護職員は、日本全国で約 32 万人、北海道においても約 1 万人が不足する見込みであり、その他介護支援専門員等の人材も不足が見込まれる状況。</p> <p>また、障がい福祉分野においても高齢福祉分野と同様、人材不足は大きな課題となっている。</p> <p>これらの分野において、今後もサービス利用のニーズの増加が見込まれる中、将来にわたり安定したサービスを提供するためには、人材の確保が不可欠であることから、従事者の人材確保、離職防止や定着促進に結びつくような取組に対する財政支援の拡充や処遇改善策を講ずることを要望。</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>5 難病医療費に係る地方交付税措置の拡充</p> <p>指定難病に係る業務については難病法の大都市特例により、2018 年度から指定都市に権限が移譲されたが、札幌市においては、指定都市の中で人口 1,000 人当たりの患者数が最も多く、患者一人当たりの公費負担額や支払件数 1 件当たりの公費負担額も高い水準にあり、増加傾向にある。</p> <p>難病医療費に係る普通交付税は、権限が移譲された当初から算入不足が生じており、不足額も年々増加していることから、地方交付税措置の更なる拡充を要望。</p> <p>6 公共交通機関等のバリアフリー化に向けた支援</p> <p>札幌市では、誰もが快適に移動できる公共交通の実現に向け、駅などの旅客施設のバリアフリー化や、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーのバリアフリー車両の導入を重点的に進めていく必要があることから、そのための継続的な財政支援を要望。</p> <p>加えて、多くの方が利用する市有建築物や民間建築物のバリアフリー化を一層進めるため、財政的な支援の拡充を要望。</p> <p>7 公立夜間中学の運営に係る支援</p> <p>札幌市においては、令和 4 年 4 月に北海道初の公立夜間中学である札幌市立星友館中学校を開校し、年齢、国籍、学力などにおいて極めて多様な生徒を受け入れているところである。</p> <p>加えて、不登校経験者など特別な配慮・支援が必要な生徒が多く在籍しており、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を実現するためには、少人数指導のための適正かつ安定的な教員配置のほか、学習ボランティアなどの外部人材の活用が必須である。</p> <p>一方で、公立夜間中学については、教員等の配置に当たっては、制度上、通常の中学校と同様 40 人学級とされており、また、開校後の財政支援は 3 年限定となっている。</p> <p>このことから、教職員定数の拡充並びに外部人材の継続的な活用に向けた財政支援を要望。</p> <p>8 自治体情報システム標準化・共通化推進に係る支援</p> <p>自治体情報システム標準化・共通化の取組は、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や業務の効率化を進める上で重要な施策と認識。</p> <p>札幌市の業務システムの大半は、事業者の固定化の解消などを目的に「20 年品質」を目指して 2016 年に再構築されたところであり、標準化・共通化に取り組む上で多額の費用や短期間でのシステム移行などが課題となっている。</p> <p>また、全国の自治体が一斉に標準化・共通化を行うため、事業者の人員不足が顕著になっており、移行期限内に事業者の対応が困難な状況。</p> <p>そのため、地方自治体に財政的な負担が発生しないよう確実な財源措置を要望するとともに、事業者に対するシステム提供や十分な人員の確保の働き</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
安全・安心	<p>かけと、移行期限や移行方法について、自治体の実情に即した柔軟な対応を要望。</p> <p>9 マイナンバーカード関連手続の対応支援及び利便性向上</p> <p>マイナンバーカードは、令和4年度末時点において7割を超える市民が申請しており、札幌市においても積極的にカードの普及促進及び円滑な交付に取り組んでいる。</p> <p>令和6年秋に健康保険証との一体化を予定しているなど、引き続きカードの円滑な交付を進めていく必要があるとともに、多くの市民がカードを保有することに伴い、電子証明書の更新や券面記載事項変更等、カード関連の手続が大幅に増加するため、これに円滑に対応する必要がある。</p> <p>上記のことから、マイナンバーカード関連手続の対応に必要な経費について、地方自治体の負担が発生しないよう十分な財源措置を速やかに示すよう要望。</p> <p>併せて、市民及び地方自治体双方の負担軽減のため、電子証明書の更新や暗証番号の再設定等について、生体認証を活用しオンラインで可能とするなど、カードに係る手続の利便性の向上を要望。</p> <p>1 国土強靱化へ向けた着実な施策の実施と財政支援</p> <p>札幌市では、平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、2019年12月に「札幌市強靱化計画」を改定。</p> <p>当計画に基づき、今後も国の支援を活用しながら、地震による大規模停電（ブラックアウト）への対策をはじめ、建築物・インフラ等の耐震化や老朽化対策、避難場所の機能強化等に重点的に取り組み、真に災害に強いまちづくりを進める考え。</p> <p>国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源の通常予算とは別枠での確保と継続的な取組の推進、札幌市強靱化計画に位置付けた施策に対する引き続きの財政支援を要望。</p> <p>特に、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として重要な役割を担う道路については、今後、大規模な補修や更新需要の大幅な増加が見込まれるところ。</p> <p>そのため、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算の確保を要望。</p> <p>また、近年、全国的に増加している豪雨災害を踏まえ、国や北海道と札幌市が連携して治水安全度の向上に取り組む必要があるため、豊平川における河道整備等の直轄河川改修事業の着実な実施をはじめ治水事業全体の予算確保を要望。</p> <p>2 非常用電源確保のための支援の拡充</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>札幌市では、地震による大規模停電（ブラックアウト）対策として、避難所となる小中学校等の市有施設をはじめ、医療機関や福祉施設等における非常用電源整備を推進。</p> <p>災害時は、救急医療を担う災害拠点病院はもとより、透析医療を担う一般医療機関や、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉施設の電源確保が重要。</p> <p>災害時における医療提供体制の強化や福祉施設の安定運営を図るため、十分な財源措置や補助対象の拡充、補助要件の緩和を要望。</p> <p>また、積雪寒冷地という地域特性から、冬季の発災を想定した非常用電源設備整備など避難所機能の強化に継続的に取り組むため、緊急防災・減災事業債の恒久化を要望。</p> <p>3 除排雪経費に係る国庫支出金の総額確保及び地方交付税措置の拡充</p> <p>多雪寒冷の地域にありながら、190 万人以上もの人口を擁する札幌市にとって、除排雪等の雪対策事業は、冬期間の都市機能の維持や市民の安全な暮らしのためになくてはならない施策。</p> <p>近年の労務単価や諸経費率の上昇により、道路除排雪費用は年々増加傾向にあり、厳しい財政運営を迫られている。</p> <p>雪寒指定路線の道路除雪に係る費用については、国費の配分額が不足すると自主財源で補填せざるを得ない状況となり財政を圧迫することから、防災・安全交付金などについて十分な予算を確保し、道路除排雪費用に係る安定的な財政措置を要望。</p> <p>また、大雪に見舞われた際には、除排雪作業等の負担が一層増大し、厳しい財政運営を迫られることから、過度の財政負担が生じないよう、引き続き、幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置などの適切な追加措置を要望。</p> <p>加えて、除排雪経費に係る普通交付税について、所要額のベースが上がっていることを踏まえ、地方交付税措置の更なる拡充を要望。</p> <p>4 学校施設整備に係る国庫補助の拡充及び財源の確保</p> <p>公立学校施設整備費負担金では、国庫債務負担行為は2か年を限度として運用されているが、2024 年度に改正労働基準法が建設業に適用され、工事の週休2日制が求められることなどから、今後の学校施設の新改築事業では、3か年以上の工期となることが明らかである。</p> <p>また、各種補助金における配分基礎額は依然として実際の工事費とは乖離しており、特にバリアフリー化整備など学習環境の改善において多大な負担が生じている状況。</p> <p>加えて、年々厳しさを増す夏の暑さは深刻な問題であり、暑さ対策の一環として、移動式エアコンの設置や水分補給の啓発等を行っているが、移動式エアコンでは室内全域に冷房が行き渡らないなど暑さ対策としては不十分な状況。</p> <p>学習環境の改善のため、冷房設備の整備は急務であり、その検討に向けた事前調査業務を行う予定であるが、普通教室を始めとした対象教室の整備に</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
経済	<p>当たっては多大な財政負担が生じる。</p> <p>このため、学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、暑さ対策等の学校施設整備事業を着実に推進するため、公立学校施設整備国庫負担金における国庫債務負担の年限延長、また、同負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充と十分な財源確保を要望。</p> <p>5 下水道施設の老朽化対策に係る国費支援の着実な実施</p> <p>札幌市では、改築が必要な老朽管が近年急激に増加していることに加え、処理施設の機械・電気設備については、改築事業が既に本格化しており、今後、改築事業費が増大していくことが見込まれている。</p> <p>また、近年は、カーボンニュートラルの実現に向け、多くのエネルギーを使用する下水道施設について、老朽化した施設の改築に併せた省エネ化、創エネ化も求められている。</p> <p>下水道は、生活環境の改善のほか、公衆衛生の向上や公共用水域の保全、浸水の防除等の役割を受け持つ、極めて公共性の高い社会資本。</p> <p>下水道の役割を継続的に維持し、安全・安心な市民生活を守ることはもとより、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるためにも、老朽化対策に対する国費支援の着実な実施を要望。</p> <p>1 スノーリゾート実現への支援</p> <p>良質な雪や、都心部からスキー場等へのアクセス性の良さなど、冬季の札幌の観光資源は外国人観光客から高い評価を受けており、コロナ禍前における冬季来札観光客数は年々増加していた。</p> <p>札幌市では、更なる冬季の集客力向上と観光消費の拡大を図るため、「雪の街」と「国際観光都市」の魅力を融合させ、スノーリゾートとしての世界的なブランドを確立することを目指し、「スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略」を策定した。</p> <p>国際競争力の高いスノーリゾートの実現のためには、施設整備などの受入環境の充実やアフタースキーのコンテンツ造成、周辺都市とも連携したアクセス向上等、インバウンドの回復を見据えた中・長期的な取組が必要であるため、財政支援について、対象事業や事業期間の拡充を要望。</p> <p>また、高いポテンシャルを有する冬の札幌の魅力も含め、我が国のスノーリゾートの秘めた可能性を、国においても引き続きプロモーション戦略の柱に位置付けて発信することで、インバウンド誘致の強化を図ることを要望。</p> <p>2 政府系国際会議の本市開催</p> <p>本市においては、令和5年4月に開催したG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合をはじめ、これまで政府系国際会議の開催実績を十分に有しており、開催に当たってのノウハウや経験を有している。</p> <p>国際的なPR効果の高い政府系国際会議の継続的な誘致・開催を推進し、MICE開催都市としての地位を更に高めていく必要があることから、G7</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
スポーツ・文化	<p>札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に続く大規模な政府系国際会議の札幌開催への継続支援を要望。</p> <p>1 国内有数の施設に係る再整備等への支援 国内に数か所しかない既存競技施設（ジャンプ競技場、バイアスロン競技場、屋内スピードスケート場、ソリ競技場等）の改修・運営等について、国際大会を開催できるよう、国営に準じた財政的な支援を要望。 また、国が推進するスタジアム・アリーナ改革に則って計画している新月寒体育館を中心とした「札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点」の整備に関して、既存支援メニューの拡充を含めた全面的な財政支援等を要望。</p> <p>2 総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの誘致 北海道出身の冬季競技アスリートや競技団体からは、冬季競技の中核拠点の設置を求める声が寄せられている。 また、令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」においては、冬季オリンピック・パラリンピック競技大会などにおける過去最高水準の金メダル獲得数等の実現や、スポーツと健康の関係などについての知見の普及・活用を通じた国民の健康増進が掲げられた。 東京オリンピック・パラリンピックでは、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の存在が、メダル獲得数の躍進に繋がった要因の一つであると認識しており、我が国におけるウィンタースポーツの更なる振興や競技力向上を図るとともに、知見の国民還元などを行うことを目的として、冬季競技を中心とした総合型ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を札幌に設置することを要望。 また、総合型HPSCとの強力な連携を想定しているナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点の指定拡大と機能充実に向けた支援を要望。</p>
都市空間	<p>1 新函館北斗・札幌間の早期完成 北海道新幹線は、2016年3月に、新青森・新函館北斗間が開業した。 新函館北斗・札幌間については、2030年度末の完成・開業を目指しており、札幌市内でも工事が本格化している。 新幹線効果を全道に波及させるため、札幌開業に向けた着実な事業の推進を要望。</p> <p>2 建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充 新函館北斗・札幌間のできる限り早期の完成に向け、安定的に事業を実施していく必要がある。 幅広い観点からの建設財源の確保や北海道新幹線への重点配分、さらには地方負担のうち地方債充当分に対する交付税措置率の引上げ（50%→70%）</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>の条件緩和など、財源措置の更なる拡充を要望。</p> <p>3 青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現</p> <p>新幹線と貨物列車が共用走行をする青函共用走行区間約 82km は、最高速度が青函トンネル内（約 54km）は年末年始・お盆等の一部時間帯を除き 160km/h に、その他の区間は 140km/h に制限されている。</p> <p>新幹線の開業効果の拡大、また、将来の札幌延伸の効果を高めるため、青函共用走行区間における全ダイヤの高速走行が早期に実現するとともに、その他の区間についてもできる限りの高速化が図られるよう要望。</p> <p>4 地下鉄南北線さっぽろ駅改良事業への支援</p> <p>南北線さっぽろ駅は、道都札幌の玄関口にして交通結節機能の核となる札幌市営地下鉄最大の混雑駅であり、繁忙期の利用人員は 1 日 15 万人に及び、ホーム形状が島式（1 面 2 線）で狭いため、著しい混雑が常態化している状況。</p> <p>札幌市では、2030 年度末の北海道新幹線札幌開業に向けて、札幌駅周辺では、オフィスや住宅、商業施設、ホテル等を整備内容とする大規模再開発事業が行われ、利用人員の更なる増加が見込まれる。</p> <p>本事業は、列車遅延・運行円滑化対策として、ホームの増設（1 面 2 線→2 面 2 線）を行うとともに、エスカレーター等の整備によるバリアフリー化を行う大規模事業であることから、確実な実施に向けた財政支援を要望。</p> <p>5 「国道 5 号 創成川通」の整備促進</p> <p>札幌市では、北海道新幹線札幌開業の効果を全道に波及させるため、「国道 5 号 創成川通」の機能強化と連携した札幌駅周辺のまちづくりを官民連携で進めているところ。</p> <p>札幌都心部と高速道路間のアクセスを強化し、北海道全域が繋がる広域的な交通ネットワークの形成を早期に図るためにも、「国道 5 号 創成川通」の整備促進を要望。</p> <p>6 「札幌駅交通ターミナル整備」の促進</p> <p>札幌市では、「札幌駅交流拠点まちづくり計画」等に基づき、北海道新幹線札幌開業を見据え、新幹線・地下鉄・JR・バス・タクシーなど交通機関相互の乗継機能の強化やバスターミナルの再整備、地下鉄南北線さっぽろ駅ホームの増設等により、「国道 5 号 創成川通」と連携して、多様な交流を支える利便性の高い一大交通結節点を形成することを目指し、その実現に向けて重点的に取り組んでいるところ。</p> <p>札幌市の広域的な交通結節機能を高め、その効果を全道に波及させるために、再開発事業と連携し、北海道新幹線と高速バスが直結する利便性・快適性の高い「札幌駅交通ターミナル整備」の促進を要望。</p> <p>7 都市の魅力向上に向けた都市開発事業等への支援</p> <p>札幌市では、札幌の街の魅力・求心力を一層高めて、国内外から多くの人々や企業を引き付け、民間投資を呼び込むため、市街地再開発事業をはじめと</p>

札幌市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>する都市開発事業等を実施・支援しているところ。</p> <p>特に、札幌駅周辺においては、北海道新幹線札幌開業を見据え、広域的交通結節点としての機能を強化するとともに、北海道・札幌の国際競争力を牽引し、その活力を展開させる起点の形成が必要。</p> <p>そこで、市街地再開発事業をはじめとする都市開発事業や基盤整備等に対し、十分な財源措置を要望。さらに、工事費高騰が市街地再開発事業の停滞に繋がらないよう、補助要件の緩和を要望。</p> <p>都市部における公共交通に関しては、札幌駅周辺の開発等を受け、まちづくりを支える交通体系の構築が必要であることから、AIを活用したデマンド交通、水素燃料車両など、人や環境にやさしいLRTの利点を生かした、新たな公共交通システムの導入検討に対する財源措置を要望。</p> <p>8 丘珠空港の将来像実現に向けた機能強化</p> <p>都心に近接する丘珠空港は、道内航空ネットワークの拠点であり道外とも結ぶ空港として、北海道全体の観光振興や経済の活性化、医療・防災機能などの面で大きな可能性を有することから、今後も更に丘珠空港の活用を図っていくため、2022年11月に「丘珠空港の将来像」を策定した。</p> <p>この将来像の早期実現に向けて、滑走路延伸を含む機能強化の取組と事業化の検討に係る予算への配慮、情報共有等の連携を要望。</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>I ウィズコロナ・アフターコロナにおける経済成長に向けた支援</p> <p>1 仙台・東北の持続的な経済成長</p>	<p>○ 東北大学青葉山新キャンパス内に整備が進む次世代放射光施設は、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と本市のみならず東北全体の経済成長に貢献するものと期待されている。2024年度の本格稼働に向けて、整備が進められているが、社会情勢の変化等を踏まえながら、柔軟かつ十分な財政措置がされる必要がある。</p> <p>○ 本市は2020年7月にスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実を目指している。また、2023年度より、東北にゆかりのある若者を対象に、世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や米国のスタートアップ先進地での実地研修などの取組みを開始した。東北のスタートアップ・エコシステムの発展に向け、こうした人材の育成やスタートアップの海外展開支援を、国の交付金等を活用しつつ進めているものの、スタートアップ・エコシステム拠点都市として更なる成長を図るためには、国の財政措置の拡充が必要である。特に、地方独自の人材育成の取組みへの新たな財政支援が必要である。</p> <p>○ 2015年度の国家戦略特別区域への指定以降、本市はこれまで19メニュー21事業での規制緩和を実現してきた。また、東北大学とともに、スーパーシティへの指定を目指した提案を行ってきた。引き続き、2022年1月に設立された「仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会」の枠組みを通じて東北大学や民間事業者と十分に連携し、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した先端的サービスの創出と実装などを図りながら、本市のスーパーシティ構想やスマートシティの実現に向けた取組みを推進し、地域経済の発展や市民生活の利便性向上に努めていきたい。</p> <p>○ 地方拠点強化税制については、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となり、指定都市における認定実績が少ない状況にある。感染症拡大や大規模自然災害の発生等のリスク分散の観点からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。</p> <p>○ 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まるなど、長年「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っている。近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大、感染症や物価高騰等の影響により、商店街を取り巻く環境は厳しく、また、全国展開のチェーン店の進出による組織力の低下も懸念されている。そうした中、老朽化したアーケード等の改修等が進まなければ、商店街の賑わい低下にもつながりかねず、本</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大</p>	<p>市経済に更なる大きな影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること 2. スタートアップ・エコシステムの形成・発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組みへの新たな財政支援を行うこと 3. 国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの次期指定や、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること 4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行う有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする 5. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること <p>○ 本市は2023年度を「観光再生元年」と位置づけ、交流人口の回復・拡大に注力しており、秋保地区で開催されたG7仙台科学技術大臣会合や、中心部の青葉山をメイン会場とした全国都市緑化仙台フェアなどの好機を活かし、国内外に情報発信している。また、「仙台はじまりの地」である青葉山エリアでは、伊達の文化・歴史を体験できる新たなコンテンツを造成するなど、仙台の魅力の磨き上げと創出に向けた取組みを行っているが、感染症や地震などで傷ついた観光の再生は1年でなし得るものではなく、「観光再始動事業」の継続などの財政支援が必要である。仙台市東部地域は、東日本大震災以降、防災集団移転跡地に新たな集客施設の立地が進むなど、復興まちづくりの取組みが進んでおり、今年度は、国のブルーツーリズム推進支援補助金を活用したイベントプロモーション及びループバスの運行実証を行ったが、今後も、ALPS処理水の海洋放出による風評により取組みが停滞しないよう、国による徹底した風評被害対策と地方自治体の沿岸部の賑わい創出に向けた取組みへの継続的な財政支援が必要である。</p> <p>○ 仙台・東北へのインバウンド誘客促進を図るため、自主財源及び地方創生推進交付金を活用した財源確保に努めてきたが、2022年の訪日旅行再開以降も東北における外国人宿泊者数は全国のおよそ1.3%にとどまり、更なるインバウンド施策に向けては、国の財政支援が必要である。</p> <p>○ 仙台空港は、東北のゲートウェイとして利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により発着便数等が大幅に減少し、特に国際線は全便が運休となった。2023年1月に台湾便の一部が</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>II デジタル社会の実現に向けた支援</p> <p>1 まちのデジタル化に向けた支援</p>	<p>再開し、その後も国際線の早期回復・拡充に向け取り組んでいるが、流出したグランドハンドリングや保安検査員等の人材不足が課題となっている。</p> <p>○ 感染症対策としてMICEの開催形態がリモートなどへ変容し、現地での参加者が減少した。本市で対面形式の国際会議等が継続的に開催され、来訪者が再び増加することが、東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の強力な支援が不可欠である。</p> <p>○ 本市では宮城県と共同で広域道路交通網の拡充や物流・交流拠点とのネットワーク強化等を目的とした「宮城県新広域道路交通計画」等を策定し、国においても「東北地方新広域道路交通計画」等を策定した。今後、この計画に基づき広域的な連携・交流・物流を支える都市計画道路等の幹線道路ネットワークの更なる強化を進めるためには、補助金や交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治体や民間事業者等の取組みを支援し、観光再生を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む被災地において、ALPS処理水の海洋放出による風評の払拭を図るとともに、地方自治体の取組みに対して継続的に支援すること 2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること 3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の全面的な再開と更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含め強力な支援策を講じること 4. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと 5. 広域的な連携・交流・物流を支える幹線道路整備に対し、確実な財源措置を講じること <p>○ スーパーシティ構想やスマートシティの加速的推進に向け、本市ではデータ連携基盤を導入している。データ連携基盤は、自治体だけでなく、民間事業者も活用して公共的サービスを提供する基盤であり、安定的に維持管理するための所要の財源確保が大きな課題となる。</p> <p>○ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタル推進人材を230万人育成すること、高齢者などのデジタル活用の不安解消に向けた取組みを推進することとしている。地方におけるデジタル化の推進に向けては人材育成・確保が重要であるため、市</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>2 行政のデジタル化に向けた支援</p>	<p>民が参画しやすい枠組みの構築や教育の質を担保する統一的なルールの整理、大学等教育機関との連携による教育プログラムなどの提供、所要の財源確保が必要である。</p> <p>○ 行政手続きのデジタル化をはじめ、日常生活においてスマートフォンを必要とする場面の増加が想定される中、高齢者などデジタルに不慣れな市民への支援が重要である。本市では、そうした市民を対象に、スマートフォン教室を開催するなど、「仙台市DX推進計画」に掲げる「誰にも優しいデジタル化」に向けた取組みを進めるほか、東北大学スマート・エイジング学際重点研究センター等と連携し、高齢者対象のデジタルスキルラーニング・エコシステムの構築に向けた取組みを始めた。労働力人口の減少が見込まれる中、成長力を高めるためには、高齢者が意欲と能力に応じて活躍できる場や機会の創出が求められる。</p> <p>○ 教育現場では、GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備が完了し、各学校での活用が本格化している。1人1台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、ICT支援員の配置といった自治体負担が生じる。また、国が積極的な活用を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るが、公平な教育機会の確保のため、ICT通信環境が整っていない家庭への通信端末貸与による支援を行うにあたっては、端末の更新や通信費など、自治体の負担は大きい。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. データ連携基盤の維持管理に要する所要の経費に関する財政措置を行うこと 2. デジタル人材の育成を進めるための枠組みを構築し、教育の質を担保する統一的なルールの整理を進めること。また、所要の経費に関する財政措置を行うこと 3. デジタルに不慣れな方を支援する新たな担い手となる高齢者のデジタルスキルの育成プログラムを整備し、デジタルスキルの認定制度について導入すること 4. 児童生徒に対するICT 教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うとともに、端末の更新時期も見据えた持続可能な制度を構築すること <p>○ マイナンバーカードについては、国の掲げる目標の実現と、健康保険証の一体化の円滑な実施のため、健康保険証等との紐づけの誤登録を防止する仕組みの構築など安全で安定的な運用環境の整備と、更なる普及促進支援が必要である。カードの交付や更</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>新、マイナ保険証の利用申込や公金受取口座の登録・変更等の手続きに係る市民・自治体の負担軽減も図られる必要がある。</p> <p>○ AI・RPAの利用、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションの導入の推進が急務である中、今後、更なる利用・導入に係る費用負担が大きな課題となる。</p> <p>○ 地方公共団体情報システム標準化基本方針において、標準準拠システムへの移行目標が「2025年度まで」と明記されたが、自治体の移行スケジュールや移行そのものの課題が明らかになり、移行が困難なシステムについては国が状況を把握して移行時期を定めるなど標準化基本方針が改定された。現行の情報システムに係る契約を途中解約する場合には違約金も発生するため、それらの費用についても財政措置が必要である。デジタル基盤改革支援補助金は、移行に要する経費は全額補助対象とされているが、自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、移行経費全体を到底賄えるものではない。</p> <p>○ 各自治体が「書かない窓口」などの取組みを進めているが、これらは申請等の手続きの入口部分のデジタル化にとどまり、自治体内部の意思決定事務や処分通知・証明書等といった出口部分のデジタル化は進んでおらず、抜本的な業務効率化につながっていない。国は、将来的には「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮」できるような体制を目指す必要と指摘しているが、「自治体DX全体手順書」等では、証明書発行等の出口部分の「デジタル完結」の具体的方法は明示されていない。また、デジタル化した処分通知等を民間事業者等が受け入れる環境の整備には、国主導の働きかけが必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と引き続き普及に関する支援を行うとともに、更新手続きのオンライン化等市民・自治体の負担軽減を行うこと 2. 自治体の業務におけるAI・RPAの利用促進や業務活用するアプリケーション・クラウドサービス充実のための更なる財政措置を含む積極的な支援を行うこと 3. 標準準拠システムの利用について、速やかに指定都市要件を含めた仕様を確定し自治体に情報提供を行うこと。また、システム運用保守契約の途中解約に伴う違約金など、自治体の過度な負担とならないよう十分な財政支援を行うとともに、2025年度末とした目標時期について各システムの更新時期に合わせた移行を可能とすること 4. 行政サービスのデジタル完結に向けた検討を加速し、自治体

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>Ⅲ 防災環境都市づくりに向けた支援</p> <p>1 災害文化の発信と継承</p>	<p>における業務をFull Digital化する事務処理手順の整理を進めるほか、行政からの処分通知や証明書等を利用する民間事業者等に対しても、デジタル化した処分通知等の受け入れや情報連携が円滑に行われるよう調整・働きかけを行うこと</p> <p>○ 本市では、2015年に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、隔年でスイスのGRFダボスと連携した国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体とともに開催するなど、東日本大震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。「仙台防災枠組」が2023年に折り返しの時期を迎える機会に、本市は枠組採択の地として、地方自治体レベルでの中間評価に取り組み、5月には米国・ニューヨークで開催された「仙台防災枠組実施状況の中間評価にかかる国連ハイレベル会合」において、成果を報告した。今後も国連や国などと連携し、防災関係国際会議などの機会を捉えて発信することで、国内外の自治体の積極的な取組みを促し、「仙台防災枠組」の推進に貢献していく。</p> <p>○ 震災をはじめとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」について、その創造を担う「中心部震災メモリアル拠点」整備に係る検討を進めており、また、東北大学等の研究機関や市民団体等の多様なステークホルダーと連携し、「災害文化」の発信事業と人材育成等に取り組んでいる。「災害文化」を創造し国内外に広く発信することは、世界各地の防災・減災の取組みへの貢献となるため、積極的な国の支援が不可欠である。</p> <p>○ 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組」の実現に向けては、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。震災後、東北大学には、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や「仙台防災枠組」のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <p>1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組みを踏まえ、国においても、国内外への発信など、各地の防災力向</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援</p>	<p>上に資する取組みの検討を促すこと</p> <p>2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること</p> <p>3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること</p> <p>○ 国は、激甚化・頻発化する気象災害や巨大地震に備えるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいる。さらに、5か年加速化対策完了後切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組みを進めるため、国土強靱化基本法を改正し、国土強靱化実施中期計画の策定を法定化した。本市でも、住民の安全・安心のため、道路や上下水道・河川施設、都市公園等の重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしており、その推進に向け、確実な財源措置が必要である。</p> <p>○ 2022年5月に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表された。本市では、高さが不足する津波避難施設（避難の丘3箇所）を改修するほか、民間施設を含む既存建物を津波避難施設として活用する方針だが、津波避難施設の構造確認において、鉄骨造建物の簡易な確認手法を国が示していないことや、構造計算等により詳細に確認する場合の費用が課題となる。</p> <p>○ 近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のため、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、多額の費用を要すること等により、迅速な対応にはつながっていない。また、老朽化した擁壁に事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災につながるものである。</p> <p>○ 罹災証明の認定基準は、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等、一見してその程度を判断できるような被害については外観調査等による簡易な判定手法を示す一方、それ以外の内部調査を要する被害については詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れ</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>る結果につながっている。</p> <p>○ 民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑になっている。「みなし仮設」は、本市の応急仮設住宅の全てを占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になると考えられる。現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。</p> <p>○ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象とする制度であることから、震災から期間が経過した現在も生活困窮から抜け出せず償還が困難な者が存在している。また、債権の管理・回収には、多大な人的・物的コストが生じ、その経費は貸付利息収入で賄うとなっているが、東日本大震災においては特例で貸付利率が軽減又は免除されているほか、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。</p> <p>○ 震災から12年が経過し、ハード面の整備は概ね終了したが、被災者の心のケアは、今後もなお継続して取り組む必要がある。災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りや被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けた息の長い支援のために活用している国の被災者支援総合交付金等の補助制度等については、2024年度以降の予定が示されていない。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国土強靱化に必要な財源を切れ目なく確実に措置すること 2. 地震・津波対策を着実に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる既存の津波避難施設の構造確認や改修等に要する費用について、十分な財政措置を講じること。併せて、津波避難施設の確保促進のため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法を整理すること 3. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のため、所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度を構築すること。併せて、老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと 4. 罹災証明について、被害実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を簡素化・合理化すること。また、発行の迅速化を図るため、各種支援制度について罹災証明の活用を要する整理すること 5. 「みなし仮設」について、迅速な救助が行えるよう、現物給付

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 杜の都の豊かな環境の保全</p>	<p>の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと</p> <p>6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること</p> <p>7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること</p> <p>○ 本市は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」のうち「重点対策加速化事業」を活用し、再生可能エネルギー設備や高断熱住宅への補助など様々な新規事業を立ち上げ、脱炭素社会に向けた取組みを強化しており、「脱炭素先行地域」の選定を目指し、より先進性・独自性の高い取組みを展開していきたいと考えている。この点、「重点対策加速化事業」は、全国一律の交付要件や交付上限が定められており、例えば、民間事業者等へ交付する間接交付の上限額が低いためにその力を十分に活かしきれないなど、本市の実情に応じた取組みを展開する上で課題がある。また、本市が「脱炭素先行地域」に選定された場合、各府省庁の支援メニューを活用し、幅広い分野にまたがる施策を展開していきたいと考えているが、選定都市が優遇措置を受けられる支援メニューは、156事業中32事業（2023年7月時点）にとどまっている。</p> <p>○ 2019年度より「せんだい都心再構築プロジェクト」を開始し、都心部の老朽建築物の建替えを促進しており、2020年には都市再生緊急整備地域の拡大及び特定都市再生緊急整備地域の指定がなされている。プロジェクトの更なる加速を図り、高度な都市機能と豊かな環境がコンパクトに調和した「杜の都」ならではの魅力を高めるためには、高機能オフィス等の整備誘導や企業誘致強化とともに、高度な環境性能を有する建築物の普及促進が不可欠である。</p> <p>○ 家庭のエネルギー消費の約1/3は空調によるものであり、家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向けては、住宅の断熱化により空調効率を高めることが重要である。しかし、2025年度の新築住宅等の省エネ基準への適合義務化で求められる断熱性能は、1999年に策定された基準にとどまっている。本市は独自の基準を満たす住宅へ補助を行うなど、高断熱住宅の普及促進に取り組んでいるが、家庭における脱炭素の取組みを計画的に進めるためには、住宅に求められる断熱性能の内容や義務化等の時期に係る具体的なロードマップを国が示す必要がある。また、地域における</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>高断熱住宅の普及促進のためには、新築及び既存住宅の断熱改修に対する財政措置の拡充が必要である。</p> <p>○ 市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業者からの排出削減を効果的・計画的に進めるため、「温室効果ガス削減アクションプログラム」を開始している。特に、市域内の9割以上を占める中小規模事業者の本制度への参加促進を図り、排出削減に取り組むことが重要であるため、中小規模事業者等に対して、省エネ・再エネ設備や次世代自動車導入に対する補助を行っている。国補助も活用可能となれば、事業者の排出削減の取組みをさらに後押しできるが、現状の国の補助メニューは、手続きが非常に煩雑であり、申請事務に要するマンパワーの確保が難しい中小規模事業者にとっては、活用しにくいものとなっている。また、採択制が取られている国の補助制度においては、費用対効果が高い事業から予算の範囲内で採択されるため、中小規模事業者が採択されることが難しい。</p> <p>○ 国の基金等を活用し、平常時の二酸化炭素排出量の削減と災害時の自立電源の確保を目的として、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムの設置を進めてきた。設置開始から10年以上が経過し、今後、多額の設備更新費用が見込まれるが、これに係る国の補助メニュー等がないため、計画的な更新が困難となるおそれがある。</p> <p>○ 2023年4月より製品プラスチックとプラスチック製容器包装の一括回収・リサイクルを実施しているが、2023年度の事業費は、前年度に比べ約1.3億円増の約11億円を見込んでおり、従来からのプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、費用負担は非常に大きい。</p> <p>○ 2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組み、回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、廃プラスチックの処理費高騰の影響を受け有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している。</p> <p>○ 家庭用の除湿器や冷水器等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されており、本市においては年間4,000台程度が市粗大ごみ処理施設に搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて100～10,000倍以上の温室効果があり、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きい。これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。本市では、2022年9月にフロン含有の除湿器等の破碎処理を停止し、自らフロン類の回収処理に着手したが、費用負担は大きい。</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>IV 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援</p>	<p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」に関し、独自性・先進性の高い取組みを推進するため、地域の特性や実情に応じた活用ができるよう交付要件を見直すとともに、「脱炭素先行地域」における施策間連携の強化を図るため、支援メニューの優遇措置の拡充を図ること 2. 都市再生事業のうち建築物のZEB化を伴うものについて、民間都市再生事業の認定に係る事業区域面積要件の更なる緩和や税制支援の拡充を図ること 3. 住宅のエネルギー消費性能基準を、速やかに引き上げるとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、今後、住宅に求められる断熱性能について、その内容や義務化等の時期に係る具体的なロードマップを示すこと。また、国の断熱性能基準を上回る省エネルギー住宅の新築及び省エネルギー改修等に対する財政措置を拡充すること 4. 中小規模事業者の温室効果ガス排出削減を効果的に進めるため、国の補助制度への申請手続きを簡素化するとともに、予算を拡充すること 5. 指定避難所等に整備している太陽光発電システムの計画的な更新に対する財政支援を講じること 6. 製品プラスチックの一括回収・リサイクルに係る費用について、自治体の費用負担が生じないように、十分な財政措置や、製造事業者等が負担する仕組みの構築など、必要な対策を講じること 7. 使用済小型電子機器等の回収・再資源化に係る費用について、自治体への財政措置や、製造事業者等が負担する仕組みの構築など、必要な対策を講じること 8. 家庭用除湿器等について、製造事業者等の費用負担のもと、適正にフロン回収がなされる仕組みを構築すること <p>○ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に要する経費は2022年度まで全額国費で賄われていたが、2023年度からは補助金に上限を設ける方針や実施内容の詳細が、年度移行の直前に示された。また、ワクチンの有効性・安全性への不安等から、市民の中には接種をためらう者もあり、回数を重ねるごとに接種率が低下しているとともに、小児・乳幼児接種においては初回接種の接種率も低い。</p> <p>○ 2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したが、医療機関間における入院等調整や発熱患者の診察等について、本市においても未だに不安を感じ</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>V 物価の高騰等による影響への支援</p>	<p>ている医療機関が多く、説明や支援が引き続き求められている。</p> <p>○ 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、類型見直しに伴い幅広い医療機関による自律的な対応に移行することとなり、これまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促す取組みも必要となるため、国による医療用資器材の安定的な供給が必要である。</p> <p>○ オンライン診療について、本市は初期救急医療体制の充実を図るため、休日・夜間の軽症者に対応するオンライン診療を導入予定である。また、患者の状態をより正確に把握し、質の高い診療を実現するため、医療機器等を搭載した「医療カー」を看護師とともに地域に派遣し、遠隔で医師が診療を行うサービスの早期実装に向けた取組みも進める予定だが、オンライン診療の適切な実施に関する指針では、医療は、病院や診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないとされている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ワクチン接種事業について、自治体の準備に必要な期間を考慮の上、速やかに制度の詳細を提示すること。また、接種体制構築に必要な経費に対して十分な財政支援を行うこと。ワクチンの追加接種や小児・乳幼児接種において、被接種者が安心して接種をすることができるよう、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること 医療機関に対する科学的見地に立った丁寧な説明や、必要に応じた支援を引き続き行うこと。 新型コロナウイルス感染症に対し広く医療が提供されるよう、感染対策のための設備整備や医療用資器材の確保等への、必要な支援を継続して行うこと 将来的な医師不足等を見据え、「医療カー」を用いたオンライン診療が効率的に実施できるよう、実施場所の拡大などの環境整備に努めること <p>○ 新型コロナウイルス感染症や物価の高騰等による地域経済全体の影響は非常に深刻であり、今後も長期的な下支えが必要と見込まれる。民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は2022年度は486件、2023年度は8月時点ですでに223件認定しており、引き続き資金繰りに苦しむ事業者が多い。原油価格の高騰等により事業者の資金需要が高止まりする見通しであり、返済に係る柔軟な対応が引き続き求められることから、金融機関に対する国からの継続的な働きかけが必要である。今般の物価高騰は賃金上昇を伴わないコストプッシ</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>ユインフレによるもので、大企業と比べて原材料費高騰分を価格転嫁しにくい中小企業にとって、賃上げ原資確保も困難な状況である。中小企業が持続的な経営を行っていく上で、設備投資やITツールの導入などによる生産性向上の取組みや新商品開発などの高付加価値化への取組みなど、中小企業の成長を見据えた支援も重要である。</p> <p>○ 民間事業者を含む路線バスや地下鉄等の乗車料収入は、2022年度もコロナ禍前と比べて15%程度減少しており、厳しい状況にある。一方で、公共交通機関を運行する際に必要な経費である、自動車燃料費や地下鉄動力費（電気料）は、例年と比較して仙台市交通局における自動車燃料費は2億円程度、地下鉄動力費は11億円程度増加しており、交通事業者の経営を圧迫している。また、タクシー事業者についても同様の傾向である。</p> <p>○ 地方創生臨時交付金については、2023年3月に電力・ガス・食料品等に対する増額・強化が示されるなど、継続的に交付されてきたが、多額の本市負担が生じているなど、本市への配分額は十分なものとはなっていない。人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援が必要である。また、地域の実情に応じた施策を機動的に実施するため、使途の拡充や翌年度への繰越を可能とするなどの対応が必要である。今後も物価高騰対策や感染症対策に多額の経費が見込まれるため、引き続き支援が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業への資金繰りの支援等について、より一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更については、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、物価高騰等に対応して中小企業の適切な賃上げが進むよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の生産性向上や高付加価値化等の収益向上に資する取組みへの支援を強化すること 2. 民間事業者を含む公共交通事業者に対し、引き続き、減収対策及び燃料価格等の高騰のため増嵩した費用への財政措置を講じること 3. 地方創生臨時交付金について、地方自治体が継続的に物価高騰対策や感染拡大防止、経済対策等を行うことができるよう、継続的に交付するとともに、財政力補正を廃止し、必要額を措置すること。また、引き続き市町村へ直接交付するとともに、使途の拡充や翌年度への繰越など、柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>VI 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援</p> <p>1 不登校対策の推進に向けた支援の充実</p> <p>2 教職員体制の充実</p>	<p>すること</p> <p>○ 不登校児童生徒への対応は、本市でも喫緊の課題であり、教員以外のスタッフや関係機関との連携も含め国における支援体制の一層の充実が求められる。本市では、個々の児童生徒の状況に応じ、きめ細かな支援を行うため、専任教諭を配置する在籍学級外教室「ステーション」の設置を進めており、別室で不登校児童生徒に関わる学校訪問相談員などの支援員の配置も進めている。これらの取組みにより、2021年度の全国の不登校児童生徒再登校率が小学校27.1%、中学校28.1%に対し、本市は小学校37.4%、中学校41.6%であり、配置による効果が高いと言える。</p> <p>○ 教育機会確保法では、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進め、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。「登校という結果のみを目標とすることなく」と「多様な学びの場の確保」との法の趣旨から、不登校児童生徒が民間のフリースクール等で学びを継続している実態がある。国が学びの多様化学校の設置を進める中、本市では、民間の学びの多様化学校が開校し、利用する不登校児童生徒への経済的支援を求める声が多く上がっている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校問題に関わる様々な課題を抱えた児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市のステーションの取組みや専門職等の配置に係る財政措置を講じること 2. フリースクール等で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること <p>○ 多様化する教育課題への対応等を背景に、教員の負担は増加しており、本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180校）や前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（25校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を独自に進めてきたが、自主財源を活用した取組みには限界があり、加配定数の増加等、教職員定数の充実が必要である。また、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。教員志望者の減少等を背景に、教員不足が全国的な課題であり、特に、産育休等の代替教員の確保が極めて難しい。安定的な人員確保のため、産育休等の代替に正規教員を充てた場合にも国庫負担の対象とするべきである。併せて、地方公務員の定年引き上げに伴う教員採用者数の平準化で見</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 子育て環境の充実</p>	<p>込まれる増員についても、定数措置を講ずるべきである。</p> <p>○ 本市では、独自の教員配置により中学校全学年で35人以下学級編制を実施しているが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であるため、自治体の取組状況も十分に踏まえながら、中学校における学級編制標準の早期引き下げを図る必要がある。特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化する中で、小中学校の特別支援学級の学級編制標準は、1993年以降変更が無く1学級8人のままとされており、実情を十分に踏まえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々な教育課題にきめ細かく対応するとともに、教員の多忙化解消を図るため、各種加配定数の改善など、教職員定数の更なる充実を図ること 2. 教員が児童生徒一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるため、中学校及び特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること <p>○ 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国と自治体が共同で検討体制を構築し、統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校給食費においても全国一律の公費負担制度を創設するとともに必要な財政措置を講じるべきである。</p> <p>○ 産後ケア事業は、産後の母体の回復促進や育児不安の軽減など、安心して子育てを行うための有効な支援策である。2021年度に当該事業の対象月齢が生後1歳未満まで拡大され、本市においても利用実績が2倍以上となる中、国は2023年度には当該事業の対象者を「産後ケアを必要とする者」に拡大しており、本市も対象者を拡大した場合利用実績が増加し、財政に過大な負担がかかるおそれがある。</p> <p>○ 国は保育士配置基準の見直しを検討しているが、自治体によっては、独自に基準の改善や加配等の措置を行っており、本市でも、国の配置基準以上に保育士を配置する保育所等に対し独自に助成を行っている。一方で、保育士不足による職員の確保が困難な状況も続いており、人材確保が急務である。国が実施した処遇改善によっても、他の職種と比較して保育士等の給与水準は未だ低額である。</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>○ 放課後児童支援員の処遇改善については、一定の財政支援が図られているが、未だ他の職種と比較すると給与水準は低い。全国共通の課題として国の責任において取り組むべきであり、子ども・子育て支援交付金等の処遇改善の取組みの継続と、更なる支援が必要である。</p> <p>○ 2019年に幼児教育・保育が無償化されたが、各施設において保護者からの認定申請の取りまとめなどが発生し、事務の煩雑化や事務量の増加につながっている。また、市内全ての認可保育所に対し、2019年度の副食費の実績について調査を行ったところ、約8割の園で、児童一人当たりの月平均額が4,500円を超え、約6割の園では5,000円を超えている。副食費徴収免除加算は2023年度より4,700円に増額されたが、副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差額は依然として園が負担している。</p> <p>○ 子育て支援対策臨時交付金による「子どもの居場所支援臨時特例事業」は、年間250日（特例として200日）、1日8時間の開所を要件とするなど常設の居場所を対象としており、地域における様々な活動主体による、多様なニーズに応じた居場所支援が困難となっている。また、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針においては、18歳や20歳といった特定の年齢で必要な支援が途切れることなく、心身の発達の過程にある子どもや若者に対し切れ目のない支援を行うことが重要とされている。子どもや若者に幅広く対応した居場所づくりを一層拡充し、潜在的な課題の早期発見や継続的な支援を進めるためには、18歳以上の若者の居場所支援事業に対する助成が必要である。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。併せて、学校給食費について全国一律の公費負担制度の創設と必要な財政措置を講じること 2. 産後ケア事業について、地域の実情を踏まえたサービス提供が可能となるよう配慮するとともに、制度改正による影響を踏まえて財政措置を拡充すること 3. 保育の質の向上のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充等により保育士確保策を講じながら、保育士配置基準の抜本的な見直しに取り組むこと。併せて、地方自治体が独自に実施する保育士配置基準の改善に要する施策に対し、財政支援措置を講じること 4. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
4 福祉環境の充実	<p>員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと</p> <p>5. 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じた事務負担等に対する助成や実態に即した加算額の設定など、必要な財政措置を行うこと</p> <p>6. 児童育成支援拠点の更なる充実のため、家庭や学校以外の居場所を必要とする子どもの支援事業に対する助成について、要件を緩和すること。併せて、対象年齢の拡充や新たな助成事業の創設により、18歳以上の若者も居場所支援の助成対象とすること</p> <p>○ 介護職員等については、2022年10月からベースアップ等支援加算が創設されるなど、数次にわたって処遇改善の措置が講じられているが、全職種と比較し、依然として給与が低く、また離職率が高いことも課題となっている。</p> <p>○ 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。生活困窮者自立支援マニュアルにおいては「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまう、結果として生活保護が優先されていることとなる。</p> <p>○ 2022年度に本市が独自に実施した若年女性を対象とした実態調査からは、安心できる居場所の確保とアウトリーチ支援が、困難を抱える女性への支援として重要であることが明らかになった。本市ではどちらの事業も内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し事業実施しているが、当該交付金は2026年3月末までの時限立法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき定められている。また、新規事業を優先して採択し、継続事業については効果が認められる場合に限り交付の対象とする旨が示されており、継続事業の安定した財源とは言い難い。加えて、2024年4月に施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。</p> <p>○ 近年、带状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、80歳になるまでに3人に1人が発症すると言われている。带状疱疹ワクチン接種によって発症を予防することができるが、定期接種に位置づけられていないためワクチン接種費用は全額接種者が負担する必要がある。带状疱疹ワクチンについて、国において定期接種化に向け</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>VII 持続可能な市政運営に向けた支援</p> <p>1 公共施設やサービスの持続的な提供</p>	<p>た審議が行われているが、具体的な計画が示されていない。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職員等の人材確保や定着につながるよう、より適切な介護報酬等の設定や処遇改善加算の加算率の引き上げを行う等の更なる処遇改善を行うとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること 2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと 3. 困難を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること 4. 带状疱疹ワクチンについて、科学的知見に基づき、有効性、安全性などを示し、早急に定期接種化を進めること <p>○ 道路や橋梁、水道施設などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、所要の財源の確保が大きな課題である。学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のため、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図る必要がある。</p> <p>○ 下水道事業は、汚水排除による公衆衛生の確保、汚水浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きい。2017年度の財政制度等審議会において、受益者負担徹底の観点から、国の支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合、受益者負担では施設改築の推進は困難であり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。</p> <p>○ 公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債は、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組む必要がある。これらの取り組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設にでも重要だが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。</p> <p>○ 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、国史跡である仙台城跡は、石垣の一部が合わせて28メートルにわたり崩落するなど甚大な被害を受けた。石垣は、我が国の歴</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進</p>	<p>史上・学術上重要な文化財であるとともに、仙台城跡は本市の重要な観光拠点である。2024年度末の完了を目指して災害復旧事業を進めているが、貴重な文化財の継承及び来訪者の安全確保のため速やかな復旧に向けた国による支援が必要である。また、石垣以外にも市内の多くの文化財に被害が生じている。国登録文化財の災害復旧事業は補助対象となったが、県・市指定文化財は対象外である。加えて、災害復旧手法等に係る国の承認手続きが複雑で時間を要するものとなっている。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路や老朽化した浄水場等の水道施設等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実な財政措置を講じること 2. 下水道施設改築に係る財政措置を確実に継続すること 3. 2026年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること 4. 仙台城跡の災害復旧事業について、国庫補助金を年度ごとに必要な金額を迅速に交付すること。指定文化財については、国・県・市いずれの指定によるかにかかわらず、原形に復旧する費用全額を国庫負担とするとともに、登録文化財等について、新たに救済制度を創設し、当該文化財を復旧する費用全額を国庫負担とすること。また、指定文化財の復旧に早期に着手できるよう、復旧手法等に係る国の承認手続き等の簡素化・迅速化を図ること <p>○ 地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。庁舎等の電気料金増嵩、資材単価をはじめとする物価高騰等に伴う財政需要や地方税等収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。個別の算定については、大都市特有の財政需要を反映することはもとより、基準財政需要額の算定において大都市に対する削減を行わないことや事業所税に係る算入額を引き上げることなどにより、適切に行う必要がある。</p> <p>○ 2023年度地方財政計画において、臨時財政対策債が大幅に減額されたが、依然として地方交付税の法定率引き上げや臨時財政対策債の廃止は実現していない。臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市でも2021年度末時点の</p>

仙台市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況であるなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。</p> <p>○ 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、指定都市が直面する行政上・財政上の問題に十分に対応できる制度ではない。そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。</p> <p>○ 次回の国勢調査は2025年であるが、複数の国政選挙及び地方選挙が予定され、業務量が過大になる見込みである。調査員の担い手不足など、調査環境は厳しさを増す一方で、民間事業者への委託は限定的であり、報酬にも制限があるため外部人材の活用が進まない。また、調査員が世帯へ配布する調査用品は、前年度の住民登録世帯数を基に国が算定する数であるため、数量が不足し、調査員への追加交付を求められる実態があり、用品不足が生じない制度設計が必要である。本来国が全額負担すべき委託統計調査に要する費用は、当初交付分の金額で賄うことが原則であるが、職員の超過勤務手当や大規模調査における調査用品の仕分・配送及び廃棄にかかる経費が膨大なため、令和2年国勢調査では、交付金が不足し市費負担が生じた。</p> <p>○ ついては、以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、物価高騰等に伴う財政需要についても、必要な財政措置を行うとともに、大都市特有の財政需要を反映した適切な算定を行うこと 2. 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること 3. 新たな大都市制度（特別市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること 4. 令和7年国勢調査の実施に向けて、民間事業者への委託拡大について検討を進めるとともに、配布する調査用品に不足が生じない設計とし、現場の実務を担う調査員及び市町村の負担を軽減すること。また、調査の円滑かつ適正な事務執行を図るため、十分な財源を措置し、実際に要した経費全額を市町村へ交付すること

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸の早期実現に向けた支援</p>	<p>・地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、浦和美園駅から蓮田駅までの区間について、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示されました。</p> <p>・現在は、浦和美園駅から岩槻駅までの間を先行整備区間と位置付け、埼玉県、川口市、本市で構成する「地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸推進自治体連携会議」を設置し、速達性向上事業に関する計画の素案作成や、地方公共団体の費用負担割合についての協議を行っています。</p> <p>・また、埼玉県との共同により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に委託し、概算建設費や概算工期等の精査を行っているところです。</p> <p>・地域のまちづくりについては、これまでの浦和美園～岩槻地域の成長発展に向けた取組とともに、令和4年度には、新駅となる中間駅周辺について、まちづくり方針を策定し、地区の将来像やまちづくりのテーマを設定する等、地下鉄7号線延伸と一体的に事業を進めています。</p> <p>・地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸は、東京圏の鉄道ネットワーク強化や代替路線機能の強化に寄与する重要な事業であることから、早期実現のために、令和5年度に鉄道事業者への事業実施要請、令和6年度に鉄道事業者による速達性向上事業の国への申請を目標に取り組んでいるところです。</p> <p>・そこで、今後、事業の早期実現を図っていかなければならないことから、鉄道延伸とまちづくりの一体的な事業を早期に実現するための補助制度適用に関する技術的支援及び事業進捗に応じた予算の確保を行うことを要望するものです。</p> <p>【提案・要望事項】 鉄道延伸とまちづくりの一体的な事業を早期に実現するための補助制度適用に関する技術的支援及び事業進捗に応じた予算の確保を行うこと</p>
<p>新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援</p>	<p>首都圏広域地方計画と交通政策審議会での位置付け</p> <p>・首都圏広域地方計画において、「大宮」は東日本の玄関口となる連携・交流拠点として位置付けられ、リニア中央新幹線により形成されるスーパー・メガリージョンの機能をより強化する役割を果たすことが期待されています。</p> <p>・また、交通政策審議会において、大宮駅は東京圏北部の交通の要所であり、鉄道路線間の乗換改善や東西連絡通路及び東口駅前広場の整備等による回遊性の向上を図ることが位置付けられています。</p> <p>新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化について</p> <p>・本市においては、「東日本の中枢都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、様々な都市</p>

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>機能の集積を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月 26 日には北海道新幹線が開通し、大宮駅は、北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線の 6 路線が乗り入れることとなり、新幹線のニーズの更なる増大が見込まれます。 ・一方、東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されている上、既に北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線が集中しているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっています。 ・なお、平成 29 年度から新幹線大宮駅始発の臨時便が運行され、平成 29 年度に 6 便、平成 30 年度に 13 便、令和元年度に 20 便、令和 2 年度に 13 便が運行されていましたが、大宮駅始発列車の利用状況及び新型コロナウイルス感染症による利用者の意識や行動の変化の影響から、鉄道全体の需要が低下していることもあったためか、令和 3 年度及び令和 4 年度は 0 便でした。 ・現在、新幹線を始めとする列車の速達性・定時性を活かして地域産品などの荷物を輸送するため、一部客室を利用した輸送サービスが令和 3 年 10 月より開始され、大宮駅を終着とする臨時便も運行されているところです。 ・今後は、高速交通網の更なる活用に向けて、大宮駅を終着とする新幹線を折り返し始発の便とすることや、定期便も含めた新幹線大宮駅始発復活に向けた支援の強化を要望するものです。 <p>大宮駅機能の更なる高度化等に向けた支援の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、「デジタル」、「グリーン」、「安心・安全」といったキーワードをはじめ、「市街地整備 2.0」など、これからの都市づくりに向けた新たな視点を組み入れた G C S プランの更新に取り組んでいます。 ・また、G C S プランに基づく駅及び駅周辺開発は、羽田空港アクセス線の開業と併せて、我が国の国際競争力の強化に資するプロジェクトとなるよう検討を進めていることから、特定都市再生緊急整備地域の指定を目指しています。 ・現在、大宮駅西口では、2 地区の再開発事業を推進しています。また、東口では、渋滞解消に寄与する都市計画道路氷川緑道西通線の整備や市内初となる都市再生特別地区を活用した大門町 3 丁目中地区の再開発事業の都市計画決定を予定しています。併せて、駐車場地域ルールである駐車施設配置計画の策定にも取り組んでおり、国からも様々な助言をいただいています。 ・これらは、今後の G C S 構想を牽引する重要な事業であることから、重点的な財源支援をお願いするとともに、本件の連絡調整を受け持つ担当窓口の継続、新東西通路や駅前広場等の整備に際しては、都市再生整備計画事業や国際競争拠点都市整備事業、鉄道駅総合改善事業等の支援制度の活用についての技術的な助言及び重点的な財源支援を要望するものです。 <p>(仮称) バスタ大宮に係る事業計画の早期策定について</p>

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
市街地整備事業等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮駅は、新幹線6路線のほか、多くの在来線が乗り入れる国内有数のターミナル駅であるものの、大宮駅西口を中心に高速バスの乗降場が分散しているなど、交通結節点としての機能が十分に発揮されていない状況です。 ・一方、大規模災害時には、バス輸送の公共交通としての役割が高まるとともに、帰宅困難者や外国人旅行者に対応する指定緊急避難場所となり得る面的空間や災害情報の提供など、防災機能の強化が求められています。 ・国とさいたま市が事務局である「大宮駅西口交通結節点事業計画検討会」は令和3年4月の設置以降、第2回を令和5年3月に開催したところであるが候補箇所の選定までは至っていない状況です。 ・バスターミナルを中心としたまちづくりを進めるため、本市の役割の一つである大宮駅周辺・さいたま新都心周辺及び（仮称）バスタ大宮の全体を包含するまちづくり計画の検討に着手したところです。 ・以上から、東日本の玄関口「大宮」において、国直轄事業による交通拠点の機能強化及び大規模災害発生時の支援拠点に寄与する空間の創出に向け、早期に位置の決定を含めた事業計画の策定を図っていただくよう要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「東日本の中核都市」の実現のため、新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化を図ること 2 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の実現に向けた支援の強化を図ること <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路氷川緑道西通線及び大宮駅西口第3-B地区、西口第3-A・D地区、大門町三丁目中地区の市街地再開発事業への重点的な財政支援を図ること 3 （仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定を図ること <ul style="list-style-type: none"> ・本市では市街地再開発事業を3地区で施行中であり、そのうち2地区が建築工事に着手しており、他の1地区も令和6年度に着手する予定です。都市防災機能の強化に向け、地域交流センターの整備や都市計画道路の整備と併せ、積極的に事業を推進しています。 ・土地区画整理事業は、21地区（内、令和5年度補助金要望10地区）で施行中ですが、近年の財源不足は事業長期化の要因の1つとなっており、防災性に優れた良好な住環境の供給を図るため、都市計画道路整備と併せ、早期完了に向けた積極的な取組が必要です。特に、大和田駅南口へ直結する大和田南大通線、七里駅北口へのアクセス道路である指扇宮ヶ谷塔線及び浦和美園駅西口へのアクセスを担い地区の骨格となる大門中野田線の整備を推進していきます。 ・都市再生整備計画関連事業では、まちなかウォークブル推進事業3地区（大

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進</p>	<p>宮駅周辺地区、浦和駅西口周辺地区、岩槻駅周辺地区)を実施しており、既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組により、人中心のウォークアブルな空間に転換を積極的に推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの事業の早期完了に向けた取組を推進し、国の配分方針である、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」を図るため、令和6年度予算において市街地整備事業（関連道路事業含む）及び都市再生整備計画関連事業等の着実な推進に必要な財源の確保を要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 浦和駅西口南高砂地区、大宮駅西口第3-B地区及び大宮駅西口第3-A・D地区の市街地再開発事業への重点的な財政支援を図ること 大和田特定地区の大和田南大通線整備事業、七里駅北側特定地区の指扇宮ヶ谷塔線整備事業及び浦和東部第一特定地区の大門中野田線整備事業等の土地区画整理事業への重点的な財政支援を図ること ウォークアブルなまちづくりを実現するため、都市再生整備計画関連事業への重点的な財政支援を図ること <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けた財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では2020年7月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明し、2022年3月には、脱炭素化と持続可能でレジリエントな地域を目指したロードマップとして「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定しました。 また、同年4月に、本市の提案が「脱炭素先行地域」に選定され、2023年5月には、重点対策加速化事業に選定されたところです。 国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等を創設するなど、新たなフェーズを迎えています。 本市でも本交付金等を活用し、市内での再生可能エネルギー等の導入の最大化・加速化を図っていくところですが、先進的な取組を計画・推進するための予算が確保されていない現状です。また、脱炭素化については、国・地方自治体とともに喫緊の課題として取り組むべきものであり、交付金以外の補助メニューの拡充も必要です。以上のことから、必要な予算について安定的・継続的な確保を要望するものです。 <p>各種補助メニューの要件拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、系統の活用、電力需給の調整、環境価値取引など幅広い分野でデジタル技術を活用した取組も必要不可欠となっており、今後専門的・技術的な知見や大幅な設備投資などの財源確保

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>保育士の処遇改善と人材確保等による安定的な保育施設運営の推進</p>	<p>が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、各省庁においてカーボンニュートラルの実現に向けた支援メニューを講じられていますが、管轄する省庁ごとに申請しなければならず、使いにくいと感じています。そのため、手続を一元化するなど、分野を超えた継続的かつ一体的な財政支援及び技術的な助言を行うこと、併せて公共建築物のZEB化支援等を含めた各種補助メニューについては、自治体規模を問わず継続的な支援を要望するものです。 <p>温室効果ガス排出量の算定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進に向けては、地方自治体が地域のエネルギー消費量の実態を把握し、地域の特性・実情に合わせた効果的な施策の立案及び評価を行うPDCAのプロセスが重要です。 ・その一方で、電力及びガスの自由化等により、情報を保有する事業者が分散化したことで、本市においても、地域のエネルギー利用実態の把握が困難な状況になっています。 ・このことは、本市をはじめとする多くの地方自治体で共通の課題になっていることから、自治体が地域のエネルギーの使用実態を把握することが出来るよう、制度の仕組みづくりを図ることを要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2050年までのカーボンニュートラルを踏まえた中期目標「2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）」の達成に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や各種補助金等、必要な予算について安定的・継続的な確保を行うこと 2 脱炭素社会実現に向けた自治体の先進的・先導的な取組やデジタル技術を活用した取組などに対して、（公共建築物のZEB化支援等を含めた各種補助メニューなど）自治体規模を問わず分野を超えた継続的かつ一体的な支援を行うこと 3 地域の特性に応じた効果的な温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進に向けて、自治体が地域のエネルギーの使用実態を把握することが出来るよう、制度の仕組みづくりを図ること <p>保育士の労働実態の広域的な把握・調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するためには、保育士の適正な給与水準など、運営費等の経理に係る基準を見直す必要があることから、賃金だけでなく、首都圏における保育士の労働実態（勤務時間、年代別給与、離職率等）も広域的に把握・調査することを要望するものです。 <p>保育士確保や保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援の</p>

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>義務教育施設等の改修等の促進</p>	<p>更なる拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の利用希望者が増加する中、更なる保育の量的拡大を図るためには、保育士の確保が不可欠であり、本市でも、保育ニーズの増加や保育所等の加速的な整備計画を勘案すると、令和6年4月に向けて新たに100人程度の保育士を確保する必要があります。保育需要を踏まえた安定的な保育士確保に向け、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業など保育士確保のための施策の更なる充実とともに恒久的な制度とすることが必要です。 ・ 保育の質の向上や安心安全の確保の観点から、低年齢児、障害児の保育、医療的ケア児及び体調不良児等に対応するための看護師配置に係る費用に対する運営費加算の創設が必要です。また、障害や心身に発達の遅れ等のある児童を保育する保育施設が充実した相談体制を構築するための臨床心理士、作業療法士等の雇用に対する補助の創設が必要です。 ・ 以上から、保育士確保や保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援の更なる拡充について、十分な財政措置を講ずることを要望するものです。 <p>施設型給付費（公定価格）における賃借料加算額の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部である本市では、実勢賃借料が公定価格の賃借料加算を超過しており、特に保育需要の高い駅周辺に所在する保育所においては年額平均536万8千円の超過が生じるなど、保育事業者の負担が大きくなっていることから、施設型給付費（公定価格）の賃借料加算額について、都市部の実情に合わせて見直すよう要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士の労働実態の広域的な把握・調査を行い、保育所等の職員給与の更なる改善につながる保育士の適正な給与水準などを示すこと 2 保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業など保育士確保施策や、医療的ケア児等への対応など保育の質の向上・安心安全に資する看護師等の配置の強化支援について、恒久的な制度として財政措置を講ずること 3 施設型給付費（公定価格）における賃借料加算額を都市部の実情に合った金額に見直すこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、平成26年度に策定した「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、財政負担の平準化を図りながら老朽化した学校施設の計画的な改修・建替えを推進し、安心安全で持続的な教育環境の確保に努めるほか、令和2年度に策定した「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画」に基づき、子ども達が不便を感じることをないよう、計画的な洋式トイレの整備に努めて

さいたま市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>こども・子育て政策の強化に係る財源の安定確保</p>	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、老朽化した学校施設の大規模改造及び改築、熱中症対策としての特別教室等へのエアコン設置や、小学校における 35 人学級編成への対応については、多額の費用を要することから、本市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができません。 ・令和 4 年度については、国の令和 3 年度補正予算によりトイレ改修工事等が採択され財源が確保されたことで、年度当初から工事に向けた契約事務を円滑に進めることができました。 ・校舎の改修など複数年にわたる工事を要する継続事業については、当初予算区分における財政措置が望ましい。 ・本市では国庫補助事業として、校舎の改修工事、老朽化したトイレ改修工事を進めており、令和 6 年度事業についても引き続き計画的に事業が実施できるよう、各事業の実情に則した予算区分にて十分な財政措置を講ずることを要望するものです。 <p>【提案・要望事項】</p> <p>計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び改築等を行えるよう、事業量に見合った必要な予算総額を当初予算区分において確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となり、適切な役割分担の下、取り組んでいく必要があります。 ・国においては、常にこどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、その司令塔となるこども家庭庁を設置されるとともに、「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、児童手当拡充を始めとした具体的な施策や予算、財源の在り方等について活発に議論されています。 ・財源の安定確保に向けては、社会全体で負担する新たな方策も含め、国の責任において幅広く検討するべきです。また、こども・子育て支援施策の充実に伴い生じる地方の財政負担の財源は、国において确实かつ適切に措置すべきです。 <p>【提案・要望事項】</p> <p>こども・子育て政策の強化に係る財源の安定確保に向けて、国の責任において幅広く検討するとともに、こども・子育て支援施策の充実に伴い生じる財政負担の財源は、国において确实かつ適切に措置すること</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 物価高騰への対策について</p> <p>2 感染症対策における財政支援等について</p>	<p>世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしています。</p> <p>こうした中、政府ではエネルギー価格の激変緩和策や賃上げ・価格転嫁対策等を講じられてきたことは認識しています。</p> <p>しかし、いまだ出口の見えない物価高騰が本市の市民生活や事業活動、行政運営においても重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。</p> <p>(2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。</p> <p>(3) 市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について物価の状況に応じ、財政措置すること。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症を始め、新興再興感染症による感染症危機に直面する可能性が今後もあることから、今回の経験により蓄積した様々な課題について、優先順位などを整理したうえで、その具体策を策定するなど、事前の準備を十分行う必要があると考えます。</p> <p>本市においても、今後再びやってくる可能性のある新興再興感染症の流行時への対応も見据え、各種感染拡大防止対策やワクチン接種を始め、いざというときに迅速な対応を取ることができるよう、保健所を始めとした体制を強化するための財源を確保しておく必要があると考えます。</p> <p>ついては、今後の感染症対策において、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 今後起こり得る新興再興感染症への対応については、蔓延の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化にあたっては、早期に、実施時期・接種回数等の具体的な方針について地方自治体に情報を提供し、十分な準備期間を得られるよう配慮するとともに、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に負担が生じないようにすること。</p> <p>(3) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 「こども未来戦略方針」に関する要望について</p>	<p>今般、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が示した「こども未来戦略方針」において、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」とされていますが、子ども医療費助成制度については、国民健康保険の減額調整措置の廃止のほかに具体的な充実・強化に向けた方策の言及がなく、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されていません。また、多子世帯への保育料の負担軽減などについては、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じており、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。さらに、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などの取組みについても、考え方自体には賛意を示すものの、財源や保育人材確保について具体的な対策が見出せない中での方針であり、保育人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。</p> <p>こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。</p> <p>ついては、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等</p> <p>ア 18歳以下を無料とする財政措置を含む全国統一の制度の創設</p> <p>イ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止</p> <p>(2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施</p> <p>(3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充</p> <p>(4) 保育人材の確保について</p> <p>ア 国による保育人材確保の取組みの推進</p> <p>イ 保育士等の処遇改善の充実</p> <p>ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実</p>
<p>4 子育て支援の推進について</p>	<p>本市では、令和2年3月に「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月から4年連続となる保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>国においては、「こどもまんなか社会」を目指す上で新たな司令塔となる「こども家庭庁」が設置され、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>移譲するとともに、認可保育施設閉園時の支援策の創設、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。</p> <p>ついては、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国の財政支援及び都道府県からの財源移譲 (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設 (3) 定員割れ等を理由とし、閉園することとなった認可保育施設への支援策の創設 (4) 子ども・子育て支援交付金の基準額の見直し・長期休暇支援加算額の基準額の見直し
<p>5 子どもの貧困対策の推進について</p>	<p>国においては、現在、子どもの約7人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、令和5年3月に「第2期千葉市子ども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。</p> <p>自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところでありますが、施策の実効性を高めるため、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「地域子供の未来応援交付金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化
<p>6 システム標準化に係る移行期限及び経費の補助について</p>	<p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において、地方自治体は対象の20業務を標準仕様に準拠したシステムへ移行することが求められています。本市では、住民記録や税等の業務を取り扱う基幹システム等について、標準準拠システムへの移行を推進しています。</p> <p>ついては、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度末の移行期限までに全国の自治体が一斉に移行することは、非常に大きなリスクがあるため、令和8年度以降も2年程度の移行期間を設け、段階的に移行することができるよう移行期限の見直しを行うこと。 (2) 移行期限までに標準化に対応するために必要な人的リソースを確保するとともに、標準仕様に準拠したシステム等の情報について、早期に開示するように事業者に強く働きかけを行うこと。 (3) 外的な要因等やむを得ない理由がある場合は、移行期限の超過について、補助金の返還対象としないこと。 <p>また、デジタル基盤改革支援補助金は、移行経費全体を到底賄えるものではないことから、上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充すること。</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>7 在留外国人に対する日本語教育等の推進について</p>	<p>本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は中長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。</p> <p>このような中、本市では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・夜間中学を含む学校教育等における在住外国人支援を進めておりますが、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっています。</p> <p>外国人の出入国管理や在留資格制度については、国の社会政策によるものであり、諸外国においては政府が外国人に対する言語や社会制度を学習する機会を提供する例もあるように、こうした多文化共生施策は自治体の取組みだけでは限界があると考えます。</p> <p>については、中長期の在留を希望する外国人に対する日本語教育等の制度設計に関し、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入国時に日本語教育や生活オリエンテーションを受ける機会の提供 (2) 在留資格変更及び更新において日本語能力や日本の社会制度などへの理解を前向きに評価する仕組みの導入 (3) 国が自治体に求める日本語教育の提供体制構築への財政措置 (4) 夜間中学における日本語指導の実態を踏まえた、教育支援体制構築への財政措置
<p>8 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について</p>	<p>「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和3年度の全国の不登校児童生徒数は244,940人と平成27年度からの6年間で約2倍に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向であり、その対応や支援が急務となっています。</p> <p>不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市においては、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に関する取組みを行っています。</p> <p>しかしながら、令和4年度の国の不登校児童生徒支援に係る補助事業の予算は、文部科学省所管一般会計予算「文教関係予算」の1%にも満たないことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができていないとは言えません。</p> <p>そのため、「十分な数の教職員等が配置されていないことから、安定的、継続的に支援をすることができない」こと、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができない」こと等が課題となっています。</p> <p>そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いた</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>9 ICTを活用した学習環境の整備について</p>	<p>します。</p> <p>(1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。</p> <p>(4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。</p> <p>令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。</p> <p>引き続き、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を、整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。</p> <p>(2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。</p> <p>(3) ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p>(4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p>(5) GIGAスクール構想で整備した端末の次期更新に向け、国による財政支援の見通しを示すこと。</p>
<p>10 特別児童扶養手当制度の見直しについて</p>	<p>特別児童扶養手当の認定請求件数に対する却下件数の割合（以下「却下率」といいます。）について、実施主体である都道府県、指定都市の間で大きな差が生じており、これは障害程度認定基準の一部が極めて抽象的であることなどが原因と考えられます。</p> <p>法定受託事務である特別児童扶養手当の受給資格の認定について、このような状況が続くことは、制度全体に対する信頼性を大きく揺るがしかねないもの</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
11 障害福祉サービスに係る十分な財政措置について	<p>です。</p> <p>ついては、特別児童扶養手当制度の信頼性を確保し、真に必要とする方が当該手当を受給できるよう、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。</p> <p>障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務化（地財法10条の国庫負担金）されている一方、訪問系サービスについては、法の趣旨を超え、政令において負担範囲を限定しています。そのため、本市でも多額の超過負担が生じており、今後も増加傾向が見込まれる当該費用について、財政を圧迫する要因となっており、制度の持続可能性の維持が困難な状況となっています。</p> <p>ついては、制度の持続可能性を維持するため、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 現行の訪問系サービスの国庫負担基準を廃止し、他のサービスと同様に給付に要する実際の費用の2分の1を国庫負担とすること。</p>
12 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について	<p>本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところでは。</p> <p>産業部門については、「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において企業の取組みを後押しいただいているとともに、「クリーンエネルギー戦略」では需要サイドのエネルギー転換や新たな成長分野におけるビジネス・産業の創出などを基本コンセプトとして掲げているところであり、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。</p> <p>また、家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。</p> <p>つきましては、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「国のグリーン成長戦略（令和3年6月）」で示されたカーボンリサイクル技術等革新技術の確立のため、財政支援を強化すること。</p> <p>(2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとする。</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>13 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について</p>	<p>(3) カーボンニュートラル達成に向けた国民のライフスタイル変革は、地域特性により大きく異なるものではないため、行動変容を促す全国統一の脱炭素推進ポイント付与事業を構築し、原資を確保するとともに推進すること。</p> <p>モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO₂排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。ついては、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保</p> <p>(2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設</p>
<p>14 航空機騒音の改善について</p>	<p>羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。</p> <p>また、コロナ禍の減便により、一時的に軽減されていた市民の騒音負担感が、航空需要の回復に伴い大きく増加することにより、今後、市民生活への影響がより強くなることが懸念されます。</p> <p>ついては、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。</p> <p>(2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。</p> <p>(3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。</p> <p>(4) 市民の声を直接聞く場として市民相談会を再開すること。また、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を丁寧に積み重ねること。</p>
<p>15 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について</p>	<p>本市が首都圏の広域連携拠点として、都市機能及び防災力の強化を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。</p> <p>ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 新湾岸道路の早期具体化</p> <p>(2) 整備促進</p>

千葉市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>16 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 検見川・真砂スマート I C」及び一体となって進めていく一般国道 3 5 7 号「検見川立体」の整備促進 ・一般国道 3 5 7 号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 ・京葉道路の混雑解消のための整備促進 ・一般国道 5 1 号北千葉拡幅の整備促進 ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進 <p>(3) 調査促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 1 6 号 (穴川地区) の混雑解消のための調査促進 ・一般国道 5 1 号の木更津方面とのアクセス整備 (貝塚ランプ) 及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 <p>下水道施設に係る国費負担について、防災・減災、国土強靱化を推進し、市民の安全で安心な暮らしを確保するため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道防災事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保 ・一般国道 3 5 7 号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) 建設事業と一体的に行う雨水幹線、雨水貯留施設整備に係る財源支援

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 特別市制度の創設について</p>	<p>○ 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。</p> <p>○ 指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているものの、その経費を道府県税として負担しています。権限に見合う財源を税制上措置し、受益と負担の関係のねじれを解消する必要があります。</p> <p>○ 感染症や大規模自然災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域課題を解決していく必要がある中、二重行政の解消等により、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、指定都市とともに検討を進め、特別市制度を創設することが必要です。</p> <p>○ 指定都市が特別市に移行することで、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することが可能となります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別市」制度を創設すること。</p> <p>2 国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。</p> <p>3 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。</p>
<p>2 財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について</p>	<p>○ 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるのではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。</p> <p>○ 本市は令和 5 年 5 月時点で人口が 154 万人を超えており、わが国の人口減少が進む中においても当面の人口増を見込んでいる「元気な都市」であり、指定都市唯一の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。</p> <p>○ 一方、指定都市を市民 1 人当たりの標準税収で比較すると、本市は第 3 位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民 1 人当たり一般財源で比較すると、第 19 位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。</p> <p>○ 本市は、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上であり、また、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子高齢化対策、地域経済の活性</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 ふるさと納税制度の見直しについて</p>	<p>化、防災・減災対策、感染症や物価高騰への対応など、大都市特有の財政需要等を抱え、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。</p> <p>○ 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。</p> <p>○ 多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、育ち、就職等を機に都会に出て、そこで納税することとなりますが、自分を育ててくれた「ふるさと」に対しても、自分の意思で一部でも納税できる制度として創設されたものがふるさと納税制度です。</p> <p>○ ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択することを通じて、「税の使われ方を考えるきっかけ」となり、また「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」、「自治体が取組をアピールし、競争が進む」こととされていますが、本来の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。</p> <p>○ ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、都市部では流出の影響が大きく、本市においても流出見込額が121億円となるなど、看過できない状況です。</p> <p>○ ふるさと納税指定制度の創設による見直しがされましたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されている状況です。</p> <p>○ 現在の状況を見直すためにも、納税者への影響割合等を考慮した上で、特例控除額に10万円の上限額を設定するなど、見直しを早急に行う必要があります。</p> <p>○ 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。</p> <p>○ 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>4 システム統一・標準化について</p>	<p>に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。</p> <p>2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。</p> <p>○ 国の「デジタル基盤改革支援補助金」における現在の補助上限額は、実際の補助対象経費と比べ大幅に不足しており、その財源確保が大きな課題となっています。標準化に係る特有の経費については、国の全額負担となるよう見直しが必要です。さらに、ガバメントクラウドの利用料についても、クラウドのメリットを最大限に活かした価格設定をした上で、自治体への提供が必要です。</p> <p>○ 国により移行期限は令和7年度末と定められていますが、指定都市は、機能やデータ量も大きいことやシステム間連携に必要な共通機能の構築や検証などに最低でも3年以上の期間を要します。職員への研修実施など円滑かつ正確なサービス提供が可能となる環境が整うまで、移行期限の柔軟な対応を行い、補助金の返還等が生じないようにする必要があります。</p> <p>○ システムの移行に伴う現行システムに係る契約解除は発注者である自治体側の都合とせざるをえないことから、違約金について国が全額負担するとともに、違約金の支出に対する適正性を対外的に説明できるよう、国による担保が必要です。</p> <p>○ 令和7年度に移行が集中することで、ベンダが対応できなくなる可能性があるため、指定都市要件に準じた標準準拠パッケージソフトを早期に提供できるよう、ベンダに対して十分な体制確保を働きかけるなど、自治体側に不利益が発生しないような取組が必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 統一・標準化に係る補助対象経費は、上限額を定めず国の全額負担とすること。また、ガバメントクラウドの利用料が過度な負担とならないよう措置すること。</p> <p>2 現行システムの規模等を考慮し、移行に向けた十分な期間を確保するため、令和7年度までとしている移行期限や財政措置について柔軟な対応を行うこと。</p> <p>3 現行システムの違約金は国による全額負担及び支出の適正性を担保すること。</p> <p>4 指定都市用の標準準拠システムの提供が早期に行われるよう、ベンダに対して十分な開発体制の確保を国から働きかけること。</p>
<p>5 待機児童の継続</p>	<p>○ 本市では、保育所等の利用申請者数は年々増加している中、多様な手法を</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>的な解消と多子世帯の負担軽減に向けた支援について</p>	<p>用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和5（2023）年4月1日時点の待機児童数は3年連続でゼロを達成したところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てと就労等の両立に向け、保育ニーズが依然として増加傾向であることから、引き続き、施設整備等により保育受入枠の拡充が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置を適用する必要があります。 ○ 本市では国の基準に基づき、認可保育所等の利用料に係る多子軽減を実施しているところです。 ○ 少子化対策として、多子世帯への支援は重要な施策の1つですが、国の多子世帯への保育料の軽減措置においては、所得制限があること、また、小学校就学以降の児童や一部の認可外保育施設を利用する児童が軽減措置を適用するための児童数に含まれないことから、真に多子世帯を支援する制度といえない状況です。 ○ 多子世帯への支援策については、現在、各自治体が独自の拡充を行っている状況ですが、本来は一律の基準に基づき運用される必要があることから、認可保育所等の利用料の軽減措置における、所得制限、児童の年齢制限及び利用する保育施設類型による制限を撤廃する必要があります。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 待機児童の継続的な解消に向けて、受入枠拡大に必要な財政措置を講ずること。 2 多子世帯への認可保育所等の利用料の軽減措置における制限を撤廃し、施策の拡充を図ること。
<p>6 出産・子育て応援事業の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、悩みや孤立感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっています。 ○ こうした中、妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業が創設され、継続的に実施することとされています。 ○ しかしながら、令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）における事業費の負担割合は、伴走型相談支援が国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6、経済的支援が国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6 となっており、本市を含めた市町村においては財政負担が生じています。 ○ また、国が示した令和5（2023）年10月以降の半年分の交付金の内訳について、伴走型相談支援における事業費の負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 となっており、市町村においては更なる財政負担が生じています。 ○ さらに、令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）において

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>7 子どもの医療費助成の在り方の検討について</p>	<p>システム構築等導入経費を国が全額補助していますが、導入以降も継続して発生するシステム改修費用等は、令和5（2023）年10月以降分の対象経費に含まれていません。</p> <p>○ 今後も本制度を継続して確実に実施できるよう、要綱の見直しを含め令和6年度以降の財政措置を講ずる必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 出産・子育て応援交付金交付要綱等において示された内容は、都道府県や市町村の財政負担が生じるものであり、基準額も交付対象者が多い本市では十分でなく、相当の財政負担を要するため、事業の継続的かつ効率的な実施に向けて、補助率及び対象経費の見直しなど、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>○ 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。</p> <p>○ 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和5（2023）年9月から、対象年齢の中学3年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図ってまいりますが、年々財政負担が大きくなる一方、更なる制度拡充を求める声も上がっております。</p> <p>○ 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。</p> <p>○ 国民健康保険の国庫負担金等の減額については、未就学児までを対象とする医療費助成の減額措置は平成30年度に廃止され、更なる廃止対象年齢の拡大について、国において検討していることは承知しておりますが、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、全ての減額措置を廃止することが必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。</p> <p>2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。</p> <p>3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。</p>
<p>8 児童福祉人材の</p>	<p>○ 本市の保育所等においては、安定的な職員体制を確保するとともに、入所</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>確保に向けた支援について</p>	<p>児童の処遇向上及び施設職員の待遇改善等を図るため、保育士の配置基準については、国が定める最低基準を超えた独自の加配を行っています。継続して安定的な職員体制を確保するためには、国の職員配置基準の見直しが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育士や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。 ○ 保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、これまでも国において、一定の改善が図られてまいりました。しかしながら給与は一般労働者と比較すると依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行っていますが、それでもなお待遇面を理由に離職する者が多く、各施設で必要な人材を確保できず、実際に勤務する職員の負担が増大することで、更に離職を誘発する要因になっています。 ○ 保育士宿舍借り上げ支援事業は、市内認可保育所の約 90%が利用しており、人材確保に大きく影響するため、対象期間見直し（短縮）は慎重に行う必要があります。 ○ 児童養護施設等の職員は夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士等と比較して、宿舍借り上げ支援制度がない事や処遇改善加算が不十分である等待遇面の格差があるほか、そもそも困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の各施設における職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。 2 保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善加算等の増額を講ずること。 3 保育士宿舍借り上げ支援制度の対象期間の見直しを慎重に行うとともに、児童養護施設等については同制度を新たに創設するなど財政措置を講ずること。
<p>9 福祉・介護人材の確保に向けた支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところですが、賃金が低い事や職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。本市においては、就職相談会の開催や各種研修の実施、法人管理者向けの研修及びキャリアアップ支援など「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の量的・質的の確保に努めているところですが、各事業所における不足感は増加傾向にあります。

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>10 学校及び保育所における医療的ケア児支援の充実について</p>	<p>○ 関東大都市圏は全国で家賃が最も高く、中でも川崎市は東京都特別区に次いで2番目に高いなど、都市部特有の地域特性があります。</p> <p>○ 国では、人生100年時代に向けた整備を進める中で、最大の課題は人材の確保であるとし、処遇改善を行っていますが、10年以上の経験を持つ介護福祉士等を、ようやく全産業平均水準とするものであり、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低いのが現状です。</p> <p>○ 高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や住居費における宿舍整備にとどまらない関東大都市圏特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援が必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 関東大都市圏は住宅1畳あたりの家賃が全国で最も高く、住居費の負担が大きいことから、人材確保に向けて、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。</p> <p>2 福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの構築や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであり、これまでも処遇改善措置などを行っているが、こうした制度改革を講じてもなお、賃金は他産業と比較して低い水準であるため、更なる処遇改善などの対応策を早急に行うこと。</p> <p>○ 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「法」という。)が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められています。</p> <p>○ 本市においては、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しております。</p> <p>○ また、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数や、本市保育所における医療的ケア児の受入人数は増加傾向にあり、一人ひとりのニーズに応じた対応が必要となっているところです。</p> <p>○ 国においても、学校における看護師の配置に対する支援や保育所における看護師の配置及び保育環境の向上等に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校及び保育所において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>11 安全・安心で良好な教育環境の充実に ついて</p>	<p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。 3 保育所における医療的ケア児受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。 <p>○ 現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。</p> <p>○ 本市では令和7年度に新川崎地区で新設小学校の開校を予定しています。開校後、一定期間は児童数の増加が続く見込みですが、開校4年目以降の増加見込みを負担金の算定に反映できないことから、実態にそぐわない制度となっています。</p> <p>○ 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。</p> <p>○ 本市では、空調設備が一斉に更新時期を迎え、今後、更新整備を実施する予定です。上限額が令和4年度から引下げられたため、大規模校を単年度で整備した場合、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。</p> <p>○ 長寿命化改良工事を3か年で行っており、契約については、毎年度内定後に単年度契約で行っています。年度末に入札・契約時期が集中するため、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがあります。入札・契約時期の平準化により、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させることを可能とする必要があります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。 2 新設校の整備に係る負担金について、開校後の児童数の増加見込みを適切に反映し、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充を図ること。 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>12 多摩川における治水対策の推進について</p>	<p>4 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げを図ること。</p> <p>5 工事発注時期の平準化を可能とするため、ゼロ債務負担行為を活用できるよう、補助制度の見直しを図ること。</p> <p>○ 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。</p> <p>○ 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。</p> <p>○ 多摩川における平瀬川との合流部や JR 京浜東北線付近の堤防は、周囲の堤防高より低いことから、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。</p> <p>○ 平瀬川と多摩川の合流部対策については、景観や防災面に考慮した堤防構造について、住民と合意形成を図りながら、令和6年度からの平瀬川の堤防整備着手に向け、計画的かつ継続的な財政措置が必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <p>1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。</p> <p>2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。</p> <p>3 平瀬川と多摩川の合流部における堤防整備について、事業推進に向け必要な財政措置を講ずること。</p>
<p>13 川崎臨海部の土地利用転換について</p>	<p>○ 日本の経済発展を支え続けてきた川崎臨海部におけるかつてない規模の土地利用転換は、これからの我が国の国際競争力強化において重要な役割を担うものであり、今後他地区でも起こり得る土地利用転換のロールモデルとなり得ることから、国策を具現化するような未来志向の土地利用の実現に向け、これまでの枠組みに捉われない、省庁横断的な支援が必要です。</p> <p>○ この度の大規模土地利用転換の先鞭と位置付けている南渡田地区では、国の「統合イノベーション戦略」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する新たな研究開発拠点の形成を目指していますが、戦略的な機能集積やインフラ整備によりその実現を図るためには、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置が必要です。</p> <p>○ また、土地利用転換の中核である扇島地区では、カーボンニュートラル社会の実現等に向け、水素や燃料アンモニア等脱炭素燃料の受入拠点及びサブ</p>

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>14 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について</p>	<p>ライチェーンの構築に向けた検討を開始し、脱炭素燃料を受入・貯蔵・供給する機能の整備をはじめとした土地利用転換の取組を進めております。それら機能の導入など官民による事業の推進のためには、国道357号・首都高湾岸線出入口等の交通基盤をはじめ、港湾施設などの各種インフラの整備が必要であり、このためには、計画的かつ早期の財政措置が必要です。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 南渡田地区における、素材を中心とした研究開発拠点形成に向けた産業集積、インフラ整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置を講ずること。 2 扇島地区における、水素や燃料アンモニア等の大量かつ安定的な輸入を可能とする受入環境整備や速やかな土地活用を行うためのインフラ整備、大水深バースを活用した関連する港湾整備に対して必要な財政措置を講ずること。 <p>○ 本市は首都圏における大規模なエネルギー供給拠点であり、供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、国の脱炭素化に大きく貢献する可能性があります。国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、地域ごとのポテンシャルを踏まえつつ、水素・アンモニア等の利活用や、CCUS等次世代技術の実装化に向けた支援を加速させる必要があります。</p> <p>○ また本市では、公共施設への市内産再エネ電力の導入を計画していますが、「政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）」において産地の指定を禁じており、事業推進の障害となっています。同協定の例外を定める政令では、中核市経営の電力事業に係る調達のみが適用除外となっており、市域で再エネの地産地消を促進するためには、現行制度の見直しが必要です。</p> <p>○ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」の改正に際し、太陽光パネルのリサイクル・廃棄や、サプライチェーンにおける人権問題などを懸念する意見が多く寄せられ、太陽光発電設備普及に向けた課題となっており、これらの課題に対し国において具体的な対応策を示していくことが必要です。</p> <p>○ 再エネの普及拡大に向けては、ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術の商用化に向けた取組等も重要であり、これらに対応するには地方自治体の取組に加え、国の主導による技術開発の促進がより一層必要となります。</p> <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及に加えて、水素・アンモニア等による発電や、CCUS等の次世代技術の実装化が必要であるため、こうした技術の開発や導入に向けた支援を加速させること。 2 国も呼びかけている再エネ電力の地産地消促進に向けて、指定都市におい

川崎市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>15 カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた水素サプライチェーン構築に係る取組について</p>	<p>ても地産電源の導入が可能となるよう関係法令を見直すこと。</p> <p>3 第6次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、地域の取組を推進するため、課題解決や技術開発に向けた取組を加速させること。</p> <p>参考 2については「地方分権改革に関する提案募集」においても提案しており、現在、関係省庁から以下の2次回答を受けているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界貿易機関（WTO）政府調達協定（GPA）を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互合意であり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある。 ○ 協定の内容の変更を提案することが認められている場合であっても、締約国間で新たな合意に至る必要があり、変更の提案を行うことは政府全体として慎重に検討する必要がある。 ○ 我が国は、GPAの規律をすべての物品（WTO協定上、電力は物品に該当）の調達について適用することを明確に約束していることから、解釈の見直しによって行うことはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、水素等へのエネルギーの転換が有力な手段である中、本市は平成27（2015）年3月に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定、さらに令和4（2022）年3月には「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるプロジェクトを推進しています。 ○ 令和5（2023）年3月には、国のグリーンイノベーション基金事業における「液化水素サプライチェーン事業」の水素受入地として川崎臨海部が選定されたことから、今後、商用化実証に向けた水素受入基地の建設等、インフラの整備が期待されています。 ○ 水素等のカーボンニュートラルなエネルギーの商用化実証やインフラ整備には、多額の費用が必要である一方で、民間事業者にとって事業収支等の予測が難しく、早期の社会実装を目指すためには、国の財政措置が必要です。 ○ 水素サプライチェーンの構築に向けた水素パイプライン整備においては、明確な技術基準が存在せず、整備が必要であるとともに、水素の製造・貯蔵・消費・運搬等においては、法令等の規制が水素の普及の障壁となっており、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。 <p>つきましては、以下についてご配慮をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 カーボンニュートラルコンビナート実現に資する水素サプライチェーンの構築に向け、補助事業等の強力な財政措置を講ずること。また、設備導入補助を拡充すること。 2 水素パイプライン敷設の促進に向けた技術基準の整備及び水素の製造・貯蔵・運搬・消費等に係る規制改革・規制緩和を行うこと。

横浜市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>「特別市」の早期法制化の実現</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別市の早期法制化の実現、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進を図ること。 2 特別市が実現されるまでの間、引き続き、指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の一層の推進と、自主財源の充実強化を図ること。 </div> <p>・現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 67 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。377 万人の市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、地方自治制度の抜本的な改革が必要です。</p> <p>・指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、特別区設置制度（いわゆる都構想）以外の新たな選択肢として特別市の法制化を早期に実現することを要望します。</p> <p>・大都市制度改革について検討がなされた第 30 次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるといふ点にも意義がある」とされました。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされました。しかし、第 30 次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況です。</p> <p>・横浜市は、令和 4 年 12 月に改訂公表した「横浜特別市大綱」において、第 30 次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示しています。この横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化の早期実現に向けて、速やかに地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めることを要望します。</p> <p>・さらに、横浜市民の安全・安心の確保、日本経済の成長につながる地域経済の活性化が求められている現在、大都市の権限強化は喫緊の課題であり、指定都市への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを一層推進していく必要があります。</p> <p>・指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限（大都市特例事務）が移譲されていますが、それに必要な財源について、税制上の措置が不十分です。大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、税源移譲による税源配分の見直しを行い、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。</p> <p>つきましては、特別市の法制化に特段の配慮をされるよう要望します。</p>

横浜市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>参考1 「横浜特別市大綱」(令和4年12月改訂)《抜粋》</p> <p>■「特別市制度」が求められる背景・必要性</p> <p>○指定都市制度の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市と道府県の二重行政 ・大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置 <p>○大都市及び横浜市を取り巻く現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会の到来と超高齢化の進行 ・公共施設の保全・更新需要の増大 ・グローバル化の進展に伴う日本の国際競争力の低下 <p>○特別市制度の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市は我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的位置付けがされていない。 ・市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市・横浜が持つ力を存分に発揮できる特別市制度が必要である。 <p>■横浜特別市制度の骨子</p> <p>○特別市としての横浜市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。</p> <p>○特別市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。</p> <p>○特別市としての横浜市は、県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する。</p> <p>○特別市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。</p> <p>参考2 地方分権改革の推進</p> <p>■指定都市への事務・権限移譲の重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の設置認可等の権限 ・医療政策に関する権限 ・一級河川(指定区間)・二級河川の管理権限 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定権限 <p style="text-align: right;">など</p> <p>■指定都市の自主財源の充実強化</p> <p>○道府県と指定都市との関係では、現在、仕事量に見合った税源配分になっていないという課題があります。個人道府県民税、法人道府県民税、地方消費税等からの抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化すべきです。また、新たに道府県から指定都市へ事務・権限が移譲される際にも、それに見合った税源の移譲により、税制上の措置を講ずることが不可欠です。</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続	<p>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、平成28年度に制度が創設された後、令和2年度税制改正において制度拡充とともに、適用期間が5年間延長され、令和6年度までとされているところです。</p> <p>当該制度は、企業等が地方公共団体に寄附しやすい制度設計となっており、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段として、全国的にも活用事例、寄附金額ともに増加傾向にあり、地方公共団体が行う地方創生の取組の推進に大きく寄与しているものと考えております。</p> <p>本市においても、令和2年7月に地域再生計画の認定を受けた後、令和4年度末までで計7社から900万円を超える寄附をいただいておりますことから、制度が継続されない場合、今後の取組の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>令和4年12月23日に閣議決定された、デジタル田園都市国家構想総合戦略において、「企業版ふるさと納税の一層の活用促進」と謳われていることから、地方創生の取組を一層推進し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、本制度を令和7年度以降も継続することを要望します。</p>
2 教職員定数の改善等	<p>1 子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加等により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。</p> <p>このことから、中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充や小学校における教科担任制の導入、専科教員による指導の充実等のための、加配定数の確保を要望します。</p> <p>2 不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要です。しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況であることから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。</p> <p>3 児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中、適切な支援を行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的です。このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化されるまでの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。</p>
3 GIGAスクール構想の推進に向けた	<p>本市では、令和元年12月に国が発表したGIGAスクール構想により、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネッ</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
財政支援	<p>トワークを学校に整備し、令和3年度以降、学校における様々な学習活動等で日常的な活用が進んでいます。</p> <p>しかしながら、GIGAスクール構想を推進するに当たっては、1人1台のタブレットPCを活用するために必要となる端末・ネットワークの運用保守やセキュリティ対策、学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、予備用端末の確保に係る費用、安定してインターネットに接続するための通信回線使用料、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金など、引き続き地方単独での負担増・財源の確保が課題となっています。</p> <p>また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、老朽化している大型提示装置（大型モニタ）の更新や、ICT支援員の拡充、インターネット通信環境を整えることができない家庭への支援など、更なる環境整備や支援体制の確立に要する経費のほか、数年後、大量一括に生じるタブレットPCのハードウェア更新に要する経費について、財源の確保が課題となっています。</p> <p>こうしたことから、GIGAスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。</p>
4 部活動の地域移行に向けた取組への支援について	<p>本市の児童・生徒数は、昭和60年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においては、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっています。</p> <p>令和4年7月に児童とその保護者に対してアンケート調査を行ったところ、地域に希望するスポーツ・文化芸術活動があった場合、「やってみたい」と回答した児童は、86.5%と高い数値となっている一方で、多くの保護者が活動費の負担について「不安がある」と回答していることから、家庭の経済状況により、子どもの活動機会に格差が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、参加する地域クラブ活動により、家庭の負担に格差が生じないよう費用負担の在り方を示すなど、万全の措置を講じることを要望します。また、地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、新たな財政負担を強いることがないよう、十分な財政措置を講じることを要望します。</p> <p>加えて、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、地域の実情に応じた取組を進めるとしてありますが、各自治体における取組に大きな差異が生じることが考えられるほか、地域への移行に当たっては指導者となる人材の確保や財源の確保等、課題も多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>5 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設</p>	<p>全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。</p> <p>そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。</p> <p>火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。</p> <p>こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。</p>
<p>6 児童養護施設における小規模グループケア加算の経過措置期間の延長及び施設職員の人材確保のための支援</p>	<p>現在、小規模グループケア加算の経過措置の対象となっていることから、児童のケアを行う人材が確保できている状況ですが、更に小規模化を図らなければ、この加算を受けることができず、小規模化の人材はもとより、現状のケアにも支障が生じることが懸念されます。</p> <p>このようなことから、小規模グループケア加算の経過措置を「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における推進期間である令和11年度末までに延長することで、その間に施設職員の人員を確保し着実に小規模化が進められるよう要望するものです。</p> <p>併せて、施設の小規模化による十分な児童のケアのため、現在離職者が多い児童養護施設の職員を確保するために、その処遇改善が図れるよう社会的養護処遇改善加算の増額を行っていただくよう要望します。</p>
<p>7 保育所の待機児童解消に向けた財政措置</p>	<p>待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。</p> <p>保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。</p> <p>今後、女性の就労率が増加すること等に伴う保育ニーズの高まりにより、よりいっそう保育士不足が懸念されます。そのため、各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるように、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう、要望します。</p> <p>さらに、待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ない</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>8 小児医療費に係る 全国一律の助成制度 の創設について</p>	<p>ことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。 これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。 また、令和5年1月23日付け事務連絡により、国において、保育所等における使用済みおむつの処分が推奨されましたが、本市では、園により対応が異なる状況にあります。使用済みおむつの園処分については、保護者はもとより、保育士等の負担軽減につながることから、全ての保育所等で園処分が可能となるよう、処分費用等についての財政支援を要望します。</p> <p>子ども医療費助成制度は、各地方公共団体がそれぞれに制度設計をしていることから、対象年齢や自己負担額などが異なり、住んでいる地域で助成内容に差異が生じています。 子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に医療を受けられる助成制度が必要です。 こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方公共団体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを要望します。</p>
<p>9 農業及び畜産業経営 に対する財政支援</p>	<p>世界的な原油・原材料高により、近年、海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により肥料、飼料、資機材、燃料などの価格の上昇が続いており、農家及び畜産農家（以下「農家等」という。）の経営は、非常に厳しい状況にあります。 国においては、『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』などの支援を実施しているところですが、物価高騰が継続している状況下においては、継続的な支援による経営の安定化を図ることが必要です。 また、国による価格高騰対策事業は、生産コスト削減等に取り組む農家等に対して補填金を交付する制度設計となっていることから、緊急的な支援を必要としている農家等には活用しづらく、また、取り組む余力がない農家等は支援が受けられず、経営状況がより厳しくなります。 このため、農家等への支援を継続して実施するとともに、制度構築に当たっては、活用しやすい仕組みとすることや、「配合飼料価格安定制度」についても、長期間価格が継続して上昇又は高止まりする状況下において、継続的に十分な補填が受けられる制度への見直し、牧草に関しての同様の価格安定制度の構築を図ることを要望します。</p>
<p>10 認定新規就農者 に対する財政支援</p>	<p>本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 1 災害時における林道復旧事業関連法令の基準の見直し等</p>	<p>地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。</p> <p>本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画4年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。そのため、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、改めて支援制度の見直しを図ることを要望します。</p> <p>本市は、首都圏にありながら、豊かな自然環境を保有しており、県内の上水道の約6割を賄う、神奈川県の水がめとして森林の持つ多面的な公益的機能を提供するなど、重要な役割を担っています。</p> <p>特に、緑区津久井地域は、道志川、串川といった清流や、津久井湖、宮ヶ瀬湖、奥相模湖といった湖を有し、県内最高峰の蛭ヶ岳のほか丹沢山等の高峰に囲まれた、特に豊かな自然を有する地域であり、森林の整備、維持管理等のため、林道が多く所在していますが、令和元年東日本台風では、過去に経験したことのない自然災害により甚大な被害を受けました。</p> <p>こうした中で、林道災害復旧事業を円滑に進めるためには、国庫補助率が高く、短期間で復旧事業を実施できる「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等の活用が必要不可欠ですが、制度の適用を受けるためには、国に対し、災害発生後から1か月以内に被害確定の報告書を提出する必要があります。</p> <p>しかしながら、本市が管理している、広大で急峻な森林、林道の被害を限られた期間の中で調査報告等を実施することは困難な状況であることや、市独自の林道災害復旧事業を実施することは財政的にも困難であることから、令和元年東日本台風による林道災害復旧事業が遅々として進捗していない状況です。</p> <p>こうしたことから、林道災害復旧事業を円滑に進めるため、国への報告期限の緩和等関連法令の基準等の見直し、また、報告期限を超えた災害における新たな補助制度等を創設することを要望します。</p>
<p>1 2 中小企業を対象としたDX化促進のための設備投資に対する財政支援</p>	<p>本市は昭和29年の市制施行以来、工場誘致条例を制定し、積極的な工場誘致に取り組んだ結果、相次いで大企業の進出が始まり、それに付随した関連の中小企業が市内に工場を開設し、工場が集積されてきました。現在においても、ロボットや航空宇宙関連企業をはじめとしたリーディング産業の集積に取り組んでおり、全国でも有数の内陸工業都市として発展してきました。そうした経過から、本市においては中小のものづくり企業が多く存在し、市内の産業を</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 3 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備</p>	<p>支えています。</p> <p>ものづくり企業の成長においては、AIやIoT等のデジタル技術とロボットの連携による、業務の効率化や生産性の向上が不可欠であると考えられます。こうしたことから、これまでのITツール導入等に関する財政支援のほか、デジタル技術と連携するロボットの導入等にも活用できる財政支援の構築等に取り組むよう要望します。</p> <p>1 一般国道（指定区間）の機能強化</p> <p>国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しております。圏央道の完成に伴い、交通量は減少傾向にありましたが、八王子バイパスの無料化や町田立体の開通により、再び増加傾向となっております。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても交通渋滞が課題となっております。</p> <p>このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図るよう要望します。</p> <p>2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進</p> <p>本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号（相模原愛川IC接続）や津久井広域道路（相模原IC接続）の整備を進めております。</p> <p>県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。</p> <p>これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。</p>
<p>1 4 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充</p>	<p>本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシャルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「さがみはら新都心」の形成に向けて50年、100年先を見据えたまちづくりを進めております。</p> <p>リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区では県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに向けた取組を進めており、相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地のまちづくりとあわせて、小田急多摩線の延伸に向けた取組を行っています。</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 5 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等</p>	<p>両駅周辺を一体とするまちづくりは、多様な交流を生み出すものであり、国がとりまとめたスーパー・メガリージョン構想の実現に資するものです。今後、まちづくりを進めていく上で、土地区画整理事業や街路整備事業といった都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良などを進めていくことから、事業の確実な推進には、国による力強い支援が必要不可欠であり、国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を要望するものです。</p> <p>あわせて、小田急多摩線の延伸は首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、相模原駅周辺地区のまちづくりにとって、都心とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。</p> <p>延伸にあたっては事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を要望するものです。</p> <p>本市では、道路・橋りょう、下水道等の都市基盤について、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、維持管理に係る費用の平準化、適正な管理に努めているところです。都市基盤の老朽化は、今後さらに進むため、計画的な予防保全型の維持管理がますます求められ、財源確保が必須条件となります。</p> <p>また本市は令和元年東日本台風に伴う土砂災害等からの早期復旧・復興に向けて尽力しているところですが、市民生活の安全・安心を守るためには未然防止の取組が肝要であり、災害防除事業などを計画的に実施していく必要があります。</p> <p>これらの事業においては、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助・浸水対策下水道事業補助等により支援をいただいておりますが、将来にわたり市民生活の安全・安心が確保できるよう、公共事業関係費枠（防災・安全交付金等含む。）の増額及び安定的な財政的支援の充実を要望します。</p> <p>また、予防保全型の維持管理を効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Webを活用した講座を増やすなど、研修をさらに充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。</p>
<p>1 6 緊急浚渫推進事業債の継続</p>	<p>昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方自治体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、令和2年度に緊急浚渫推進事業債が創設され、事業期間が5箇年の令和6年度までとなっており、限られた期間の中で河川断面の阻害率が高い箇所を重点的に実施し、一定の効果を上げているところです。</p> <p>しかし、今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、河川を安全で良好な状態に保つことは重要な事前防災の一つであることから、当初5</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
1 7 米軍基地の早期返還等	<p>箇年の緊急的に実施する必要がある箇所以外の土砂堆積の多い維持管理上重要な区間についても堆積土砂（樹木繁茂）対策が必要であるため、令和7年度以降も緊急浚渫推進事業債の継続を要望します。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市に所在する米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）について、早期に返還を実現すること。 2 返還財産の地元への処分にあたっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。
1 8 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等	<p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。
1 9 米軍基地の環境・安全対策等	<p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、抜本的な対策を講ずること。
2 0 地方分権改革の推進	<p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国による義務付け・枠付けについて、早期の廃止を基本とした更なる見直しを行うとともに、「提案募集方式」による地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。 2 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、指定都市への事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「特別市」の法制化に向け議論を加速させ、地域の特性に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。
2 1 個人情報保護制度の見直しに伴う対	<p>【提案・要望事項】</p> <p>改正された個人情報保護法が施行されたが、事例に応じた判断基準が具体的</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
応等	<p>に示されていないことから、法改正前の地方公共団体における運用についても参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるように地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。</p>
2 2 地方交付税制度の見直し	<p>【提案・要望事項】</p> <p>1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。</p> <p>2 地方財源の不足への対応については、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債の廃止も含めて見直しを行うこと。</p>
2 3 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大	<p>【提案・要望事項】</p> <p>公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和8年度までに延長された公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業を拡大すること。</p>
2 4 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充	<p>【提案・要望事項】</p> <p>マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。</p>
2 5 高校生等への修学支援の更なる充実	<p>【提案・要望事項】</p> <p>子どもの貧困対策の観点から、高校生等が安心して学校に通うことができるよう高校生等奨学給付金の給付額について、高等学校等の授業料以外に必要な費用を賄うことができる金額に増額すること。また、高校生等奨学給付金と授業料以外の費用の所要額との差を補うため、地方自治体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政支援を行うこと。</p>
2 6 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援	<p>【提案・要望事項】</p> <p>外国語教育の充実を図るため、労働者派遣等による外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援を拡充すること。</p>
2 7 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充	<p>【提案・要望事項】</p> <p>「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>28 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等</p>	<p>【提案・要望事項】 精神障害者の雇用を促進するため、勤務時間に応じた段階的なカウントや等級に応じたカウントの上積みの導入、短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。</p>
<p>29 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等</p>	<p>【提案・要望事項】 急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。</p>
<p>30 災害時医療救護体制に係る財政支援</p>	<p>【提案・要望事項】 災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。</p>
<p>31 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保等</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること。 2 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜ、帯状疱疹、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。
<p>32 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援</p>	<p>【提案・要望事項】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第24条第3項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。</p>
<p>33 休日夜間におけ</p>	<p>【提案・要望事項】</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>る救急医療に対する 財政支援</p>	<p>持続的かつ安定的な初期救急医療体制を確保するために必要な財政支援を行うこと。</p>
<p>3 4 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、国において地方公共団体における取組を支援するとともに、積極的な普及啓発を行うこと。</p> <p>2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。</p> <p>また、整備に当たっては、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。</p>
<p>3 5 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率1/2になるよう基準額の算定方法を見直すこと。</p> <p>また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業も対象にすること。</p>
<p>3 6 地域医療介護総合確保基金制度の見直し</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>地域医療介護総合確保基金における介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業について、令和6年度以降も継続するとともに、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うこと。</p>
<p>3 7 国民健康保険子ども均等割保険税(料)に係る軽減制度の拡充</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>令和4年度から導入された未就学児に係る均等割保険税(料)の軽減制度について、国の責任と財政負担により、対象となる年齢や軽減割合を拡大すること。</p>
<p>3 8 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。</p>
<p>3 9 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設</p>	<p>【提案・要望事項】</p> <p>20歳から40歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療・福祉等に係る在宅サービス利用料に対する助成制度を創設すること。</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
40 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援	<p>【提案・要望事項】</p> <p>令和6年度においても新型コロナウイルスワクチンの接種が実施される場合は、対象者や実施時期・方法等の方針を早期に提示するとともに、地方公共団体の特性に応じた十分な接種体制が組めるよう、財政的な支援も含めた必要な措置を講じること。</p>
41 地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援	<p>【提案・要望事項】</p> <p>原油価格や光熱費の高騰は、医療機関の経営を大きく圧迫しているため、地域医療提供体制の確保に影響を及ぼすことのないよう、必要な財政支援を行うこと。</p>
42 看護職員確保対策に必要な財政支援	<p>【提案・要望事項】</p> <p>看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。</p>
43 地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生・河川水等検査の機器整備に係る国庫補助制度の創設	<p>【提案・要望事項】</p> <p>地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生・河川水等検査の機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。</p>
44 障害福祉サービス等事業所における「延長支援加算」の見直し	<p>【提案・要望事項】</p> <p>指定生活介護事業、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業における延長支援加算について、介護人材の不足やそれに伴う人件費が増加している現状を踏まえ、延長支援を必要とする障害児者に対する支援が安定的に供給されるよう、令和6年度報酬改定において延長支援加算の加算単位や要件について見直し（拡充）を図ること。</p>
45 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し	<p>【提案・要望事項】</p> <p>医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。</p>
46 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実	<p>【提案・要望事項】</p> <p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る補助制度の更なる充実を図ること。</p>
47 子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実	<p>【提案・要望事項】</p> <p>「子育て短期支援事業」に関して、「子ども・子育て支援交付金」による更なる財政支援を行うとともに、実施期限が定められている「子育て支援対策臨時</p>

相模原市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>48 動物愛護管理の取組における財政支援</p>	<p>特例交付金」の特別対策事業についても、継続した財政支援を行うこと。</p> <p>【提案・要望事項】 地方自治体及び動物愛護ボランティア等が実施する動物の愛護及び管理に関する取組について、財政支援を行うこと。</p>
<p>49 地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金の拡充</p>	<p>【提案・要望事項】 地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の設定において、事業規模に応じて増額するなどの財政的な支援を拡充すること。</p>
<p>50 ナラ枯れ被害対策の推進</p>	<p>【提案・要望事項】 自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、危険木の除去を含めた補助制度の充実等を図るとともに、公園や緑地を対象とした補助制度の創設など、必要な対策を講じること。</p>

新潟市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
1. 地方への人の流れの定着・加速化	<p>地方への移住・定住促進を図るため、移住支援金の移住元要件について、東京圏に居住のすべての者を対象とするなど、更なる要件緩和を要望します。</p> <p>また、地方移住の裾野の拡大に向けて、地方でのテレワークや選択的週休3日制、兼業・副業など地方との関わりを可能とする多様な働き方を積極的に推進することをあわせて要望します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークなど時間や場所に捉われない働き方や副業・兼業などの多様な働き方の普及とあわせて、若い世代を中心に地方暮らしへの関心が高まる契機となりました。地方においては、今後も、これらの社会変化を的確に捉え、地方への移住・定住促進や関係人口創出に係る施策を着実に進めていくことが重要となります。</p> <p>つきましては、国を挙げて地方分散の流れをさらに加速させる施策に積極的に取り組むことを要望します。</p>
2. 脱炭素社会の実現	<p>地域脱炭素の実現について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の継続・拡充を要望します。</p> <p>令和4年度に「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が創設され、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的な支援が講じられました。</p> <p>人口や産業、経済活動が集積する、高次都市機能を備えた本市は、地域脱炭素に向けた施策を展開するにあたり、省エネ化する建築物や導入する再エネ設備など、事業規模が必然的に大きくなることが想定されます。</p> <p>このような地域特性も踏まえ、独自性や先進性の高い取組を継続して展開できるよう、交付金の継続、全体の予算規模の拡充、及び自治体の規模によらず一律とされている交付金上限額の見直しを要望します。</p>
3. 廃棄物処理施設の整備にかかる財源の確保	<p>廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設の整備が計画的かつ着実に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金の安定的かつ継続的な予算確保と財政支援措置を要望します。</p> <p>廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要です。</p> <p>廃棄物処理施設の建設や解体には、一時的に多額の経費が必要であり、令和2年度から取り組んでいる新焼却施設整備事業については、循環型社会形成推進交付金を活用して事業を推進しています。</p> <p>本事業を着実に進めるため、交付金予算を安定的かつ継続的に確保し、十分な財政支援措置を講じることを要望します。</p>

新潟市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>4. 放射性物質を含む 浄水汚泥の処分</p>	<p>指定廃棄物について、放射能濃度の減衰を待つことなく、早期の全量処分に向けた対応を図るよう要望します。</p> <p>また、現時点における放射能濃度を把握するため、早期に再測定を行うことを要望します。</p> <p>本市の浄水場構内において、放射能濃度が 8,000 B q / k g を超える浄水汚泥（以下「指定廃棄物」という。）の一時保管を余儀なくされた、平成 23 年 3 月の原発事故発生以来、既に 12 年が経過しています。</p> <p>当該浄水場は、小学校に隣接し住宅地にも囲まれており、一時保管の長期化により、従来にも増して近隣住民からの速やかな処分や移送に係る要望が強くなるなど、対応に苦慮しているところです。</p> <p>この問題の更なる長期化は、地域住民の安心確保、および水道事業の信頼確保のためにも避けなければなりません。</p> <p>また、指定廃棄物の発生以来、放射能濃度の減衰状況を確認していないことから、今後の見通しも確認できない状況にあります。</p> <p>つきましては、全ての指定廃棄物の処分に向けて、あらゆる手段を検討し、速やかな対応を図るよう要望するものです。</p>

静岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 保育料無償化対象範囲の拡充</p>	<p>【現状】</p> <p>○認可保育施設の保育料無償化 静岡市では、市独自で認可保育施設に通う第2子以降の保育料の無償化を実施しているが、国制度では、無償化対象範囲が第3子以降からとしている。 静岡市無償化費用 693 百万円 対象人数 1,988 人（R 5. 4 月）</p> <p>○認可外保育施設の保育料無償化 国制度において、認可外保育施設に通う3歳以上の子どもは月額3.7万円まで、0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの無償化となっている。 （静岡市では、認可外保育施設に通う0～2歳児の住民税課税世帯に対して、市独自の軽減事業を検討中。）</p> <p>【課題】</p> <p>○子育ての不安要素は「経済的不安」 令和4年の「少子化社会対策白書」によると、理想の子ども数を持たない理由の最多が「子育てにお金がかかる」の56.3% 保育料無償化などの少子化対策は、国として取り組むべき課題</p> <p>【要望・提案事項】</p> <p>●多子世帯における保育料無償化対象範囲の拡充</p>
<p>2 「物流革新に向けた政策パッケージ」の確実な推進</p>	<p>【現状・課題】</p> <p>○本市の半径300km圏内に日本の人口の約6割（約8,000万人）、GDPの約7割（約370兆円）が集中している。また、輸送環境として、東西に東名高速道路、南北には中部横断自動車道があり、国際拠点港湾である清水港も有している。</p> <p>○経済、物流の結節点である本市の物流事業者が担う輸送の役割は、極めて重要と考えており、市内物流事業者の2024年問題への対応は喫緊の課題と捉えている。</p> <p>○そうした状況の中、本市では、国が策定した「物流革新に向けた政策パッケージ」を踏まえ、市内の中小トラック運送事業者に対する支援策を検討している。</p> <p>○しかし、2024年問題を抜本的に解決するためには、サプライチェーン全体での物流負荷の軽減、多重下請構造の是正、標準的な運賃制度の徹底による適正な運賃収受など国が講ずる対策の確実な推進が不可欠である。</p> <p>【要望・提案事項】</p> <p>●「物流革新に向けた政策パッケージ」の確実な推進 トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用され</p>

静岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 強靱な社会基盤の構築に必要な予算の措置</p>	<p>ることで、物流の停滞が懸念される 2024 年問題に直面している。 2024 年問題を抜本的に解決するためには、国が講ずる対策の確実な推進が不可欠である。</p> <p>【現状・課題】</p> <p><u>○激甚化・頻発化する自然災害</u> 令和 4 年の台風 15 号をはじめ自然災害による被害が激甚化・頻発化 市民生活に大きな影響を及ぼすことから被害を最小化するための事前の備えとなる抜本的かつ総合的な対策が必要</p> <p><u>○老朽化した施設の増加</u> 老朽化の進行等により修繕や更新が必要な施設が数多く見つかっており、橋梁では点検の結果、全体の約 1 割において早期対策が必要と判定 予防保全による老朽化対策には安定的な予算措置が必要</p> <p><u>○交通需要の高まりと渋滞の頻発</u> 地域経済を支える物流機能の向上が期待される中、拠点へのアクセス道路のボトルネック部において、慢性的な交通渋滞が発生 物流アクセス道路の機能強化には安定的な予算措置が必要</p> <p>【要望・提案事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国土強靱化関連事業における継続的・安定的な予算の措置 ●補助・交付金等、社会資本整備全般に係る予算の確保
<p>4 直轄治山事業の推進と補助治山事業の予算拡充</p>	<p>【現状・課題】</p> <p><u>○地質の脆弱さと地形の複雑さ</u> 本市は、北は標高 3,190m の間ノ岳から南は駿河湾まで、多様で豊かな自然を誇る一方、糸魚川－静岡構造線と中央構造線に挟まれており、地質は極めて脆弱であるとともに、地質構造の影響により複雑で急峻な地形であり、大谷崩れに代表される崩壊地が多数存在する。 近年の災害の激甚化により、地域住民は降雨のたびに山地災害に対する不安を強いられている。</p> <p><u>○異常気象による災害の激甚化と必要な技術の高度化</u> 昨年の台風 15 号や本年 6 月の台風 2 号等により、市内各地で予想を上回る降雨が頻発し、災害が激甚化、山腹崩壊等の被災箇所数が増加している。 災害規模が大きく、厳しい施工条件下で、より高度な技術を要する。 治山事業による、早急な対応が求められる。</p> <p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●治山事業の推進による山地災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・大井川地区民有林直轄治山事業の推進

静岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<ul style="list-style-type: none">・梅ヶ島地区国有林野内直轄治山事業の推進・補助治山事業の着実な実施に向けた予算の確保

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>地方税財源の充実 確保</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 国・地方間の税源配分の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。 ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。 ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。 <p>(2) 地方交付税の改革等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、物価高騰や感染症への対応について、必要な財政措置を講ずること。 ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。 ・地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。 <p><提案の背景></p> <p>真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。</p>
<p>感染症や物価高騰 への対応</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(1) 感染症対策に関する事務・権限の移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>地域強靱化に向けた防災対策</p>	<p>(2) 感染症や物価高騰対策に要する財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、感染症対策や生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、国が行う臨時の給付施策等を含め、必要な財政措置を確実に講ずること。 ・感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金を措置する場合は、財政力に関わらず必要な額を算定し、大都市に十分配慮すること。 ・上下水道、交通事業を始めとする公営企業についても、電力費等の増大による収支悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>本市では、令和2年に初めて新型コロナウイルス感染症患者が発生して以来、保健所による積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を全庁的な応援体制のもと実施したほか、市内中小企業者の経営を支援する大規模な融資制度を創設するなど、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、さまざまな施策を講じてきた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたものの、引き続き感染症対策、今後の感染症危機への備えやウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格等の物価高騰に対し、必要な対策を講ずるべきである。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 災害に強いまちづくり</p> <p>ア 震災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。 ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。 ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。 ・上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。 ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。 ・建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、建築物耐震対策緊急促進事業の適用期限、住宅・建築物耐震改修事業の時限措置及び住宅の耐震改修に伴う

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。</p> <p>イ 豪雨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水上重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。特に庄内川の枇杷島狭さく部においては、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。 ・ 堀川、山崎川、戸田川等の本市管理河川の改修事業、リニア中央新幹線開業を控えた名古屋駅周辺地域や山崎川流域における下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。 ・ 樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。 <p>(2) 災害対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。 ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点として名古屋港の早期整備を行うとともに、名古屋空港隣接地に愛知県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点について、早期整備に必要な財政措置を講ずること。 ・ 水防法改正に伴う想定最大規模の浸水想定区域等を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。 ・ 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。 ・ 下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に対し、必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。</p> <p>本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、令和2年度には、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」</p>

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>施設の老朽化対策</p>	<p>に新たな事業を追加した。令和５年度には、想定し得る最大規模の風水害の被害想定や対応方針などを踏まえ、次期災害対策実施計画を策定する予定である。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(１) 公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。 <p>(２) 市設建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和４０年代から６０年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和３０年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修、改築などが必要となる施設の増加が見込まれている。</p> <p>今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建設物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。</p>
<p>子どもの健やかな育ちの支援</p>	<p>【提案内容】</p> <p>(１) 「子ども・親総合支援」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。 <p>(２) 安定的な保育の受け皿確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な保育環境を備えた保育の受け皿を安定的に確保できるよう、既存保育所の老朽化対策に係る補助率の嵩上げ等の財政措置を講ずるとともに、賃借料加算の単価を引き上げるなどの拡充を図ること。

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>安心して生活できる福祉・医療体制の充実</p>	<p><提案の背景></p> <p>国においては、少子化対策の抜本的強化のため「こども未来戦略方針」を策定し、こども・子育て政策の課題や今後3年間の集中的な取組を示しているが、施策の実施に当たっては国による財政措置・制度の充実が必要である。</p> <p>また、本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、さらなる次世代育成支援策を推進していくためにも、大都市特有の状況に応じた国からの支援が必要である。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 粒子線がん治療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。 <p>(2) 地域医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。 <p>(3) 介護保険制度の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることができるよう、必要な財政措置を講ずること。
<p>教育行政の充実</p>	<p><提案の背景></p> <p>安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども中心の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を強力に推進するため、財政措置などの支援策を講ずること。 <p>(2) 「なごや子ども応援委員会」の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置及び専門家養成に係る措置を講ずること。

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>リニア中央新幹線 開業に向けた都市 機能の強化</p>	<p>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。</p> <p>(3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用</p> <p>・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。</p> <p>・日本語指導等の配置及び養護教諭の複数配置に係る基準の緩和や、教科担任制のための加配定数に係る対象教科の拡大を実施すること。</p> <p>・本市が先進的に取り組んでいる校内の教室以外の居場所づくりや統合支援に係る加配定数について、必要数を措置すること。</p> <p>・部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員などの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。</p> <p><提案の背景></p> <p>児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進</p> <p>・「日本中央回廊」の形成による効果の最大化と広域的拡大を図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会資本整備の重点施策として強力に推進すること。</p> <p>・整備には相当規模の投資が必要であるため、国家的プロジェクトとして、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。</p> <p>(2) リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援</p> <p>・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路出入口及び渡り線の追加に取り組んでおり、リニア中央新幹線開業に向け早期に整備を行う必要があることから、有料道路事業としての必要な財政支援を行うこと。</p> <p><提案の背景></p> <p>リニア中央新幹線の開業による「日本中央回廊」の形成がもた</p>

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
名古屋港の整備	<p>らす効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 国際競争力のある港湾の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化に必要な財政措置を講ずること。 ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場整備の推進に必要な財政措置を講ずること。 ・脱炭素社会の実現に向け、カーボンニュートラルポートの形成に必要な措置を講ずること。 <p>(2) 港湾の防災機能の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、海岸保全施設（防潮壁等）の防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。 ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。 <p>(3) 人々に親しまれる港づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、運河改良やプロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。</p>
堀川の総合的な整備	<p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>安心・安全なまちづくりの推進</p>	<p><提案の背景></p> <p>本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。</p> <p>こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。</p> <p>【提案内容】</p> <p>(1) 交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路や幹線道路等の安全対策を速やかにかつ継続的に進めるため、必要な財政措置を講ずるとともに、A S V (先進安全自動車) の推進を行うこと。 <p>(2) 再犯防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、本市が先進的に取り組んでいる再犯防止施策の実施体制の継続に必要な財政措置を講ずること。 <p><提案の背景></p> <p>市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちを実現するため、交通安全対策や再犯防止施策を推進していくことが必要である。</p> <p>(交通安全対策の推進)</p> <p>令和4年の本市の交通事故死者数は30人と前年に比べて8人増えており、引き続き通学路や幹線道路等の安全対策が喫緊の課題である。通学路については、従来から警察等と連携し、毎年度安全点検と安全対策に取り組んでおり、令和3年度には千葉県八街市で発生した児童死亡事故を受け、再度点検を実施するなど、安全対策を進めてきた。その中、本市においても、児童2名が交差点で、青信号の横断歩道を歩行中に自動車に衝突されるという死傷事故が発生した。これを受け、本市では、令和4年度に有識者を交えた「通学路の更なる安全対策検討会」が取りまとめた対</p>

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援</p>	<p>策を、市内全域で展開していくこととしている。</p> <p>については、幹線道路の歩道や横断歩道を含めた、通学路の総合的な安全対策とともに、幹線道路等における事故危険箇所の交通安全対策をさらに推進していくため、必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>また、運転手側のヒューマンエラーが発生した場合においても、児童等の交通弱者の生命を守るため、車両側の安全対策を充実させることが重要であることから、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両であるＡＳＶ（先進安全自動車）の推進が必要である。</p> <p>（再犯防止の推進）</p> <p>本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約５割と高い水準で推移しており、犯罪を抑止し、誰もが犯罪の被害者や加害者となることなく、安心・安全に暮らすことのできる社会の実現のためには再犯防止施策が重要である。令和５年３月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、国は地方公共団体等に対する財政面を含めた必要な支援を行う役割があるとされている。</p> <p>本市では平成３１年１月から令和２年６月まで国の地域再犯防止推進モデル事業の委託を受け、司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで安定した生活の確保を目指す先進的な「伴走型入口支援事業」を実施したところである。</p> <p>令和３年度には「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、令和４年度からは起訴猶予者に加え、執行猶予者等までを対象とした伴走型入口支援事業を本格実施している。</p> <p>今後も既存の機関ではできない、きめ細かな対応やフォローアップなど支援の隙間を埋めることのできる伴走型入口支援事業を継続的に実施するため、必要な財政措置を講ずるべきである。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア競技大会及びアジアパラ競技大会に係る閣議了解や「経済財政運営と改革の基本方針」等での位置付けを踏まえ、両大会を国家的なプロジェクトとして推進すること。 ・国との連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会等に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等に対する支援、協力を行うこと。

名古屋市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技会場の整備・改修及び大会の準備・運営などに対するスポーツ振興くじ（toto）及び各種公営競技の収益の活用など大会運営費の確保に向けた支援を行うこと。 ・ 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得税法上の特定寄附金として指定すること。 ・ 両大会の開催を国内外で周知するため、積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。 ・ 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。 <p>< 提案の背景 ></p> <p>心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いある生活に極めて重要な存在である。</p> <p>第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、アジア最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、国際交流や産業技術、文化等各方面にわたり、日本全国に大きな波及効果をもたらすとともに、多様性を尊重し合う共生社会の実現にも大きく寄与する大会である。</p>

京都市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
障害福祉サービス(訪問系サービス)における国庫負担金の不足による超過負担の改善	<p>法により国が市町村費用の1/2を負担することが義務化されている一方、法の趣旨を超えて政令において国の負担範囲を限定しており、市町村に多額の超過負担が生じている。</p> <p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定時を捉え、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること、介護保険対象者の居宅介護を国庫負担の対象とすることなど、抜本的な制度改正を求める。</p>
自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<p>国に歩調を合わせ、着実かつ効果的な標準化への対応に向けて取組を進めているが、実現に向けては課題が山積しており、自治体の努力はもとより、国による更なる対策が不可欠である。</p> <p>大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置、円滑な移行に向けたIT技術者確保の環境整備、標準化への対応に当たり必要となる情報の適時的確な提供を求める。</p>
子ども・子育て支援の充実	<p>子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠である。</p> <p>保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実(負担割合の適正化、補助上限額の撤廃等)、保育士配置基準の改善、及び保育士等の更なる処遇改善の早期・確実な実施、児童手当の拡充に係る十分な財政措置等を求める。</p>
教育環境の充実	<p>教育環境の更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要である。</p> <p>教職員の給与改善や教職員定数の改善など、教員不足と働き方改革に向けた環境改善、GIGAスクール構想の運用に係る支援制度の充実、及び端末更新や、高校の生徒用端末確保に係る財政支援、全員制中学校給食の実施に向けた財政支援や国における小中学校の給食費無償化の早期実施を求める。</p>
文化芸術に対する一層の支援等	<p>文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正のみならず、新たな文化行政を一層推進する大きな契機となっており、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。</p> <p>文化関係予算の抜本的拡充、大阪・関西万博と連携した、オール京都によるアートフェアの開催への支援、華道、茶道、香道をはじめとする生活文化の振興や「古典の日」の取組の更なる推進、文化関係独法等の広報発信・相談機能の京都設置、京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援等を求める。</p>
持続可能な観光の実現に向けた支援の充	<p>持続可能な観光の実現に向けては、地域の実情を踏まえた、国からの支援が必要不可欠である。</p>

京都市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
実	<p>市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた、ソフト、交通・ハード両面での観光課題対策への支援、事業者の担い手不足に対する支援、インバウンドの回復やMICE誘致に向けた支援を求める。</p>
市バス・地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援	<p>市バス・地下鉄事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、また、全国的に大きな課題となっている、運転手をはじめとするバスの担い手不足や、一部地域の混雑緩和などの観光課題対策に十分に取り組んでいくためには国からの支援が必要不可欠である。</p> <p>厳しい経営状況にある市バス・地下鉄を維持・確保するための支援制度の構築、市バスの担い手不足に対する支援の充実、市バスの交通DXの推進等に向けた地域公共交通確保維持改善事業費補助金の拡充、地下鉄の老朽化対策に対する支援の充実等を求める。</p>
持続可能な公共交通の確保・維持に向けた支援	<p>社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠である。</p> <p>地域公共交通の維持・確保に向けた財政支援（幹線補助及びフィーダー補助）の充実、地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送等への支援の充実を求める。</p>
地域公共交通再構築事業（社会資本整備交付金）の交付対象事業の拡充	<p>利用者の利便性向上に資する、交通事業者のDXの促進、運賃制度のシームレス化に向けては、国からの更なる支援が必要である。</p> <p>国の地域公共交通再構築事業において、ICカードシステムを活用したキャッシュレス決済の導入など、交通事業者のデジタル技術を活用した利便性向上や経営の効率化に資する取組や、バス車両の導入に対する支援の充実を求めるもの。</p>
将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<p>中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市との道路ネットワーク強化に当たっては、国からの支援が必要不可欠。</p> <p>堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の事業計画策定や、京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討、及びこれらの道路整備に係る自治体財政の負担軽減を求める。</p>
京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、国有地の有効活用の検討	<p>京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただきたい。</p> <p>京都刑務所（山科区）、京都拘置所（伏見区）、京都運輸支局（伏見区）などの有効活用の検討を求める。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>＜令和6年度 国の施策・予算に関する提案・要望＞</p> <p>1. 地方交付税の必要額の確保について</p> <p>2. 大和川左岸の魅力向上の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○本市では、持続可能な財政運営に向けて、歳入の確保と歳出の抑制を両輪とした改革を推進しているところではあるが、エネルギー価格高騰等の歳出増加の影響もあり、財政収支見通しにおいて令和14年度まで収支不足が続く見込みである。</p> <p>○令和5年度の地方財政計画において、自治体の施設の光熱費高騰への対応として一般行政経費（単独）が増額されたものの、本市におけるエネルギー価格高騰による令和5年度予算における影響額は約15億円にのぼり、更なる財政措置が必要である。</p> <p>○臨時財政対策債は、令和5年度の地方財政計画において、発行額が大幅に抑制されたものの、平成13年度に臨時措置として導入されたものが23年間続いている。</p> <p>○本市の臨時財政対策債の残高は、令和3年度末において約2789億円であり、市債残高に占める割合は約52%と年々増加している。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●地方交付税総額については、エネルギー価格高騰による影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。</p> <p>●臨時財政対策債については、地方財源不足の対応として臨時的に導入されたものであることから、地方交付税の法定率引上げにより対応した上で廃止すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において令和7年度（2025年度）に達成をめざすKPIに「自転車利用環境の満足度（50.0%）」を掲げ、若手職員を中心とした組織横断型のサイクルシティ推進チームにおいて、健康、スポーツ、観光など様々な分野との連携や自転車文化の創造・発信をすることにより、自転車を活かした都市魅力の向上に取り組んでいる。</p> <p>○大阪府・大阪市・本市は、2025大阪・関西万博の開催を契機に、国内外からの多くの来阪者が安全、快適に府内各地を周遊できる環境の整備に向けて取り組んでおり、本市では優先整備ルート（約73km）のうち（仮称）大和川サイクリラインの整備（本市域区間 約8km）を進めている。 （全体事業費：約17億円 進捗率75% ※令和5年度末時点）</p> <p>○また、一級河川大和川左岸においては、本市と国が連携して河川空間を活かした都市の魅力向上をめざす取組を示した「堺市かわまちづくり計画」（平</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3. 子育て支援の充実について</p>	<p>成31年3月に国に登録済)に基づき、本市による(仮称)大和川サイクルラインの整備等と国による西除川横断橋や河川用管理通路の整備を連携して進めている。</p> <p>○令和6年度は、(仮称)大和川サイクルラインの2025大阪・関西万博開催までの整備完了と自転車の魅力を体験できる機能を有した賑わい拠点の整備を着実に進捗させるため、集中的な予算投下が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●大和川沿川において、連続した通行空間の確保と自転車を活用した賑わい拠点等の整備に向けて、本市との連携を強化し、必要な予算を確保すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○全国的にも就学前児童数が急激に減少している中で、国において、少子化対策として経済的支援をはじめ子育て支援施策を抜本的に改善する必要があるが、本市では、市独自で様々な支援策を実施していることから、その財政負担への対応が課題となっている。</p> <p>○本市では、市独自で上のきょうだいの年齢に関わらず第2子以降の保育料の無償化を実施しているが、国制度では、低所得世帯を除き、上のきょうだいが小学校就学前で認定こども園などに在籍している場合のみについて、第2子は半額、第3子以降は無償となっており、それら以外の部分については、市独自で財政負担している。</p> <p>○国における「次元の異なる少子化対策」では、子ども関連予算を倍増することだが、保育料無償化などの少子化対策は国として取り組むべき課題であり、国において制度の拡充が必要である。</p> <p>○学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、教育の一環として各地方公共団体で学校給食が実施されている。</p> <p>○学校給食費は教育に係る経常的な費用として保護者が負担しているが、近年、子育て世帯の経済的負担軽減や少子化対策を目的に、学校給食費の無償化を実施する地方公共団体が増加しており、地方公共団体間で格差が生じている。</p> <p>○今般、国において「こども・子育て政策の強化について(試案)」が示されたが、学校給食費の無償化に向けては「給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」にとどまっている。</p> <p>○少子化対策は国として取り組むべき課題であり、小中学校の給食費の無償化について、家庭の事情に関係なく支援するという観点から、国負担による恒久的な制度として全国一律の取組が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●多子世帯の保育料無償化について、現行の国制度では第3子以降が無償化さ</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>4. 連続立体交差事業 (南海本線・高野線) の推進について</p>	<p>れているところの対象範囲を拡充すること。</p> <p>●学校給食費の無償化について、国の財政負担による小中学校の給食費無償化を早期に実現すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p><南海本線連続立体交差事業></p> <p>○令和5年度は、仮線工事を進めながら、本格的な高架工事の継続、並行して阪堺線移設工事に着手。(全体事業費：約423億円 進捗率61% ※令和5年度末時点)</p> <p>○令和6年度には、仮線切替えを完了させ、阪堺線の移設工事と並行して、全区間で高架工事を進める。関西国際空港や新大阪駅へのアクセスを向上させる令和13年のなにわ筋線の開業を見据え、仮線切替えと高架工事、移設工事を着実に進捗させるために集中的な予算投下が必要。</p> <p>○文化財的価値のある諏訪ノ森駅と浜寺公園駅の両旧駅舎を市民と協働して地域の活性化に活用。</p> <p><高野線連続立体交差事業></p> <p>○都市計画道路や駅前交通広場の関連事業を含め、令和3年度に事業認可を取得し、令和4年度より事業着手。令和5年度は、測量や用地取得を進めながら、鉄道工事着手に向けて鉄道事業者と基本協定を締結。(全体事業費：約565億円)</p> <p>○令和6年度には、工事着手に向け、鉄道詳細設計や用地取得等を進める。</p> <p>○事業地周辺の都市関連計画と整合させ、駅前街区を再編し、本市の中心市街地の活性化に大きな役割を果たす。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●踏切除却による交通渋滞の解消及び安全性の確保などのために、連続立体交差事業(南海本線・高野線)の推進に必要な予算を継続的に確保すること。</p>
<p>5. 泉北ニュータウン の新たな価値の創造 について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において令和7年度(2025年度)に達成をめざすKPIに「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合(30.5%)」を掲げている。</p> <p>○泉北ニュータウンにおける10年間の取組の方向性や将来像を示した指針である「SENBOKU New Design(令和3年5月策定)」に基づき、泉北ニュータウン地域において、新たな価値を創造し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることのできる「持続発展可能なまち」をめざし取組を推進。</p> <p>○スマートシティの実現に向けた基本的な方向性を示す「堺スマートシティ戦略」において、泉北ニュータウンを重点地域に位置付け、ICTを活用し、ヘルスケアをはじめ暮らしの質の向上や課題解決に資する取組を推進。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>6. 橋りょう等の長寿命化修繕事業及び耐震強化事業の推進について</p>	<p>○駅前活性化や近畿大学医学部等の開設（令和7年1月1月予定）に伴う歩行者・自動車による来訪者の増加を見据えた対策として、周辺道路の改良整備や同大学の開設予定区域に位置する田園・三原公園等について、健康長寿に資する、地域に親しまれる公園への再整備が必要。</p> <p>○令和4年度までに、周辺道路の改良工事や橋の架替工事（上部工事）等を実施。また、三原公園等の再整備工事を実施。（全体事業費 進捗率64%）</p> <p>○令和6年度は、歩行者通行空間の整備工事と田園公園再整備工事を進めるために、集中した予算投下が必要。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●泉北ニュータウンの新たな価値の創造に向け、近畿大学医学部等の開設等を契機とした、泉ヶ丘駅前周辺地区の活性化と健康長寿のまちに資する施設整備等に必要な財源を継続的に確保すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において、令和7年度（2025年度）に達成をめざすKPIに「補修が完了した橋りょう数80橋」「緊急交通路等における橋りょうの耐震化率97%（204/210橋）」を掲げ、事業を推進している。</p> <p><橋りょう長寿命化修繕事業></p> <p>○本市が管理する752橋のうち、橋齢50年を超える橋りょうが今後20年で約4割から約9割に急増する見込みで、橋りょうを長期にわたり安全に使用し続けるためには、計画的な補修が不可欠な状況。</p> <p>○しかし、令和5年度の国庫補助金の内示率は低下している。令和6年度は21橋の補修を予定しており、今後も予防保全型の考えに基づき計画的に維持管理を行うためには、継続的な予算確保が必要。</p> <p><橋りょう耐震強化事業></p> <p>○今後想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯などの大規模地震時に備え、緊急交通路等における橋りょう（210橋）の耐震化を行い、災害に強い都市基盤を維持することが必要。</p> <p>○令和5年度の国庫補助金の内示率が低かったことから、「堺市基本計画2025」のKPIの進捗にも影響が及んでいる。令和6年度は10橋を予定しており、今後も緊急交通路等における橋りょうの耐震化を着実に推進するためには、継続的な予算確保が必要。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●安全・安心で災害に強い都市基盤を維持するために、橋りょう等の長寿命化修繕事業及び耐震強化事業の推進に必要な予算を継続的に確保すること。</p>
<p>7. 水道管の耐震化の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○国の方針として「基幹管路の耐震適合率60%（令和10年度、全国平均）」</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>8. 大都市活動を支える下水道事業の推進について</p>	<p>が示されている。</p> <p>○しかし、本市のように、経営基盤の強化を図り、現状の水道料金水準を維持しながら計画的に耐震化を実施してきた事業者は、水道料金等の採択要件においては、交付金による支援を受けられない。</p> <p>○料金収入が減少する一方、本市が国の方針を達成するには莫大な事業費が必要であり、水道料金のみでは賄えない。そのため、耐震化に取り組む全水道事業者に対し、交付金の支援が必要である。</p> <p>○なお、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」においても、KPIに「水道管路の耐震化率」を掲げ、2025年度（令和7年度）に33.8%の達成をめざし、耐震化（更新）を推進している。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●交付金（水道管路緊急改善事業）について、水道料金等の採択要件を緩和すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p><浸水対策・地震対策のための財源確保></p> <p>○令和4年9月、本市では既往最大降雨を更新する時間99mmの降雨を観測するなど、近年の気候変動に伴い、激甚化・頻発化する大雨により浸水被害が増加しており、また高い確率で南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されていることから、浸水対策と地震対策が急務となっている。</p> <p>○対象施設が膨大にあり、その対策は大規模かつ長期にわたる事業が多く、継続的かつ安定的な財源の確保が必要である。</p> <p><老朽化対策のための財源確保></p> <p>○下水道施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備され老朽化が進行しており、改築が十分に進められない場合、下水道施設の機能が低下し、公共用水域の水質悪化、道路陥没等、社会経済活動や市民生活に重大な影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>○老朽化対策を計画的かつ継続的に実施していくため、今後さらに増大が見込まれる改築量に応じた財源の確保が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●安全・安心なライフラインの確保と将来に向けた快適な暮らしの確保のため、下水道事業（防災・減災、国土強靱化）の推進に必要な予算を十分に確保すること。</p>
<p>9. 基幹的広域防災拠点の耐震強化岸壁の早期整備について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○基幹的広域防災拠点のうち、耐震強化岸壁（水深10m）の整備が未着手である。近い将来には南海トラフ地震や上町断層帯地震が高い確率で発生すると想定されており、堺市だけでなく京阪神都市圏の防災機能強化の観点から早急に整備が必要である。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
10. 道路施設の老朽化対策の推進について	<p>○耐震強化岸壁を平常時における貨物輸送のほか、大型観光客船の発着場所として活用することで、堺浜エリアの価値を高めることができ、アフターコロナを見据えた堺市の発展、大阪ベイエリア全体の活性化の観点からも早急に整備が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●関西で唯一海上アクセス可能な基幹的広域防災拠点において、大規模災害発生時に多量の支援物資の輸送が可能となる耐震強化岸壁（水深10m）を早期に整備すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○舗装や道路附属物については、点検の結果、補修等の老朽化対策を必要とする施設が多数ある。</p> <p>○特に舗装の劣化により道路利用者の安全な通行に支障をきたす恐れがあるなど緊急性の高い箇所や、既に事後保全が必要なレベルにある施設を早期に補修する必要がある。</p> <p>○しかし近年、国庫補助金の内示率が低下傾向となっていることから、計画的な事業推進が困難となっている。</p> <p>○予防保全による道路施設の長寿命化やコスト削減・平準化を図りながら、今後も点検による確実な状態監視のもと、早期に老朽化対策を進めるため、継続的な予算確保が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●国土強靱化に資する安全で快適な道路空間の創出と保全を推進するために、必要な予算を継続的に確保すること。</p>
11. カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について	<p>【現状と課題】</p> <p>○2050年カーボンニュートラル実現を軸とした環境将来ビジョン「堺環境戦略」を策定し、主要なエリアごとの環境面での将来イメージを掲げた。同時に、市長から気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティを表明した。</p> <p>○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」では、令和7年度（2025年度）に達成をめざすKPIに「市域の温室効果ガス排出削減量」を掲げるほか、令和4年11月に改定した「堺市地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の市域及び市の事務事業からの温室効果ガス排出量を2013年度比で50%以上削減する目標を設定し、住宅や企業における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入支援、公共施設の率先した省エネルギー化など様々な取組を推進している。</p> <p>○また、本市の「堺エネルギー地産地消プロジェクト」は大阪府内の自治体では唯一、脱炭素先行地域に選定され、令和5年度からは、カーボンニュートラル推進部に「脱炭素先行地域推進室」を新設し、同プロジェクトをさらに強力かつ集中的に推進している。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>12. 自転車利用環境整備の推進について</p>	<p>○住宅やオフィスビル等の使用期間の長い建築物は、一度CO₂排出量の大きい手法を選択すると、数十年単位で高い排出水準に固定されるため、新築時にZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等を選ぶ必要がある。</p> <p>○本市では、ZEH導入拡大に向けた支援（補助）制度を継続的に実施しているが、現状、ZEHの建築に必要な技術力等を有するのは、ほぼ大手のハウスメーカー等に限られる状況であり、今後、ZEH等の更なる普及拡大を図るためには、より小規模な事業者（中小工務店等）に対する技術面、資金面での支援が必要である。</p> <p>○大小様々な施設を有している政令市においてZEB化を推進することで、実施手法の開発につながり、民間企業の所有施設への波及効果が期待できる。そのためにも、政令市が先駆的な取組を行い、情報発信を行うことが、本市だけでなく他自治体のZEB化に寄与し、国のカーボンニュートラル実現にも大きな効果があると考えられる。ZEB化を推進するには多額の費用を要するため財政支援が欠かせないが、令和5年度の制度変更により「業務用施設のZEB化への補助」の対象から政令市、中核市などが除外されている。</p> <p>○また、市域の温室効果ガス排出量の部門別構成比では、産業部門が全体の46％と全国平均（36％）と比較して高く、市内企業の大多数が中小企業であることから、中小企業の脱炭素化を進める必要がある。</p> <p>○さらに、サプライチェーン全体での脱炭素化の動きが加速する中、取組が遅れている中小企業がサプライチェーンから外される等の競争力の低下を招かないよう、脱炭素経営にいち早く対応することが求められる。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、ZEH等の導入拡大に向けた支援の充実を図りながら、必要な取組を継続して推進すること。 ●オフィスや商業ビル等のZEB化を推進するためには、政令市規模の公共施設での先導実施と発信が不可欠であり、そのための財政支援を再開すること。 ●産業部門における温室効果ガスの排出削減のため、中小企業の脱炭素化に向けた支援の充実を図りながら、必要な取組を継続して推進すること。 <p>【現状と課題】</p> <p>○市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において令和7年度（2025年度）に達成をめざすKPIに「自転車利用環境の満足度（50.0％）」を掲げ、安全で安心して、楽しく利用できる自転車利用環境の創出や自転車を活用した都市魅力の向上に取り組んでいる。</p> <p>○また、本市は2050年二酸化炭素実質排出量ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を表明しており、安全で快適な自転車通行空間の整備は、国土交通省が環境行動計画において示す「道路分野におけるカーボンニュートラル」</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>13. 都市公園事業の推進について</p>	<p>に寄与するものである。</p> <p>○令和3年5月の「第2次自転車活用計画」の閣議決定を受け、本市は令和4年3月に地方版自転車活用推進計画を改定し、これまでの取組成果・課題や本市における自転車の歴史文化を踏まえた上で、快適で利便性の高い自転車利用環境の構築等、今後の自転車施策の基本方針などを定めた。</p> <p>○本市では全交通事故に占める自転車関連事故の割合が全国平均の約1.5倍の約3割*と高いことが課題であることから、自転車に関する交通安全啓発活動の実施と合わせて、安全で快適な自転車利用環境の整備を進めるための予算が継続的に必要である。(※令和3年の全事故件数に占める自転車関連事故の割合：堺市34% 全国平均23%)</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●安全で快適な自転車通行空間を確保し、道路分野におけるカーボンニュートラルにも寄与する自転車利用環境の整備に必要な予算を継続的に確保すること。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○都市の安全性・利便性などの確保や快適な生活環境を創出するため、都市公園の整備にかかる継続的な予算の確保が必要である。</p> <p>※本市が実施している都市公園事業（進捗率はいずれも令和5年度末見込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天神公園：令和3～6年度 整備工事（全体事業費：約6億円 進捗率64%） ・泉ヶ丘公園：令和5～7年度 整備工事（全体事業費：約8億円 進捗率5%） <p>○天神公園は、一人当たりの公園面積が最も少ない東区（令和5年度当初時点堺市全体：8.70㎡/東区：2.14㎡）に位置する。同公園は、市民に安らぎを与える地域コミュニティの場を創出するほか、災害発生時には避難地となり、市民の安全を守る防災活動拠点としての役割を担い、地域からも早期開設を強く望まれている。</p> <p>○泉ヶ丘公園は、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において、令和7年度（2025年度）に達成をめざすKPIに「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げ、子育て世代の定住促進に重点的に取り組んでいる泉北ニュータウンに位置する。同公園は、泉ヶ丘駅前に緑豊かな広大な空間を整備し、堺市立児童厚生施設（ビッグバン）と一体的に活用することにより、新たな価値を創造し、子育て・子育ての拠点として泉ヶ丘エリアを先導する役割を担う。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●都市の安全性・利便性などの確保に向けた都市公園の整備を行うために継続的に予算を確保すること。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>14. 大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○三宝地区においてUR都市機構が施行中の土地区画整理事業は、令和8年度まで物件移転補償費などの事業費が集中することと、令和11年度の換地処分に向けて、基盤整備等を完了する必要があるため各年度の十分な予算確保が必要である。</p> <p>○万一の大洪水や地震の際にも、市街地を大きな被害から守るため、大和川の治水安全度の向上を図ることは喫緊の課題であり、三宝地区に続き、錦西・錦綾地区の早期の事業化に向け、国との協力体制の維持や事業化検討の予算確保が必要である。</p> <p>○高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等の円滑な推進には、区域内の権利者との合意形成が不可欠であるため、令和6年3月末に期限を迎える、高規格堤防特別区域内に再移転した従前権利者が新築する家屋の固定資産税及び不動産取得税に係る軽減措置の継続が必要である。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大和川の治水安全度の向上を図るため、大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備に必要な財源を引き続き確保すること。 ●高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税及び不動産取得税に係る軽減措置を継続すること。
<p>15. 直轄河川の改修について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○河口部では土砂が堆積傾向であることを踏まえ、土砂動態のモニタリングを国において実施。流下能力の向上及び安定的な確保のため、継続した河道掘削を推進することが必要。</p> <p>○国（大和川河川事務所）は、令和3年度に続き令和4年度にも維持掘削（24,900㎡）を実施した。</p> <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大和川が引き起こす洪水から都市基盤を守るため、河口部における河道断面を確保し、流下能力の向上に資する河道掘削の推進に取り組むこと。
<p>16. 密集市街地整備事業の推進について</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○老朽住宅が密集し、公共施設が不足する密集市街地は、住環境上及び防災上の課題を抱えている。近い将来、南海トラフ地震や上町断層帯地震が高い確率で発生すると想定されており、密集市街地の早期改善を図る必要がある。</p> <p>○新湊地区において、国の住生活基本計画に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、平成24年10月時点で54haあったが、主要生活道路の整備等の事業進捗により、令和5年3月に解消された。しかし、この地区には依然として避難路が未整備な個所等があり、引き続き改善が必要であることから、区画整理手法を用いた主要生活道路の整備や老朽木造住宅の建替等を進めるため財源確保が必要である。</p>

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
17. 市営住宅建替事業等の円滑な推進について	<p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅市街地総合整備事業（密集型）に必要な財源を継続的に確保すること。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市では、約6,000戸の市営住宅のうち、多くは昭和40年代に建設された耐火構造の住宅であり、これらが一斉に更新時期を迎える。 ○現在、築50年以上経過し耐震性が不足している4団地2,105戸の建替え等を、平準化を図りながら計画的に進めており、令和6年度は協和町・大仙西町住宅（全5期のうち3-1期）及び大浜高層住宅の建設工事等が竣工する予定である。 ○建替事業は、長期間に渡り入居者に移転等の負担を伴うことから、安定的な財源の確保が必要である。 <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅建替事業等の推進に必要な予算を確保すること。
18. 公園施設長寿命化事業の推進について	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在1,190公園を管理しているが、開設から30年を超える公園が約64%を占め、10年後には約79%となるなど公園施設の老朽化が進んでいる。 ○公園施設の老朽化は、子どもなどの重大な事故につながる可能性があるため、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。 ○事業費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図るため、令和元年度から公園施設長寿命化事業を推進しており、計画的・効率的な公園施設の維持管理に取り組んでいるが、安全性の問題から利用禁止や撤去の措置をせざるを得ない施設が発生している。 ○令和4年度に園路や休養施設、遊戯施設、管理施設など33施設の改築を実施し、令和5年度には同様の施設について95施設の改築を予定している。令和6年度は、50施設の改築を行う予定で、特に老朽化が進んでいる遊戯施設の改築を重点的に推進していくため、継続的な予算の確保が必要である。 <p>【提案・要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑豊かで潤いのある良好な都市環境の形成や国土強靱化に資する安全・安心な市民生活の持続的な実現をめざすために、公園施設長寿命化事業に必要な予算を継続的に確保すること。
19. 都市計画道路事業の推進について	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路ネットワークに未整備区間が存在している。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震やそれに伴う津波、本市西部に南北に走る上町断層地震帯

堺市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>による大規模地震に備え、安全かつ円滑な交通を確保するため、基幹となる道路ネットワークの構築が必要。(本市都市計画道路の整備率74.0% ※令和4年度末時点)</p> <p>【提案・要望事項】</p> <p>●都市防災機能の強化や安全で快適な道路交通環境の創出を目的とした道路ネットワークの早期形成に必要な予算を確保すること。</p>

神戸市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>新型コロナウイルス感染症の出現から3年が経過し、日常への回帰が進む中、長引くエネルギー価格・物価高騰により、市民や市内事業者への影響が増しており、今後の先行きも依然として不透明です。引き続き、市民の命や生活を守り、神戸経済を回復させるため、感染症や物価高騰に備えた対応等に全力で取り組んでまいります。</p> <p>阪神・淡路大震災から28年、市民とともに震災という大きな危機を乗り越えてきました。一方で、人口減少・少子超高齢社会といった社会情勢の変化に加え、コロナの感染拡大により、豊かな自然環境の中での暮らしが価値を持つ時代が到来しつつあります。このような変化を捉えポスト・コロナ後の社会を見据えた政策課題の解決に向けて、スピード感をもって取り組む必要があります。</p>
地方自治体の取組みに対する財政支援の充実	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共事業等に対する財政支援 (2) 公共施設の運営・整備に対する地方交付税措置 (3) 公営企業の経営維持に向けた財政支援
感染拡大防止策の強化	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施 (2) 感染症対策にかかる支援
市民生活・市内事業者に対する支援	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民・市内事業者への支援 (2) 市民生活の維持に対する支援の拡充 (3) 市内事業者に対する支援の充実
神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 神戸空港の国際化に対する支援 (2) 神戸空港の機能強化の取組みに対する財政支援 (3) プライベートジェットの入りに向けた取組み
観光誘客の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光誘客の推進に対する支援
カーボンニュートラルの推進	<p>【提案・要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水素エネルギーの利活用促進 (2) 水素エネルギー供給体制の確立 (3) 水素エネルギー産業の振興 (4) 下水汚泥資源「こうべ再生リン」の肥料利用の拡大

神戸市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
自治体情報システムの標準化・共通化	<p>(5) 災害対応にも寄与する電動車の普及及び活用 (6) カーボンニュートラルポート（CNP）の取組み (7) 神戸空港におけるカーボンニュートラルの取組み</p> <p>【提案・要望内容】 (1) 指定都市の実情を考慮した柔軟な対応</p>
マイナンバーカードの普及・利活用の推進	<p>【提案・要望内容】 (1) マイナンバー制度に関する財政支援及び柔軟な制度運用 (2) 氏名の仮名表記の戸籍記載事項化の取組み</p>
広域幹線道路ネットワークの機能強化	<p>【提案・要望内容】 (1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進 (2) 神戸西バイパスの事業促進 (3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進 (4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現</p>
神戸港の機能強化	<p>【提案・要望内容】 (1) コンテナターミナルの生産性向上等に向けた取組みの推進 (2) 「集貨」施策の展開及びアジア広域集貨事業の促進 (3) フェリー大型化に向けた支援制度の拡充</p>
都心・三宮再整備の推進	<p>【提案・要望内容】 (1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援 (2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援</p>
神戸医療産業都市の推進	<p>【提案・要望内容】 (1) 産官学連携による神戸未来医療構想の推進 (2) スーパーコンピューティング研究拠点の形成と産業利用の推進</p>
産官学連携による革新的な起業・高度人材育成の推進	<p>【提案・要望内容】 (1) 産官学連携による地域発イノベーション人材の育成・獲得に対する支援 (2) 実践的・創造的技術者育成の中核となる市立工業高等専門学校に対する財政支援の拡充 (3) 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に対する支援の充実</p>
スポーツの振興	<p>【提案・要望内容】 (1) 大規模スポーツ施設整備の推進</p>

神戸市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
国土強靱化による安全・安心の確保	<p>(2) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会開催に向けた支援</p> <p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 防災・減災、国土強靱化の推進</p> <p>(2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進</p> <p>(3) 土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充</p> <p>(4) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進</p> <p>(5) 下水道施設の強靱化に必要な財政支援の継続</p>
くらしの安全・安心を守る取組みの推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 空家空地の活用促進</p> <p>(2) ニホンジカ対策</p> <p>(3) 重要インフラへのサイバー攻撃対策</p>
子育て環境の充実	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 持続可能なこども医療費制度の確立</p> <p>(2) 子育て世帯の経済的負担の軽減</p> <p>(3) 保育の「質の向上」に資する財政支援</p> <p>(4) 保育施設等における人材確保に向けた財政支援</p> <p>(5) 教育・保育施設等の耐震・老朽改築・大規模修繕及び整備のための財政支援</p> <p>(6) 予防接種にかかる保護者負担の軽減</p>
教育環境の充実	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保</p> <p>(2) 特別支援教育の推進</p> <p>(3) 学校施設整備事業の推進</p> <p>(4) G I G A スクール構想の推進</p> <p>(5) 休日の部活動の段階的な地域移行</p>
高齢者・障害者施策等の推進	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 認知症対策の充実</p> <p>(2) 福祉人材確保の推進</p> <p>(3) 障害者自立支援給付に対する必要な財政支援</p> <p>(4) 带状疱疹ワクチンの定期接種化</p> <p>(5) 医療のD Xの推進</p>
生活保護制度の見直し及び生活困窮者対	<p>【提案・要望内容】</p> <p>(1) 生活保護業務の負担軽減</p>

神戸市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
策の推進	(2) 医療扶助の抜本的な見直し (3) 生活困窮者自立支援制度の充実
新たな社会福祉施策の展開	【提案・要望内容】 (1) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築 (2) 孤独・孤立に対する支援
地方分権のさらなる推進	【提案・要望内容】 (1) 多様な大都市制度の早期実現 (2) 東京一極集中是正の実効性をあげるための大都市への必要な支援 (3) 地方公務員制度の改正に対する地方交付税措置

岡山市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
特別自治市制度の確立について	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定都市をはじめとする大都市等が自律的な都市運営が行えるよう、包括的な事務・権限と、それに見合う税財源を一体的に移譲すること。 2 大都市が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすため、特別自治市制度の実現を図ること。
圏域行政のさらなる充実について	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携中枢都市圏構想等に基づいて広域連携の取組を進めている連携中枢都市及び周辺市町村に対する財政面等の支援を強化すること。 2 各自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤を整備すること。 3 現在要綱に基づいて運用されている連携中枢都市圏制度について、より安定的に推進できる仕組みとすること。 また、制度設計にあたっては、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重すること。
子ども医療費助成制度について	<p>安心して子どもを産み・育てる環境を整え、長期的に安定した制度となるよう、子ども医療費助成に対する統一的な国の医療制度を創設すること。</p>
教育課題に対応するための教職員配置等について	<p>様々な教育課題に対応し、子どもたちの教育を充実させるため、児童生徒支援等に係る加配の継続と拡充を図るとともに、コミュニティ・スクール担当や児童生徒支援教室の支援に係る教職員等の配置を可能とすること。</p>
教職員の成手不足の解消について	<p>教員の負担軽減対策や教職員の増員に自治体に対応しやすくなるよう、財政措置や技術的支援を行うこと。</p>
スポーツ施設整備事業の財政的支援の充実等について	<p>スポーツの振興と地方活性化に加え、健康寿命の延伸にもつながるよう、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の拠点となる施設の新設、多機能化及び老朽化対策に対し財政措置の拡充を図るとともに、民間事業者が参入しやすい環境を整えること。</p>
選挙に対するデジタル技術の推進について	<p>選挙の際には、選挙人及び選挙事務執行双方の負担軽減を図ることができるよう、利便性の向上や事務の効率化・迅速化のために、デジタル技術を活用したインターネット投票の手法を推進すること。 また、その際には、地方自治体に対応するための財源措置を講ずること。</p>
介護者への支援について	<p>在宅での介護者は、精神的・身体的・金銭的な負担が大きいいため、介護休業給付金の支給期間の延長を検討すること。</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 原爆被爆者援護施策の充実</p>	<p>1 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等 (厚生労働省関係)</p> <p>(1) 被爆者に対する援護の拡充強化 原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から78年が経過した今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。</p> <p>また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は85歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっております。</p> <p>こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。</p> <p>つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等 本市では、平成20年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した「黒い雨降雨地域」を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきましたが、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。</p> <p>一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提訴され、令和2年7月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。</p> <p>この判決を受け、令和2年11月に、被爆者援護法に基づき定められている区域の拡大も視野に入れた再検討を行うこととして、国において設置された「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」は、検討開始から3年になりますが、未だ結論は出されていません。</p> <p>本市としては、黒い雨体験者の方々が高齢化している中、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>要があると考えています。</p> <p>つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この分析・検証を早急に進めるよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、令和3年7月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和4年4月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。</p> <p>つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用</p> <p>原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。</p> <p>さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 在外被爆者の実態に即した援護の充実</p> <p>ア 在外被爆者の実情を踏まえた改善</p> <p>在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。</p> <p>また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関に</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、さらに令和 4 年度から、申請様式の見直しにより手続きが簡素化されるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。</p> <p>しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>イ 在外公館等における被爆者支援の強化</p> <p>在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(5) 被爆建物等の保存に対する支援強化</p> <p>被爆から 78 年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。</p> <p>こうした中、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成 28 年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成 31 年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。</p> <p>しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>2 道路・交通ネットワークの整備 (国土交通省関係)</p>	<p>保が大きな課題となっています。</p> <p>つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>2 公益財団法人放射線影響研究所の移転 (厚生労働省・外務省関係)</p> <p>公益財団法人放射線影響研究所(以下「放影研」という。)は、原爆傷害調査委員会(ABCC)を前身として、昭和22年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしております。</p> <p>この放影研に関しては、ABCCの比治山への建設が、占領下で強行された歴史的経緯や、昭和25年の建設から70年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料(血液)の保存など、機能の維持さえ困難となる可能性があったこと等から、その比治山からの移転が強く望まれてきました。</p> <p>また、本市では、平成29年3月に、放影研移転後の跡地利用を含む、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園の再整備に取り組んでいます。</p> <p>こうした中、本年1月に、放影研が広島大学霞キャンパスに移転することが正式に決定され、令和7年度の完成を目指すことが示されたことは、移転実現に向けた大きな動きであり、広島市民にとって喜ばしいことであると考えています。</p> <p>つきましては、国において、放影研に係る機能の更なる発展に向け、移転を着実に進められるよう、放影研に対する十分な財政措置を講じていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 持続可能な公共交通ネットワークの構築</p> <p>本市では、少子化・高齢化、人口減少など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、近隣市町と互いに協調しながら自律的・持続的に発展することを目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>こうした広域的な経済圏内でヒト・モノが活発に循環し続けるためには、それらの移動を容易にするための手段が不可欠であり、公共交通ネットワークを最大限活用する必要があります。国においても、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築が進むよう、地域公共交通の活性化及び再生に関する法</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>律等の改正が行われたところです。</p> <p>こうしたことから、本市では、地域、交通事業者、関係自治体が一体となり、「競争」から「協調」へと舵を切り、これまで事業者任せとなっていた鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に社会インフラと捉えた上で、その再構築のモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、「共創による共同運営システムの構築」に取り組んでいます。</p> <p>この取組の成否は、本市が目指す新たな公共交通体系の構築の試金石になるものであることから、こうした地域と事業者が一体となった取組への後押しとして、法改正の主旨に沿った新たな支援制度の創出、既存制度の拡充、財政支援等について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>2 直轄国道の整備促進</p> <p>本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げ、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環の確立に取り組んでおり、これを支える広域幹線道路ネットワークの充実・強化が重要であり、とりわけミッシングリンクの解消は不可欠です。</p> <p>こうした中、広島、東広島、呉によるトライアングル構想の要となる安芸バイパス・東広島バイパスが本年 3 月に全線開通され、近隣市町との交流や連携の強化、人流・物流の促進により、圏域経済の更なる発展に大きく寄与するものと期待しております。</p> <p>引き続き、東西方向の幹線道路である一般国道 2 号においては、西広島バイパス都心部延伸の早期工事着手、広島南道路の明神高架橋や木材港西～廿日市間の着実な事業推進、未事業化区間である商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化、出島～吉島間の整備時期等についての協議、さらには安芸バイパス・東広島バイパスの 4 車線化に向けた着実な事業推進が重要であると考えています。</p> <p>また、南北方向の幹線道路である一般国道 54 号においては、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えています。</p> <p>つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道 2 号</p> <p>① 西広島バイパス都心部延伸</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>② 広島南道路</p> <p>③ 安芸バイパス・東広島バイパス</p> <p>(2) 一般国道54号 可部バイパス</p> <p>3 道路事業の推進</p> <p>本市では、円滑な道路交通を確保するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との経済・文化交流の活性化や市街地の混雑緩和、災害に強いまちづくり等につながるよう、地域・まちの骨格をつくる道路の整備を推進する必要があります。</p> <p>このため、近隣市町との交流・連携の強化を促進する主要幹線道路の整備など、都市の内外を結ぶ交通ネットワークを始めとした道路網の整備に重点的に取り組んでいます。</p> <p>また、近年、本市においては豪雨災害などによる被害が多発していることから、幹線道路の法面对策や無電柱化など、防災・減災に資する道路環境の整備や、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても整備を進めています。</p> <p>つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>4 街路事業の推進</p> <p>急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>このため、本市では、都心や拠点地区間の連携を強化し、円滑な都市活動と安全・快適な生活を支える街路の整備を進めており、交通の円滑化や踏切の安全確保などを図る連続立体交差事業や、道路空間を車中心から人中心へ転換する事業に重点的に取り組んでいます。</p> <p>さらに、近年、多発する豪雨災害などへの対応のため、防災・減災に資する緊急輸送道路の整備や無電柱化、また、市民の安全・安心な日常生活を確保するため、通学路等の交通安全対策などについて、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。</p> <p>つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>3 都市再生・都市基盤の整備 (国土交通省関係)</p>	<p>保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 市街地再開発事業の推進</p> <p>本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。</p> <p>このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。</p> <p>このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、広島商工会議所の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた平和記念資料館本館下から見た原爆ドーム背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。</p> <p>本事業は、昨年度の施行認可取得に引き続き、今年度は権利変換計画認可取得及び認可取得後の工事着手に向けて取り組んでいるところであり、事業の早期完成に向けて今後もスピード感を持って進めることとしています。</p> <p>つきましては、市街地再開発事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、その他の市街地再開発事業についても、昨年度末に本通3丁目地区市街地再開発準備組合が環境アセスメントに着手するなど、複数の地区において市街地再開発事業の実現に向けた検討が進められており、本市としても、第6次広島市基本計画に掲げる「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」に向け、官民が連携して取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>2 広島駅南口広場の再整備等の推進</p> <p>本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島顔となる場所とするため、駅ビルの建替えを行うJR西日本や路面電車を運行する広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートや循環ルートの整備を行うこ</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>4 防災・減災のまちづくりの推進 (国土交通省関係)</p>	<p>とにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。</p> <p>駅前大橋ルートなどについては、新駅ビルの開業と同時期の令和7年春の供用開始に向け、来年度は整備の最終段階に入ります。その後、既存の路面電車乗降場を撤去し、ペDESTリアンデッキの整備やバス、タクシー、マイカーの各エリアの再整備を令和8年度末までに完了するよう取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、広島駅南口広場の再整備等の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 土砂災害防止対策の充実</p> <p>(1) 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進</p> <p>本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。</p> <p>このため、国におかれては、平成11年6月の豪雨災害を契機として、平成13年度より「広島西部山系」、平成30年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を推進していただいています。</p> <p>こうした中、近年では、豪雨の激甚化・頻発化等の自然災害のリスクが増大しており、住宅地において甚大な土砂・洪水氾濫による被害が発生しているため、今後は、土砂を捕捉する遊砂地の整備等の対策が重要となります。</p> <p>つきましては、流域全体で対策を実施するという流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を図り、地域の安全・安心を確保するため、体制の強化も含め、これまで重点を置いてきた土石流対策に併せて、土砂・洪水氾濫対策を実施するなど直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援</p> <p>土砂災害警戒区域等は、平成12年に制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び平成26年の同法の一部改正に基づき、令和2年3月に広島県において本市を含む県域全ての区域が指定されました。</p> <p>本市では、区域指定に合わせて、土砂災害ハザードマップの作成・周知や地域防災計画において避難場所・避難経路に関する事項等を定め、避難体制の充実・強化を図ってきまし</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>5 平和への取組 (外務省関係)</p>	<p>たが、人的被害を更に回避する上で土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する支援も必要であると考えています。</p> <p>つきましては、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転・改修に対する税財政上の支援措置について、格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 核兵器廃絶に向けた取組の推進</p> <p>本市は、国内外の8,300を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。令和3年7月には、平和首長会議の活動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称：PXビジョン)及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>核兵器をめぐることは、各国において核戦力の近代化が図られ、さらには、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中で、核抑止力は必要であるという考え方が強くなる傾向にあり、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。</p> <p>こうした中、本年5月に開催されたG7広島サミットでは、G7各国及びアウトリーチ国の首脳に加え、ウクライナの大統領の平和記念資料館の視察や被爆者との対話が実現し、各国首脳は、それぞれの核兵器廃絶に向けた思いを芳名録に残されました。</p> <p>また、原爆死没者慰霊碑に参拝・献花をしていただき、碑文に込められた「ヒロシマの心」を各国首脳にはしっかりと受け止めていただきました。</p> <p>さらに、G7で初めて核軍縮に特化した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が発出され、全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けたG7首脳のコミットメントが再確認されました。</p> <p>このように、各国首脳が被爆の実相に直接触れ、「ヒロシマの心」を受け止めていただき、核兵器のない世界の実現を目指すというメッセージが世界に発信されたことは大きな意義がありました。</p> <p>本市としては、G7広島サミットを契機として、国際社会が核兵器廃絶に向かって着実に前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を更に進めるとともに、平和首長会議加盟都市とともに、市民一人一人が日常生活の中で平和につい</p>

広島市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>て考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。</p> <p>国においては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に賛同いただく中で、G7広島サミットで表明された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。</p> <p>また、昨年6月に開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議では、核兵器に依存している国がオブザーバー参加する中で、核兵器禁止条約がNPTに貢献し、補完するものであることも強調されました。こうしたことを踏まえ、NPT再検討会議での橋渡し役を果たすとともに、まずは次回の締約国会議に是非ともオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しするよう、積極的な外交展開をお願いいたします。</p> <p>さらに、広島で開催された「核兵器のない世界に向けた国際賢人会議」や「G7広島サミット」に続き、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。</p>

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
国際競争力強化に資する福岡都心部の機能強化	<p>福岡都心部では、核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区において、良好な都市開発への誘導・支援を進めるとともに、歴史、水辺、緑など、さまざまな資源を活かしながら回遊性の向上を図り、それぞれの地区の連携を高め、都心部の機能強化と魅力づくりに取り組んでおります。</p> <p>警固断層などのリスクがある中、更新期を迎えたビルが多い天神、博多駅周辺地区では、国家戦略特区による航空法高さ制限のエリア単位での特例承認や市独自の容積率緩和などの規制緩和を活用し民間建築物の更新を誘導する「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」により、耐震性が高く先進的なビルへの建替え計画が着実に進んでおり、これに合わせ、みどりや文化・芸術、歴史などが持つ魅力にさらに磨きをかけ、多様な個性や豊かさを感じられる、多くの人々や企業から選ばれるまちづくりを進めております。</p> <p>ウォーターフロント地区では、ふ頭基部において、会議場や展示場、宿泊施設等が一体的に配置された「オール・イン・ワン」のMICE拠点の形成や、海辺を活かした賑わい、憩い空間の創出など、魅力あるまちづくりを進めております。</p> <p>さらに、川に開かれた水辺のまちづくり「リバーフロントNEXT」を推進するなど、各地区を結ぶ回遊空間において、市民や来街者が安心して楽しく回遊できるよう、花や緑、憩いにつながる、快適で質の高い歩行者空間の創出に取り組んでおります。今後も、都心部の機能を高め、新たな空間や雇用、税収を生み出し、官民連携による国際競争力の高いまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、民間建築物の円滑な更新を誘導する取組みへご支援いただくとともに、都心部の魅力向上や回遊性強化に資する取組みへの財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>
福岡空港における増設滑走路の整備推進	<p>九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たすアジアのゲートウェイである福岡空港においては、海外との交流や連携が深まる中、増大する航空需要への対応や航空機運航にあたっての安全確保の観点など、その将来のあり方は極めて重要かつ喫緊の課題となっております。</p> <p>つきましては、航空機混雑を解消するとともに、将来の航空需要に適切に対応するため、増設滑走路の令和6年度末供用開始に向け、整備推進を図られるよう要望いたします。</p>
福岡空港へのアクセ	活発な都市活動や人流・物流を支える幹線道路ネットワークの

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>ス強化</p> <p>幹線道路ネットワークの整備推進</p>	<p>形成を図る上で、広域交通拠点である福岡空港との連携強化は、福岡市として取り組むべき大変重要な施策であります。</p> <p>このため、福岡空港の滑走路増設などの機能強化を見据え、太宰府方面及び福岡市の南部地域方面から福岡空港へのアクセス強化などを図るため、福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p> <p>福岡都市圏はもとより、九州全体の一体的な発展を促進していくためには、拠点間を結ぶ骨格となる都市高速道路や国道と、これらにアクセスする放射環状型の道路ネットワークが必要であります。</p> <p>このため、道路整備の推進に不可欠である道路整備予算を安定的に確保し、幹線道路の着実な整備促進について要望いたします。</p> <p>国道3号博多バイパスについては、平成30年3月の全線開通により、本市東部地域における交通の円滑化などの効果が発現されたものの、交通の要衝である下臼井交差点～空港口交差点間においては、著しい交通渋滞が発生しています。さらに、福岡空港の機能強化に伴う交通需要の増加が見込まれることから、同バイパス立体化の整備推進について要望いたします。</p>
<p>都市の成長を牽引する博多港の機能強化</p>	<p>博多港は、国内及び東アジアの主要港の中心に位置し、アジアに最も近い地理的優位性を有しており、九州で取り扱われているコンテナ貨物の約半数を取り扱うなど、福岡のみならず九州全体の市民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしております。</p> <p>近年、大規模自然災害が頻発しており、地震時においても、市民生活や経済活動を支える物流機能を維持する必要があります。</p> <p>さらに、全国的な視点では、代替輸送ルートの確保によるバックアップ体制の強化など、災害に強い海上交通ネットワークの構築が求められております。</p> <p>このような中、アイランドシティコンテナターミナルにおいては、岸壁背後のヤードを令和5年3月から供用開始しており、残る整備はD岸壁のみとなっております。</p> <p>一方、ターミナル背後においては、物流施設の立地に必要な基盤整備を着実に進め、ターミナルと一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を図っていく必要があります。</p> <p>このため、アイランドシティD岸壁（耐震強化岸壁）の早期整備、臨港道路整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり	<p>九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、最先端の技術革新の導入などにより様々な社会課題を解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する先進的なまちづくり「F u k u o k a S m a r t E a s t」に取り組んでおります。併せて、早期の土地利用転換に向け、まちづくりに共通する整備ルールを含めたランドデザイン（平成30年7月）に基づき、南エリアは、UR都市機構による都市計画道路整備とあわせた一体的な開発、北エリアは、福岡市による土地区画整理事業を推進しており、令和5年4月に、九州大学とUR都市機構による、土地利用事業者公募を開始しております。</p> <p>つきましては、先進的なまちづくりに向けた取組みへの支援や都市基盤整備に対する財政支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>
福岡市水素リーダー都市プロジェクトの推進	<p>福岡市は水素社会の実現を目指し、バイオマスである下水汚泥から水素を製造する世界初の水素ステーションを建設し、その水素を再生可能エネルギー由来である「グリーン水素」として地産地消するプロジェクトに産学官連携で取り組み、令和4年度からは商用運転を開始しております。</p> <p>しかし、水素利用の拡大のためには、トータルでコストダウンを図っていくとともに、水素ステーションの利便性向上や水素サプライチェーンの構築、市民生活への水素の実装などにより更なる需要を創出していくことが必要です。</p> <p>福岡市では、水素需要の更なる創出を目的として、トヨタ自動車と連携し、社会インフラを担う車両の開発・実装等を進めており、現在は、給食配送車やパッカー車の導入、救急車の実証に向けて取り組んでおります。</p> <p>さらに、市民生活への水素エネルギーの実装を目指し、九州大学箱崎キャンパス跡地等においては、最先端の技術革新による快適で質の高いライフスタイルと都市空間の創出に向けた「F u k u o k a S m a r t E a s t」の一環として、水素供給パイプラインの整備や、水素ステーションの整備等に向けた検討を進めております。</p> <p>つきましては、水素ステーションの運営費補助の継続、水素供給パイプライン導入に向けた環境整備及びFCトラック・FCバス等の導入やその燃料である軽油と水素価格の値差支援について、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p>

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
国際金融機能の誘致	<p>福岡市では、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」を設立し、オール福岡で国際金融機能の誘致に取り組んでいるところであります。</p> <p>TEAM FUKUOKAでは、福岡市と親和性が高い「資産運用業」、「フィンテック」及び「BCP対応業務」を重点的に誘致し、福岡らしい国際金融機能が集積することで、継続的にイノベーションを創出する国際都市を目指して取り組んでおり、これまで19社の誘致に繋げているほか、誘致した海外の資産運用会社とTEAM FUKUOKAメンバーによるファンドの設立により、国内外から投資を呼び込み、ESGの取組みを推進する地元企業の成長や海外進出を後押ししております。</p> <p>国におかれましては、海外金融事業者の受入れ環境の整備を進められているところですが、地方においても金融ライセンスの登録手続きや監督等の英語対応ができる環境を整備していただくとともに、現在資産運用業を対象とされている参入手続きの簡素化について、対象をフィンテック等に拡大していただきますよう要望いたします。</p> <p>あわせて、国際金融機能の誘致にあたりましては、医療、教育など、外国人材にとって暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、特に外国人児童生徒に対する充実した教育環境が整備されていることが重要であります。</p> <p>福岡市におきましては、海外企業や国際機関で働く外国人等の子弟のために、地元経済界及び市、県が協力して設置したインターナショナルスクールがあり、国際バカロレアなど国際的な教育認定機関の認定を受け、質の高い教育を行っております。しかしながら、既に施設の収容人数が限界にきていることから、今後、国際金融機能の誘致を円滑に進めるためには、インターナショナルスクールを拡充し、増加する教育ニーズに応えることができるよう、施設を整えることが不可欠です。</p> <p>つきましては、地元経済界や自治体など地域が協力して設置し、かつ国際的な教育認定機関の認定を受けるなど、外国人児童生徒に対して質の高い教育を行うインターナショナルスクールにつきましては、国際金融機能の誘致に大きく寄与することから、その施設の整備費用を対象にした補助金制度の創設を講じられますよう要望いたします。</p>
安心して生み育てられる環境づくり	<p>少子化の要因として、将来に対する経済的不安があり、長期にわたる子育ての経済的負担や不安を払拭しなければ、子どもを生み育てるといふ決断が難しくなっている状況があることから、幼</p>

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>サポートを必要とする子どもたちへの支援</p>	<p>児教育・保育の無償化の対象範囲の拡充及び低所得世帯等を除き保護者負担とされた保育所等の副食費の無償化を要望いたします。あわせて、学校給食費について、所得制限を伴わない公費負担（無償化）を念頭においた持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、必要な財政措置を講じるよう要望いたします。</p> <p>また、保育所や幼稚園に通っていない未就園児や発達に課題を抱える児童への支援など新たなニーズにも柔軟に対応できるよう、保育所等の余裕スペースを他事業に転用する場合の規制の緩和や多機能化のための補助制度を充実されますよう要望します。</p> <p>あわせて、保育所での障がい児や医療的ケア児の受け入れなど多様な保育ニーズへの対応に向けた保育の質の向上及び安定的な運営のため、奨学金返済支援制度の創設や公定価格の処遇改善等加算などの財政支援措置による、保育士確保・処遇改善に向けた支援の充実及び保育士の配置基準の見直しを要望いたします。</p> <p>保護者の収入に依らず、障がいのある子どもが必要な支援を受けられる環境を整備し、社会全体で障がいのある子どもの子育てを支援するために、未就学児及び学齢期の児童が利用する障がい福祉サービスの利用料及び児童発達支援センターにおける給食費の無償化を要望いたします。</p> <p>また、近年、全国的に不登校児童生徒数が増加し続ける中、福岡市においても、その支援の充実に取り組んでいるところであり、引き続き、子ども一人ひとりに応じた多様な支援を実施することで、誰一人取り残されない学びの保障を、社会全体で実現していくため、以下のとおり要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の状況を把握するためのアンケート（Q-Uアンケート）の実施など、自治体が行う不登校等の未然防止・早期対応のための取組みについて、国庫補助を新設していただきますようお願いいたします。 ・福岡市では、全ての中学校に適応指導教室を設置し、その運営を担うため、不登校対応を行う専任の教員（教育相談コーディネーター）を既存の教職員定数を振り替えて配置しています。加えて、校外にも4か所の適応指導教室を設置し、教育委員会事務局職員や非常勤職員等が運営しています。つきましては、不登校対応を行う専任の教員について、全ての中学校区への配置が可能となる加配定数の拡充が行われるとともに、適応指導教室の運営にかかる経費について、国庫補助を拡充されるようお願いいたします。

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>アートを活かしたまちづくり 「Fukuoka Art Next」の推進</p>	<p>す。</p> <p>これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の新興感染症等への対応も含めた感染症対策に関し、以下のとおり要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等の発生・まん延の防止には、サーベイランスや水際対策が非常に重要であり、福岡空港や博多港が立地し、国際的な人流が多い福岡市において、国が今後設置する国立健康危機管理研究機構の活用も含めた新興感染症に係るサーベイランス体制の強化や、実効性のある検疫体制の確保を図ること。また、感染拡大時において、その時々々の政治判断や経済の状況等によらず、速やかな対処が可能となるよう、国において、あらかじめ入国制限に関する一律の基準やルールを策定すること。 ・医療機関や介護施設等ハイリスク施設での感染対策については、引き続き、財政措置をはじめとする必要な支援を平時においても行うこと。また、感染拡大時においては、医療従事者の確保や感染症病床及び介護施設等ハイリスク施設における療養体制の確保など、短期的な医療需要に適切に対応できるよう必要な支援を行うとともに、感染拡大防止のため、検査試薬等の安定的な供給など検査体制の整備に向けた支援を行うこと。 ・今後の新興感染症等の発生時においても、従来どおり国の責任において感染症対策を講じるとともに、自治体を実施する感染症対策については、全額国費による財源措置を講じること。 <p>福岡市は、令和4年度から、彩りにあふれたアートのまちを目指し、「Fukuoka Art Next」を推進しています。</p> <p>市民が身近にアートに触れる機会を創出するとともに、スタートアップ都市としての強みを活かし、新しい価値の創造にチャレンジするアーティストが成長し活躍できる環境づくりに取り組んでおり、福岡市美術館周辺に位置する旧中学校校舎を活用し、令和4年9月にアーティストの成長・交流拠点「アーティストカフェ」を開設し、更に今年度は、大型作品の創作・展示を可能にするため体育館の改修を行うこととしております。</p> <p>また、アート産業の活性化を図るため、国において規制緩和された保税地域を活用し、アートフェアを開催するなど、産学官が連携して、アート分野におけるスタートアップ推進に取り組んでいるところです。</p>

福岡市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
D X の 推 進	<p>つきましては、アーティストの活動拠点となるアーティストカフェの整備や運営にあたり、施設改修や維持管理、アーティスト・イン・レジデンス事業にかかる費用への財政支援の拡充等、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p> <p>また、海外同様の税制度に係る優遇措置導入の検討や保税地域の更なる活用促進に向けた申請手続きの簡素化、またアーティスト・イン・レジデンス事業に参加する海外アーティストの作品販売活動の要件緩和など、アート産業の更なる活性化に向けて、特段の配慮が講じられますよう要望いたします。</p> <p>D X については、福岡市においても、市民の利便性の向上と行政の効率化を図る観点から、積極的に推進しているところです。</p> <p>国におきましても、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定するなど、取組みを積極的に推進しているところですが、これからの時代にふさわしい行政サービスを提供する観点から、次の事項について、早期にご対応いただけるよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国どこに移動しても、データの連携により自治体間で住民情報が引き継がれる「データポータビリティ」を実現すること。 ・真に支援が必要な子ども・家庭などに対するアウトリーチ型の支援や、個々の住民が利用できる制度や手当などを適切なタイミングで案内する「プッシュ型」の行政サービスの提供が可能となるよう、自治体による税情報などの柔軟な活用を可能とすること。 ・迅速で低コストの給付を実現するため、公金受取口座の登録を促進するとともに、特定公的給付に関する受領の意思確認を不要とすること。 ・行政手続きのオンライン化を進める上で課題となっている、法令に基づく対面による受付などの義務付けを撤廃すること。 ・デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの信頼を確保するとともに、カードの申請のみならず健康保険証利用申込、公金受取口座登録など、現場で必要となっている支援に係る財政的支援を行うこと。

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>1 子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置</p>	<p>令和5年(2023年)3月、こども政策担当大臣により「こども・子育て施策の強化について(試案)」が発表され、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策が公表されました。</p> <p>このことを受け、同年4月、熊本市において、子育て世代のニーズを確認するため緊急市民アンケートを実施致しましたところ、「高等教育費の負担軽減」「児童手当の拡充」「医療費の負担軽減」「学校給食費の無償化」等、国試案の強化策に掲げられた項目が上位を占める結果となりました。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 「こども・子育て施策の強化について(試案)」の完全実施、特に、高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充、学校給食費の無償化等、ライフステージごとの子育て世代に対する経済的支援の拡充をお願いしたい。</p>
<p>2 保育人材の確保・担い手の処遇改善</p>	<p>全国で保育士不足が生じており、熊本市でも、保育士の給与は全職種の平均と比較して低額で、また現配置基準下における労働環境に負担や不安もあることから、離職者が多く、潜在保育士の再就職も進まない状況にあります。</p> <p>保育士賃金は、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により職員収入の3%程度(月額9,000円)の引き上げ措置が講じられていますものの、他業種との平均賃金の乖離幅の完全な解消は難しく、更なる加算措置が必要です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 慢性的な保育士不足の中、国が進める職員配置基準の見直しの実現のためには、保育士等の人材確保や保育士等が安定的・継続的に働くことのできる処遇の改善が必須であり、処遇改善等加算の更なる拡充を要望する。</p>
<p>3 内密出産についての法整備等</p>	<p>令和元年(2019年)11月、熊本市の医療法人聖粒会 慈恵病院が設置を表明された、いわゆる内密出産については、令和3年(2021年)12月からこれまでに9例の内密出産とされる事例が確認されています。</p> <p>全国から慈恵病院に寄せられる妊娠に関する悩み相談は、令和4年度(2022年度)だけでも2,799件となっており、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている方々が全国に多数存在していることが明らかとなっています。</p> <p>こうした中、同年9月、国から「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」(いわゆる「内密出産ガイドライン」)が通知されました。</p> <p>内密出産ガイドラインでは内密出産の実施の枠組みが示されたところではありますが、依然として、こどもの出自を知る権利の保障をはじめとする様々な課題が残されています。</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
4 こども医療費負担軽減に向けた措置	<p>令和5年(2023年)4月、熊本市は、「妊娠内密相談センター」を設置し、専門職がチームでソーシャルワークを行い、予期せぬ妊娠に悩む方の課題解決に向けた支援の体制強化に着手したところですが、内密出産制度の法整備を含めた検討や課題解消に向けた更なる体制整備は、一自治体・一医療機関で解決できるものではありません。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所(仮称)及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。 2 全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。
5 データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様・規格の統一及び構築・運用に係る財政的・人的支援の強化	<p>わが国の将来を担う、こどもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題です。このような中、熊本市では、子ども医療費助成について更なる制度拡充の要望が大きいことから、高校3年生(満18歳)までの対象年齢拡大と保険調剤に係る自己負担の無料化を、令和5年(2023年)12月から開始予定としています。</p> <p>子ども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じており、熊本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、外来診療に係る自己負担の無料化など、より一層の軽減等を求める要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮しています。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て世帯が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子ども医療費の負担軽減に向けた制度創設及び財源確保を講じていただきたい。
	<p>現在、国においては、各地域が主体となった地域単位でのデータ連携基盤の整備を想定し支援されていますが、熊本市としては、データ連携基盤は、本来、全国で一本化された基盤を国が構築し管理することが望ましいと考えています。そのようなことから、熊本市では、様々な地域課題解決に向け、データを活用した施策立案等を行うため、将来的な広域連携についても視野に入れながら、機能や活用範囲など、データ連携基盤の在り方について熊本県とともに検討を行っているところです。</p> <p>国においては、自治体に対し、データ連携基盤のコアとなる部品(推奨モジュール)の公開・提供や技術的助言等を行われているものの、この採用につい</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>6 地域手当の支給 地域の見直し</p>	<p>ては自治体の判断に委ねられているところであり、将来的な国、自治体、事業者等多様な主体との相互連携・広域連携を想定した場合、仕様が統一されていないことによる費用負担や技術的な支障が生じることが懸念されます。加えて、国のデジタル田園都市国家構想交付金等による財政的支援については、導入時の支援が主であり、その安定的かつ持続可能な運営のための維持管理経費や、将来の機能拡張・地域ごとに構築されたデータ連携基盤相互の連携に係る費用については財政的支援が十分ではありません。</p> <p>さらに、自治体においては、データ連携基盤を有効に活用するための知見や、参照すべき具体的な好事例等が不足しています。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 将来的なデータ連携基盤の広域連携に向けて、地域が遵守すべき統一仕様（標準仕様）を示していただきたい。あわせて、構築・運用に向けた財政的・技術的支援等を強化いただきたい。 2 データ連携基盤を有効に活用するため、国による専門家の派遣等の人的支援や、更に踏み込んだ事例、ノウハウ等の情報提供をお願いしたい。 <p>地域手当は、給与構造改革の一環として、平成 18 年（2006 年）4 月から、全国の公務員の本俸を平均 4.8%削減する一方で、地域の実情に合わせた給与水準を確保するために導入されましたが、熊本市は、地域手当支給地域対象とされていません。</p> <p>地域手当の支給対象地域は、地域における「民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮」して定めるよう、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」とします。）に規定されているにもかかわらず、賃金構造基本統計調査（いわゆる賃金センサス）に準拠して定められており、物価等が考慮されていません。</p> <p>総務省統計局が公表している令和 3 年（2021 年）「消費者物価地域差指数」（令和 4 年 6 月 10 日公表）によると、近隣の福岡市（98.0）や北九州市（98.4）、同規模人口の岡山市（98.0）や浜松市（98.6）と比較した場合、熊本市の物価指数「99.0」は高い水準にあります。</p> <p>令和 4 年（2022 年）10 月 7 日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」において、地域手当については、「国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則」とされています。給与法の規定では、賃金センサスに加え物価水準なども考慮すべきとされていますが、算定対象とされておらず、熊本市の物価水準等、地域の実情をきめ細かく反映するためには、地域手当支給要件の見直しが必要です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の実情をより反映できるよう、地域手当支給要件の見直しを行い、熊

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>7 学校給食費の無償化に対する財政支援</p>	<p>本市を支給地域としていただきたい。</p> <p>熊本市は、生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償化しています。また、昨今の物価高騰による給食用食材価格の高騰への対応については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、保護者の負担を増やすことなく栄養バランスのとれた学校給食の提供をしています。</p> <p>子育て世帯の教育費における給食費の割合は小さくなく、相当な負担感があります。また、一日の栄養摂取量の大半を学校給食で賄っているこどもがいるなど、学校給食はこどもたちのセーフティネットとしての機能を有しています。</p> <p>そのような中で、学校給食費の無償化に取り組む自治体もあることから、自治体の規模や財政力によって地域間の格差が生じることが懸念されます。熊本市において学校給食費の無償化を実現するためには、新たに約28億円の財源確保が必要となり、熊本市独自の財源だけで実施することは困難です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、こどもたちに安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供するため、学校給食費の無償化について、恒久的な財政的支援をお願いしたい。</p>
<p>8 子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等</p>	<p>少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。</p> <p>熊本市においても、中学校運動部・文化部部活動数のうち8割を超える部活動が教員のみが指導している部活数となっており（令和4年（2022年）8月時点）、部活動の指導が教員の大きな負担となっています。</p> <p>このような中、令和4年（2022年）にスポーツ庁、文化庁から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」について、「まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進し、平日の環境整備はできるところから取り組む」こととされています。</p> <p>しかしながら、持続可能な部活動運営を行うためには、休日だけでなく平日も含めた検討を早急に行う必要があり、教職員の負担軽減のためには、部活動指導員などの外部人材を確保する必要があります。</p> <p>また、熊本市の総合型地域スポーツクラブ数は23クラブしかなく、地域クラブの受け皿としては少ない状況です。</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>9 義務教育課程における少人数学級の更なる推進</p> <p>10 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報の積極的発信</p>	<p>これらの課題を踏まえ、熊本市では、熊本市部活動改革検討委員会を設置し、持続可能な運営主体のあり方等について検討していますが、運営に要する費用等について財政支援が必要となることが想定されます。また、指導に係る人件費相当額については、保護者が運営主体に支払うことも検討していますが、保護者の負担が過度なものとならないよう、受益者負担の考え方を取り入れている他の制度と同様に公費による一部負担を検討していく必要があります。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するためにも、部活動改革について、休日だけでなく平日も含めた方向性を早急に示していただきたい。 2 部活動指導員や外部指導者の配置など教員以外の人材を含む指導体制を整備するための施策について、配置の拡大や実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等への補助制度創設など、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じていただきたい。 <p>義務教育標準法の改正により、小学校の普通学級における学級編制の標準は、令和7年度(2025年度)までに段階的に35人学級に移行されます。熊本市は、国のスケジュールに先駆けて、令和4年度(2022年度)から小学校5年生への35人学級を導入し、令和5年度(2023年度)は小学校6年生へ拡充しましたが、新たな教室等の確保のための仮設建物設置に要する経費については、国庫補助の対象となっていないため、市の一般財源により対応しています。</p> <p>一方、中学校の普通学級における学級編制の標準は、依然として40人が標準とされており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の実現が困難な状況です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の普通学級における学級編制の標準が35人に引き下げられたことに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。 2 中学校における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を見直し、基礎定数の改善を図るため、義務教育標準法を改正していただきたい。 <p>ワクチンの安全性等に関する一方的な情報や不正確な情報が拡散すると、対象者の接種判断に不安が生じ、また、接種は強制でないにも関わらず、差別的な扱いが行われることなどが懸念されます。</p> <p>ワクチンの安全性等について、様々な世代の対象者に十分な周知を行うためには、対象者の属性に応じ、テレビ、新聞、ホームページやSNSなど、多様</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
11 農業農村整備事業に対する当初予算額の確保	<p>な媒体を用いた周知を行う必要があります。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について効果的な方法により十分な周知を行うとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行っていただきたい。 <p>熊本市のほ場整備率は着実に上昇していますが、令和3年度（2021年度）の末日時点で約3割は未整備の状況です。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っています。</p> <p>また、高度経済成長期に造成された基幹的農業水利施設の多くが、近年老朽化により更新時期を迎えています。平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震などの大規模災害を経験し、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市域に存在する防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進めていく必要もあります。</p> <p>生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進めることが必要です。また、農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水利施設等保全高度化事業の新規要望地区である元三地区（採択申請予定）について、必要な予算額を確保していただきたい。 2 防災重点農業用ため池の対策工事等に必要な予算額を確保していただきたい。 3 農業農村整備事業について、令和6年度（2024年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
12 半導体関連企業進出支援に対する財政支援	<p>台湾積体回路製造（TSMC）の進出計画を契機とし、県内外の半導体関連産業における熊本への新たな設備投資の動きが活発化しており、半導体関連企業の立地件数は、令和3年度（2021年度）に前年度比約3倍に増加し、令和4年度（2022年度）も高水準を維持しています。令和5年度（2023年度）も引き続き、県内への新たな設備投資に関する問い合わせが寄せられているとともに、地場企業においても、半導体関連需要の増大に伴う事業拡大や新規参入の動きがみられます。</p> <p>熊本市では、令和3年（2021年）12月に市長をトップとする「半導体関連産業集積推進本部」を設置し、半導体関連産業の更なる集積と波及効果の拡大等に取り組むこととしています。また、令和5年（2023年）3月には、民間事業者による産業用地整備事業の企画提案の募集を開始するなど、半導体関連企</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
13 地域公共交通維持のための支援	<p>業をターゲットとした立地環境の整備や誘致活動を進めており、その中で、半導体の生産拠点はもとより、半導体製造装置や部素材の製造業、運送業、関連サービス業など、多様な業種の施設等の整備に関する検討状況や投資意向を確認しているところです。</p> <p>国においては、高性能な半導体の生産施設等の整備を支援する特定半導体基金事業や、パワー半導体などの従来型半導体、半導体製造装置及び部材の生産施設等のうち投資規模が大きいものの整備を支援する安定供給確保支援基金事業を行っていますが、サプライチェーンの強靱化に資するものであっても、事業の規模等によっては支援が得られない状況にあります。</p> <p>半導体の安定的な供給のためのサプライチェーンの強靱化に向け、関連企業の積極的な投資を後押しするためには、現行の基金事業を継続的に実施するとともに、投資規模などの支援要件を緩和し、熊本市をはじめ熊本連携中枢都市圏において新たな生産拠点等の整備を検討している幅広い規模や業種の企業を支援する必要があります。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 半導体の安定供給のためのサプライチェーンの強靱化に向け、半導体及びその製造装置、部素材等の生産拠点整備事業に対する支援を継続するとともに、要件の緩和等により、幅広い企業規模や業種のサプライヤー等に対する支援をお願いしたい。</p> <p>路線バスは、市民の日常の移動手段の中心となっており重要な交通手段ですが、モータリゼーションの進展等により、利用者が大きく減少していることに加え、近年の深刻な乗務員不足もあり、多くの路線で廃止・減便が行われています。</p> <p>直近では新型コロナウイルス感染症第8波の収束等により、感染拡大前と比較して約9割まで利用者が回復してきましたが、これまでの利用者減少や昨今の燃料、物価高騰等の影響により交通事業者の経営は大変厳しい状況にあります。路線バス以外の公共交通についても、同様に依然として厳しい状況が続いています。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少や、燃料費高騰等により危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。</p>
14 九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市	<p>熊本市は、九州中央の広域交流拠点都市として、九州各地からの交通需要を受け入れることが可能となる新たな広域道路ネットワークを着実かつ迅速に実現し、地域経済の発展を目指す必要があります。</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現	<p>また、着実な交通混雑の解消に向け、交差点の改良や安全対策による身近な道路環境の改善で、都市内交通を円滑化すること、並びに誰もが快適に移動できる都市空間として、定時性・速達性が確保された道路ネットワークや都市交通の整流化等の形成を目指すため、2環状11放射道路網の整備を促進する必要があります。さらに、橋梁等重要インフラ施設の効率的な維持管理や土砂災害・冠水被害の回避、無電柱化の推進等、誰もが安全・安心で快適に利用できる道路空間の機能を維持する必要があります。しかしながら、道路ネットワークの基盤である「2環状11放射道路網」においては、未だに連携しきれていない環状・放射道路ネットワークが存在しており、平成28年熊本地震では幹線道路の度重なる不通等を経験しました</p> <p>また、熊本市の市内中心部での平均旅行速度は三大都市圏を除く政令指定都市でワースト1、さらに、全国旅客数トップ10位及び九州主要空港において、市内中心部までの移動時間も全国ワースト1であるなど、交通渋滞が常態化しており、市民生活をはじめ経済活動にも深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>このような中、令和3年(2021年)6月に、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化やICT・自動運転等の技術の進展を見据え、「熊本県新広域道路交通計画」を策定しました。さらに、世界的半導体企業である台湾積体電路製造(TSMC)の熊本都市圏進出が公表され、今後、半導体産業及び関連企業等の集積の加速化が見込まれています。</p> <p>これらの課題解決のための事業実施に向けて、計画的かつ着実に事業を推進するための財源を確保する必要があります。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 九州の発展をけん引する熊本都市圏における新たな高規格道路3路線の計画実現に向けた最大限の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の早期実現に向けた必要な調査・検討において、幅広い知見での助言や高度な技術的協力などの最大限の支援、及び所要額の確保 2 台湾積体電路製造(TSMC)の進出効果を最大限発揮し、熊本が日本経済の安全保障の一翼を担うために必要な広域道路ネットワークの着実かつ迅速な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・以下4路線の国直轄による早期実現 <ol style="list-style-type: none"> ①中九州横断道路(熊本北～下硯川)の利便性向上に資するIC設置及び早期事業化、中九州横断道路(合志～熊本)の整備促進 ②熊本宇土道路の整備促進 ③有明海沿岸道路(熊本県側)の早期事業化 ④国道3号植木バイパス事業中区間(3-1工区)の早期完成、未事業化区

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>15 公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保</p>	<p>間（1工区）の早期事業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄事業と連携し相乗効果を発揮する熊本西環状道路の早期整備に向けた所要額の確保 <p>3 主要渋滞箇所の早期解消など市内一円で発生する慢性的な交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑の緩和のための更なる連携強化 <p>4 重要インフラ等の機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化や防災・減災のために必要な「国土強靱化のための5か年加速化対策予算」の別枠での確保及び当初予算での措置 <p>熊本市の公共交通利用者はピーク時の3割まで減少しており、今後高齢者の増加が見込まれる中、公共交通サービスの維持が課題となっています。さらに、熊本市の主要渋滞箇所数や自動車の平均速度は、三大都市圏除く政令指定都市でワースト1位を記録するなど、慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞解消が喫緊の課題となっています。空港アクセス鉄道の整備やTSMCの進出により社会環境が変化することで熊本都市圏における公共交通網への負荷がかかることが懸念されます。</p> <p>これらの課題解決のためには、誰もが移動しやすい環境を構築し、自動車交通から公共交通への転換を促すことが重要であり、そのためには市電の既設電停のバリアフリー化の早期整備など、安全性・利便性の向上等を図る必要があります。また今後大きく変化する社会環境に対応するため、交通結節点の機能強化等を図っていく必要があります。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <p>1 電停バリアフリー化の整備や交通結節点の機能強化について、事業の推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。</p>
<p>16 路線バス事業者への支援</p>	<p>令和2年(2020年)1月に熊本市に本社を置くバス事業者5社が、独占禁止法の特例法に基づく共同経営型への事業形態に移行することで合意され、令和3年(2021年)3月には全国初となる共同経営の認可を受けられました。令和5年度(2023年度)も引き続き、バス事業者5社が連携した利用促進の取組や定時性向上に資するダイヤ改正の実施や検討など、順次共同経営の取組を拡充する予定であるところ、その際にはノウハウや財政的な支援が必要です。特に路線バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少や、燃料費高騰等により、大変厳しい経営を強いられています。</p> <p>また、路線バスの地域間幹線系統確保維持国庫補助金の算定において、熊本市は「南九州ブロック単価」が適用されていますが、熊本都市圏を運行しているバス事業者が負担する自社単価は、「南九州ブロック単価」を大幅に上回っており、実質赤字系統であっても国庫補助の対象外となっています。</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
<p>17 下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援</p>	<p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通の経営の安定化を図るため、地域の実情に沿った円滑かつ柔軟な共同経営に向けた取組に対し、引き続き支援を行っていただきたい。 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直しを行っていただきたい。 <p>熊本市では、平成 28 年熊本地震や、近年、全国で頻発している浸水被害をふまえ、下水道施設の耐震化や浸水対策の取組を進めています。</p> <p>老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を行っていますが、今後、事業費の増大が見込まれます。</p> <p>また、今後予定している雨水ポンプ場等の整備や「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づいて「有明海流域別下水道整備総合計画」が策定されており、その方針である高度処理施設の整備においては、短期間に多額の集中投資が必要となる見込みです。</p> <p>下水道事業には多くの予算が必要であり、予算確保がなされない場合、地震対策や浸水対策等、国土強靱化の取組に遅れが生じます。</p> <p>今後増加が見込まれる老朽化対策事業について、必要な財源と適切な支援がなされない場合、公衆衛生や公共用水域の水質の悪化、道路陥没による社会経済への影響等が生じます。また、浸水対策や高度処理の施設整備にあたっては、短期間に投資が集中することから、柔軟な財政支援がなされない場合、計画的な事業推進に影響が生じます。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の機能を継続的に発揮させるため、地震対策、浸水対策など、下水道関係予算の確保に努めていただきたい。 2 改築需要の増大が見込まれる中、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、必要な財源の確保と適切な支援を行っていただきたい。 3 浸水対策や高度処理の施設整備等、短期間に多額の投資が必要な事業について、事業費の変動に応じた柔軟な財政支援を行っていただきたい。
<p>18 世界に認められた熊本地域の地下水保全対策への支援</p>	<p>令和 4 年（2022 年）4 月に熊本市で開催された「第 4 回アジア・太平洋水サミット」では、アジア・太平洋地域における様々な水問題の解決に向けた連携を強化し、持続可能で災害に強い「質の高い社会」の実現を目指す「熊本宣言」が採択されました。同サミットでは、環境活動を行っている市民団体や民間事業者のほか、将来を担うユース（高校生）が水問題に関する研究活動を発表するなど、学習・活動してきた成果を、広く国内外に発信することができました。令和 5 年（2023 年）1 月に開催した同サミットのアフターイベントにおいて、</p>

熊本市要望事項

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	<p>高校生（ユース水守）を中心とした新たな地下水保全の仕組みづくりに取り組み始めたところです。</p> <p>一方で、大量の地下水採取を必要とする半導体関連企業等の熊本地域への進出により、工場稼働後の地下水量の減少や工場排水による地下水質への影響が懸念されています。</p> <p>次世代へ健全な水循環を継承していくためには、圏域を超えた住民・事業者・行政協働による様々な地下水保全対策を継続するための国による財政支援が必要です。また、将来を担うユースが、アジア太平洋地域の水問題に関わる様々な課題や取組を共有し、アジア・太平洋地域をネットワーク化し、地域の実情に応じた活動の発展に結びつけるための環境整備が必要です。</p> <p>つきましては、次のとおり要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 半導体関連企業等の進出を踏まえ、地域における地下水保全対策を更に推進するための新たな財政支援制度を創設していただきたい。 2 アジア・太平洋地域のユースが各国の水問題解決に向けた議論を定期的に行うための仕組みを創設していただきたい。